

平成26年度

包括外部監査結果報告書

平成26年12月

枚方市包括外部監査人

公認会計士 榎本 浩

包括外部監査結果報告書 目次

「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	3
5. 包括外部監査の実施期間	4
6. 包括外部監査人を補助した者	4
7. 利害関係	4
第2. 監査対象の概要	5
1. 枚方市における高齢化の状況	5
(1) 枚方市の高齢者人口	5
(2) 生活の状況	7
(3) 被保険者数及び要介護認定者数の推移	8
2. 高齢者施策に係る関連歳入・歳出の状況	10
(1) 直近5年間の歳入・歳出の推移	10
(2) 平成25年度の歳入・歳出の予算及び決算の状況	11
(3) 介護保険の各年度の収支	12
(4) 一般会計の財政負担額の推移	13
3. 市における高齢者保健福祉施策	14
(1) ひらかた高齢者保健福祉計画 21	14
(2) 地域包括ケアシステム	20
(3) 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）	23

(4) 市が実施している施策	24
4. 介護保険制度の概要	26
(1) 介護保険制度の概要	26
(2) 介護保険制度の仕組み	27
(3) 介護認定不服申し立て及び区分変更申請	28
(4) 財源の負担状況	29
(5) 申請からサービス提供までの流れ	30
(6) 介護保険制度に係る施設	32
5. 指定管理者制度導入施設	33
(1) 指定管理者制度の概要	33
(2) 指定管理者制度導入の趣旨・目的	33
(3) 市における指定管理者制度の導入状況	33
(4) 指定管理者の募集及び選定方法	34
(5) 指定管理者のモニタリング	35
(6) 指定管理者対象施設の概要	36
第3. 監査の結果及び意見	43
1. 監査の結果及び意見の構成	43
2. 地域包括ケアシステム	45
(1) 地域包括ケアシステムの実現	45
3. 高齢者サポートセンター	48
(1) 運営法人の選定	48
(2) 収支状況のモニタリング	50
(3) 業務モニタリング	54
4. 介護保険制度	62
(1) 介護保険特別会計の概要	62
(2) 介護保険特別会計予算実績比較	65
(3) 二次予防事業対象者把握事業	66
(4) 保険料徴収業務	70
(5) 介護施設	73
5. 一般会計（高齢者施策）	89

(1) 一般会計の概要	89
(2) 枚方市老人福祉センター楽寿荘	91
(3) 街かどデイハウス	96
(4) 緊急通報システム事業	106
(5) 高齢者外出支援カード配布事業	109
(6) 老人クラブ育成補助事業	111
(7) シルバー人材センター事業費補助事業	113
第4. 総括意見	116

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び枚方市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 25 年度（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても監査対象とする。

3 . 事件を選定した理由

わが国での少子高齢化が進行する中、総人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在、1 億 2,729 万人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は過去最高の 3,189 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も 25.1%となっている。枚方市においても、平成 12 年度は 12.1%、平成 23 年度は 21.0%であった高齢化率が平成 27 年度には 25%を超え、市民のおよそ 4 人に 1 人が高齢者になると見込まれる。その後も継続的に上昇するものと予測され、平成 33 年度には高齢者人口のピークを迎え、75 歳以上の高齢者人口が高齢者人口の半分を超えると見込まれる。

また、介護保険制度においても、その要介護・要支援の認定者数は着実に増加しており、介護保険事業運用期間の第 1 期（平成 12 年度～14 年度）に比して、第 5 期（平成 24 年度～26 年度※推計）には 2.6 倍を超える見込みであり、その介護保険サービス給付費も約 2.8 倍に増加する見込みである。

そうした状況のなか、平成 23 年 6 月には「地域包括ケアシステムの実現」に向けた介護保険法の改正が行われ、枚方市は、「第 4 次枚方市総合計画基本構想」における基本目標のひとつである「健康で心豊かな自立と共生のまち」の実現を掲げる分野別計画として「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 5 期）」を策定し、長期的視点に基づいた介護保険制度の適正な運営や特に在宅施策に重点を置いた高齢者福祉施策の推進を図り、また、地域包括ケアシステムの実現に向けさらなる推進に取り組んでいる。その一方で、限られた予算の中で、ますます増大する行政への期待に対応していかなくてはならず、より効率的な行政運営が求められている。

このような背景のもと、高齢者福祉施策の合規性のみならず、現在の高齢者施策の必要性、適切な受益者負担のあり方、公民協働の可能性、介護保険制度運営の円滑な実施など、現在の施策を総合的な視点から点検することや事業計画の策定とそれに基づく事業運営が適切に実施されているかについて、経済性・効率性・有効性の観点から、総合的な検証を行うことは有用であると考えられる。

これらの点を踏まえ、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行を特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

福祉部をはじめとする高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務の施行を所管する部局並びに高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務を執行する財政援助団体

(2) 監査要点

- ① 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に係る歳入・歳出額は関係法令、規則及び諸規程に準拠して処理されているか。
- ② 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に係る財産の管理運営は適切に行われているか。
- ③ 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業は、計画性をもって経済的、効率的、かつ、有効的に実施されているか。

- ④ 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の事後評価と、それに基づく改善活動は適切に行われているか。

(3) 主な監査手続

- ① 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事業に係る各種会計情報の比較分析、関係者への事情聴取、関係書類・帳票類等の閲覧・突合等を実施し、その実態を調査・検討した。
- ② 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する補助金について、任意で抽出を行い、それぞれについて下記の手続を実施した。
 - 補助金の内容に関する質問
 - 各種書類の決裁状況等の確認
 - 交付申請書の確認
 - 実績報告書の確認
 - 補助金交付の合理性の検討
- ③ 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事業に係る関連団体への事情聴取、関係書類・帳票類等の閲覧等を実施し、枚方市と地域包括支援センター等の業務委託先の法人をはじめとする関連団体との関係の合理性について検討した。
- ④ 下記の施設等につき視察を実施した。なお、視察先の選定に関しては、高齢者施策において、施設が果たす役割の重要性、施設の整備及び運営等にかかる費用の金額的重要性等を総合的に勘案して行った。
 - 高齢者サポートセンター（みどり・聖徳園）
 - 指定管理者制度導入施設（市立特別養護老人ホーム・市立デイサービスセンター）
 - 直営施設（市立老人福祉センター楽寿荘・シルバー作業所）
 - 街かどデイハウス（多・宝・夢「ひろば」・人と木）
- ⑤ 金額的重要性の高い事業（平成 25 年度決算額 10,000 千円以上）については、担当者への質問を実施し、協定書、契約書、決裁書等各種関連資料の査閲を実施した。
- ⑥ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 26 年 7 月 2 日 至 平成 26 年 12 月 25 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士 中島 久木

公認会計士 瀧上 直人

公認会計士 三木 貴之

公認会計士 平川 理恵

公認会計士 中原 純一

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

1. 枚方市における高齢化の状況

以下（1）から（3）の記述及び表は、「ひらかた高齢者保険福祉計画 21」（第5期）に基づいて記載している。

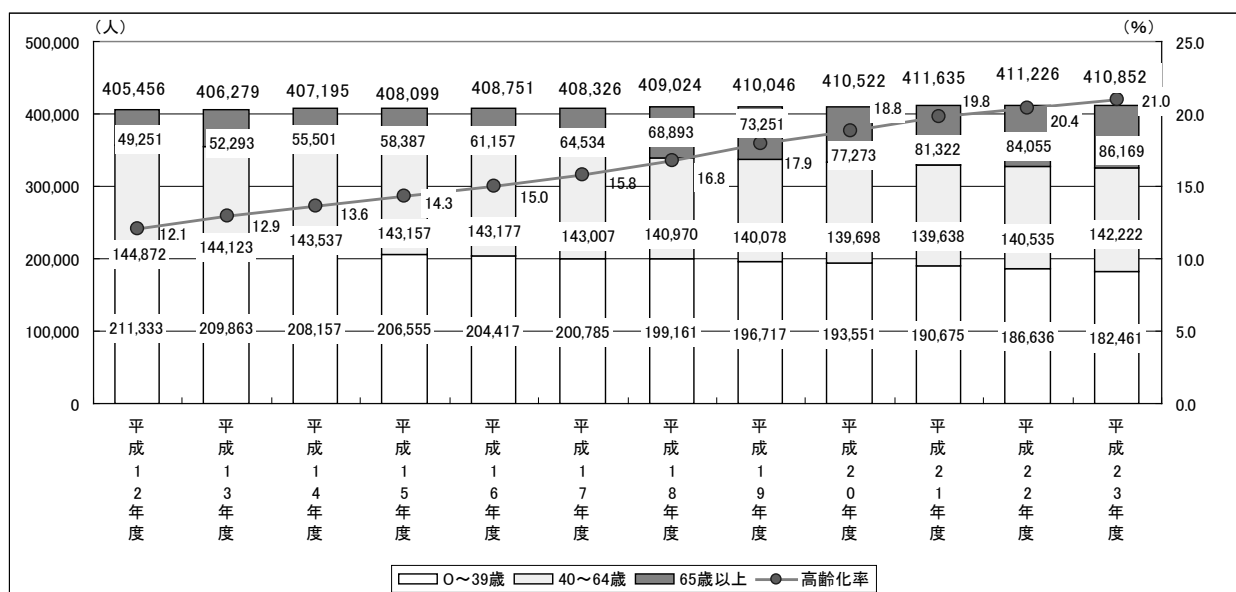
（1）枚方市の高齢者人口

介護保険制度が施行された平成12年度以降の枚方市（以下、「市」という。）の人口推移は以下のとおりである。年々、わずかな増加傾向で推移していたが、平成22年度以降、減少に転じている。また、平成21年度以降、40歳未満の人口は継続的に減少する中、介護保険の被保険者である40歳以上の人口は増加しており、毎年約0.6%のペースで高齢化率は上昇している。

【人口の推移】

（単位：人）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	405,456	406,279	407,195	408,099	408,751	408,326	409,024	410,046	410,522	411,635	411,226	410,852
0～39歳	211,333	209,863	208,157	206,555	204,417	200,785	199,161	196,717	193,551	190,675	186,636	182,461
40～64歳	144,872	144,123	143,537	143,157	143,177	143,007	140,970	140,078	139,698	139,638	140,535	142,222
65歳以上	49,251	52,293	55,501	58,387	61,157	64,534	68,893	73,251	77,273	81,322	84,055	86,169
65～74歳	31,383	33,279	35,218	36,896	38,217	40,155	42,859	45,490	47,797	50,065	50,967	50,963
75歳以上	17,868	19,014	20,283	21,491	22,940	24,379	26,034	27,761	29,476	31,257	33,088	35,206
高齢化率	12.1%	12.9%	13.6%	14.3%	15.0%	15.8%	16.8%	17.9%	18.8%	19.8%	20.4%	21.0%



資料：住民基本台帳人口と外国人登録の合計 各年10月1日現在

また、高齢者人口の将来推計をみると、今後も増加傾向が続き、平成27年度には高齢化率が25%を超え、市民の約4人に1人が高齢者になると見込まれている。

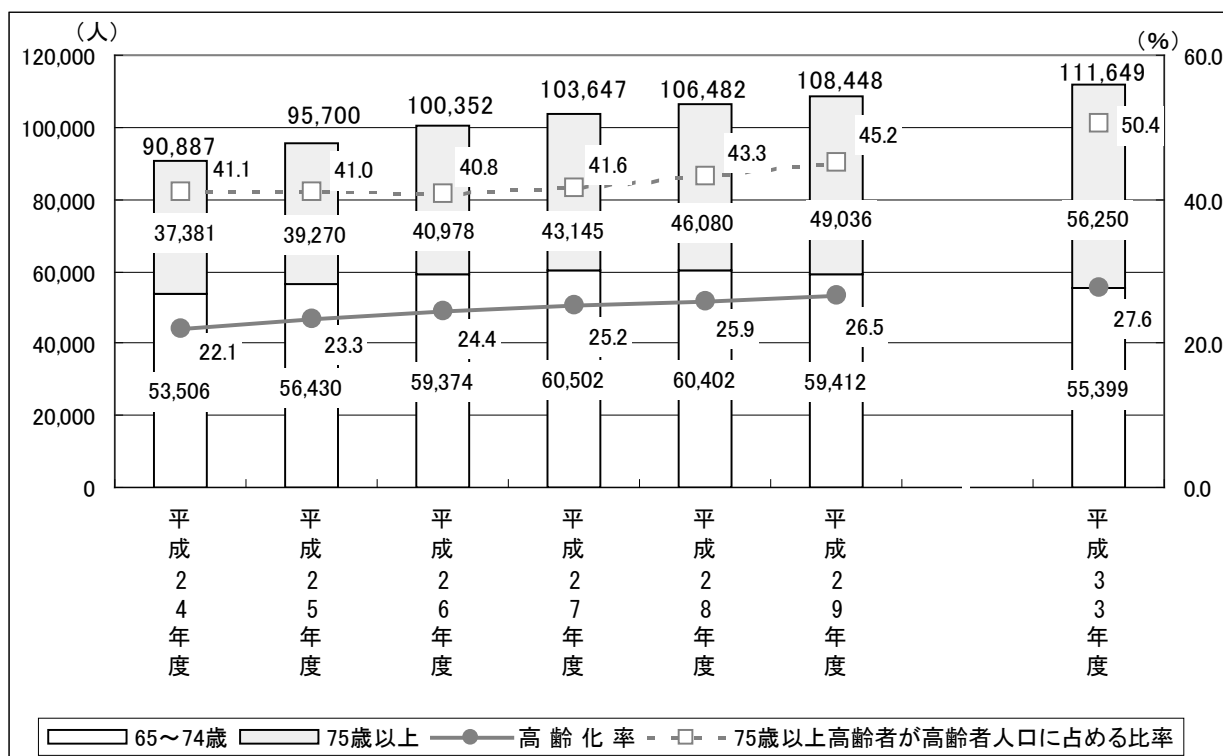
さらに、平成33年度には、市の高齢者人口のピークを迎え、75歳以上高齢者人口が高齢者人口の半数を超える見込みとなっている。

【高齢者人口の将来推計】

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成33年度
高齢者人口	90,887	95,700	100,352	103,647	106,482	108,448	111,649
65～74歳	53,506	56,430	59,374	60,502	60,402	59,412	55,399
75歳以上	37,381	39,270	40,978	43,145	46,080	49,036	56,250
高齢化率	22.1%	23.3%	24.4%	25.2%	25.9%	26.5%	27.6%
75歳以上高齢者が高齢者人口に占める比率	41.1%	41.0%	40.8%	41.6%	43.3%	45.2%	50.4%

注記：推計方法は、コーホート変化率法による 各年10月1日現在の推計値



(2) 生活の状況

①世帯の状況

高齢者のいる世帯は、平成22年現在、57,479世帯であり、総世帯数の35.1%を占めている。平成17年の数値と比較すると、高齢者のひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯がともに増えていることがわかる。

【高齢者のいる世帯の状況】

	平成17年		平成22年		平成22年 (大阪府)
	世帯数	比率	世帯数	比率	比率
一般世帯総数	154,608	—	163,830	—	—
高齢者のいる世帯数	44,650	28.9	57,479	35.1	35.2
ひとり暮らし世帯	10,757	24.1	14,903	25.9	32.2
うち、75歳以上のひとり暮らし世帯	5,056	11.3	7,279	12.7	15.8
うち、85歳以上のひとり暮らし世帯	1,067	2.4	1,615	2.8	3.5
夫婦のみの世帯	15,624	35.0	20,556	35.8	30.5
うち、75歳以上がいる世帯	4,929	11.0	7,376	12.8	12.1
うち、85歳以上がいる世帯	556	1.2	889	1.5	1.6
その他世帯	18,269	40.9	22,020	38.3	37.4

資料：国勢調査

注記：世帯類型別の比率は、高齢者のいる世帯に対する比率

②世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯の住宅の種類をみると、市全体と比べて持ち家の比率が高く、76.5%となっており、借家においては、公営・公団住宅の比率が高くなっている。

【高齢者のいる住居の状況（平成22年）】

	市全体		高齢者のいる世帯		高齢者のいる世帯 (大阪府)
	世帯数	比率	世帯数	比率	比率
総世帯	163,830	100.0	57,479	100.0	100.0
持ち家	108,181	66.0	44,003	76.5	66.9
借家					
公営・公団住宅	13,930	8.5	6,767	11.8	13.2
民営の借家	33,759	20.6	6,149	10.7	18.5
給与住宅	4,234	2.6	164	0.3	0.3
間借り	1,295	0.8	327	0.6	0.8
その他	2,431	1.5	69	0.1	0.3

資料：国勢調査

(3) 被保険者数及び要介護認定者数の推移

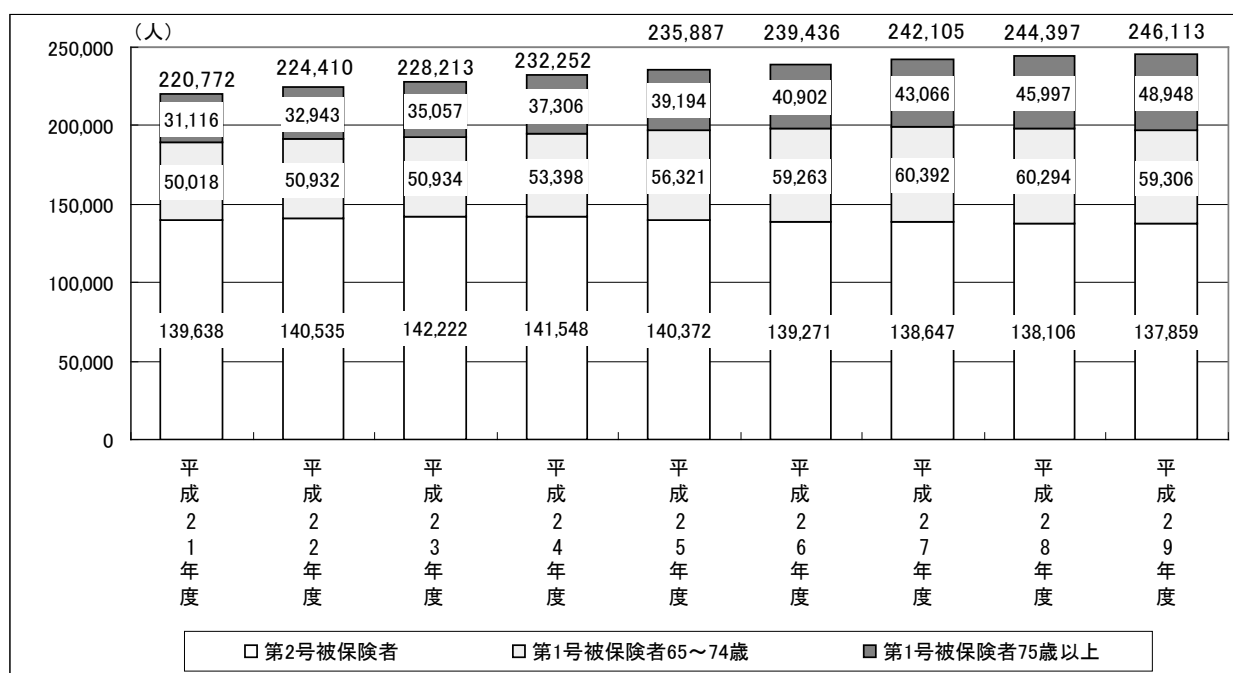
①被保険者数の推移

平成 21 年度から平成 29 年度における被保険者数の推移と推計は以下のとおりである。
65 歳以上の第 1 号被保険者数は一貫して増加すると見込まれているが、65～74 歳までの被保険者数は平成 27 年度をピークに減少に転ずると見込まれている。

【被保険者数の推移と推計】

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保険者総数	220,772	224,410	228,213	232,252	235,887	239,436	242,105	244,397	246,113
第1号被保険者	81,134	83,875	85,991	90,704	95,515	100,165	103,458	106,291	108,254
65～74歳	50,018	50,932	50,934	53,398	56,321	59,263	60,392	60,294	59,306
75歳以上	31,116	32,943	35,057	37,306	39,194	40,902	43,066	45,997	48,948
第2号被保険者	139,638	140,535	142,222	141,548	140,372	139,271	138,647	138,106	137,859



②要介護認定者数の推移

平成22年度と平成23年度における5歳ごとに区分した要介護度別認定率の推移から、将来の年齢区分別の要介護度別認定率を設定し、40～64歳及び65歳以上の推計人口を乗じて、要支援・要介護度別認定者数を推計している。

なお、この推計は介護予防の実施による効果を含んだ推計となっている。

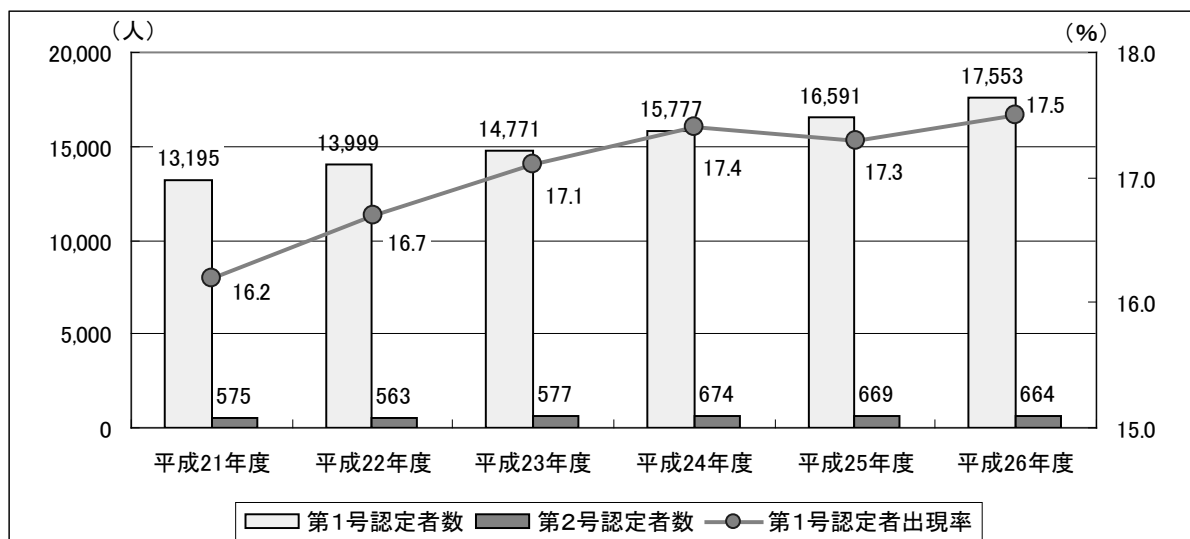
【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
65歳以上人口	81,322	84,055	86,169	90,887	95,700	100,352
第1号認定者数	13,195	13,999	14,771	15,777	16,591	17,553
第2号認定者数	575	563	577	674	669	664
認定者数	13,770	14,562	15,348	16,451	17,260	18,217
要支援1	1,333	1,617	1,770	1,914	2,001	2,108
要支援2	2,819	2,739	2,986	3,083	3,222	3,381
要介護1	1,636	1,744	1,558	1,748	1,836	1,943
要介護2	2,921	3,198	3,593	3,744	3,934	4,146
要介護3	2,001	2,017	2,097	2,296	2,413	2,553
要介護4	1,695	1,753	1,754	1,945	2,047	2,170
要介護5	1,365	1,494	1,590	1,721	1,807	1,916
第1号認定者出現率	16.2%	16.7%	17.1%	17.4%	17.3%	17.5%
認定者出現率	16.9%	17.3%	17.8%	18.1%	18.0%	18.2%

※1：各年10月1日現在

※2：「認定者出現率」は、65歳以上人口に対する認定者合計の比率



2. 高齢者施策に係る関連歳入・歳出の状況

(1) 直近5年間の歳入・歳出の推移

介護保険特別会計における歳入と歳出について、平成21年度から平成25年度の5年間の推移は以下のとおりである。

5年間で介護保険料（歳入）は1,269百万円（27.8%）増加している。これは、高齢化による65歳以上の第1号被保険者数の増加（平成21年度81千人⇒平成25年度95千人）及び1人当たりの介護保険料（年額）の増加（平成21年度平均53,800円/人⇒平成25年度平均59,200円/人）によるものと考えられる。

【介護保険特別会計における歳入・歳出の推移】

（単位：百万円）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入						
	介護保険料	4,556	4,680	4,794	5,529	5,825
	支払基金交付金	5,481	5,922	6,193	6,574	6,836
	国庫支出金	3,754	3,969	4,224	4,592	4,897
	府支出金	2,781	2,942	3,065	3,438	3,469
	財産収入	8	6	4	3	3
	一般会計からの繰入金	2,933	3,090	3,259	3,416	3,534
	基金からの繰入金	379	383	464	320	510
	諸収入	10	9	6	7	9
	繰越金	563	365	469	187	481
歳入合計		20,465	21,366	22,477	24,067	25,564
歳出						
	総務費	590	592	617	561	527
	保険給付費	18,167	19,441	20,623	22,251	23,471
	地域支援事業費	376	374	369	391	395
	介護予防事業費	26	23	20	34	39
	包括的支援等事業費	351	351	350	357	356
	公債費	0	0	0	0	0
	諸支出金	345	240	200	142	223
	基金積立金	621	250	480	240	457
歳出合計		20,100	20,897	22,290	23,586	25,073

（出典：各年度決算概要説明書）

※1：介護保険料：第1号被保険者（65歳以上）からの保険料

※2：支払基金交付金：第2号被保険者（40歳から64歳）からの保険料

※3：財産収入：準備基金の利子収入

※4：基金からの繰入金：過年度の歳入から歳出を控除した残高の一部を準備基金として積み立て、特定年度に取り崩した金額

※5：諸収入：被保険者保険料滞納延滞金・第三者行為損害賠償交付金等

※6：繰越金：過年度の歳入から歳出を控除した残高を繰り越した金額

(2) 平成 25 年度の歳入・歳出の予算及び決算の状況

介護保険特別会計における歳入と歳出について、平成 25 年度の歳入・歳出の予算及び決算は以下のとおりである。

【介護保険特別会計における歳入・歳出の予算実績対比】

(単位：百万円)

		平成 25 年度予算額	平成 25 年度決算額	予算実績対比
歳入				
	介護保険料	5,783	5,825	42
	支払基金交付金	7,078	6,836	-241
	国庫支出金	4,958	4,897	-61
	府支出金	3,550	3,469	-81
	財産収入	3	3	0
	一般会計からの繰入金	3,798	3,534	-264
	基金からの繰入金	510	510	0
	諸収入	2	9	7
	繰越金	481	481	-0
歳入合計		26,163	25,564	-599
歳出				
	総務費	564	527	-37
	保険給付費	24,272	23,471	-801
	地域支援事業費	543	395	-149
	介護予防事業費	137	39	-98
	包括的支援等事業費	406	356	-50
	公債費	3	0	-3
	諸支出金	224	223	-0
	基金積立金	457	457	0
歳出合計		26,063	25,073	-990

(出典：各年度決算概要説明書)

保険給付費（歳出）実績が予算と比較し 801 百万円マイナスとなっており、サービスの利用が予算策定時の計画を下回っていることがわかる。

また、地域支援事業費（歳出）の内、介護予防事業費の実績が予算と比較し 176 百万円のマイナスとなっている。特に、予算と実績の差異の主な要因となっているのは、二次予防事業対象者把握事業である。当該事業は、要介護状態になるおそれの高い状態にある 65 歳以上の高齢者（二次予防事業対象者）を早期に把握し、介護予防事業へ参加を勧奨し、活動的で生きがいのある生活ができるように支援する目的で実施されている。当該事業の平成 25 年度予算は 75 百万円であるのに対し、実績は 10 百万円にとどまっており、予算実績差額は 65 百万円となっている。なお、二次予防事業対象者把握事業については、第 3. 監査の結果及び意見 4. 介護保険制度 (3) 二次予防事業対象者把握事業にて後述する。

一般会計からの繰入金（歳入）は、年度の実績保険給付費等をもとに一定料率を乗じて計算された金額が実績金額として歳入処理されており、予算と比較して実績が 264 百万円のマイナスとなっている。

また、支払基金交付金（歳入）について、予算策定時以降、厳密に見直した上で算定した介護給付費見込額等に一定料率を乗じて計算された金額が、同年度の決算として歳入処理されている。当該介護給付費見込額等が予算策定時よりも低く見積られたため、予算と比較して実績が 241 百万円のマイナスとなっている。

（3）介護保険の各年度の収支

介護保険料は、3 年を 1 期とした計画策定において、各被保険者の保険料設定の基準となる保険料基準年額が定められ、各被保険者の所得水準等に応じて徴収される。第 5 期は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画が策定されており、3 年間の保険料の徴収等を歳入として執行する仕組みとなっている。

各年度の介護保険特別会計において、歳入が歳出を上回った場合、介護給付費準備基金への積立、もしくは翌年度以降への繰越を行う。

平成 21 年度から平成 25 年度の介護保険特別会計の歳入歳出の推移（介護給付費準備基金への積立及び基金からの繰入含む）は以下のとおりである。

【介護保険特別会計における歳入・歳出の推移】

（単位：百万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入					
内、基金からの繰入金	379	383	464	320	510
内、繰越金	563	365	469	187	481
その他	19,522	20,618	21,544	23,560	24,573
①歳入合計	20,465	21,366	22,477	24,067	25,564
歳出					
内、保険給付費	18,167	19,441	20,623	22,251	23,471
内、基金積立金（⑤）	621	250	480	240	457
その他	1,312	1,206	1,186	1,094	1,146
②歳出合計	20,100	20,897	22,290	23,586	25,073
③次年度繰越=①歳入-②歳出	365	469	187	481	491
④=③+⑤基金積立金（歳出）	985	719	667	721	947
④/①歳入	4.8%	3.4%	3.0%	3.0%	3.7%

（出典：各年度決算概要説明書）

歳入から歳出を控除した金額並びに介護給付費準備基金への積立の合計は各年度の歳入の 3.0%～4.8%となっている。

介護給付費準備基金は、歳出予算と実績との差額を上限として、当該差額のうち国や府への償還金を除いた金額を積み立てる。また、各期の高齢者保健福祉計画策定時に、介護保険特別会計に繰り入れる介護給付費準備基金の金額を確定させ、計画的に取崩して該当期間における被保険者の介護保険料軽減の財源としている。

【介護給付費準備基金の積立額及び取崩額】 (単位：百万円)

区分	積立額	取崩額	残高
第1期（平成12～14年度）	710	58	652
第2期（平成15～17年度）	37	626	63
第3期（平成18～20年度）	1,402	0	1,465
第4期（平成21～23年度）	1,349	1,014	1,800
第5期（平成24～26年度）	701	1,670	831

(出典：枚方市高齢社会室から提供)

※平成26年度の積立額は予算額である。

(4) 一般会計の財政負担額の推移

高齢者施策にかかる財政負担額は、以下のとおりであり、平成25年度決算において、一般会計で53億円、一般会計歳出に占める割合は4.6%となっている。具体的な試算結果はないものの、高齢者の増加により、今後の財政負担割合は一層増加すると予想される。

【高齢者施策にかかる財政負担額（一般会計）】

(単位：百万円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
民生費の内、高齢者事業費						
老人福祉費	a	426	760	361	327	484
老人医療助成費	b	498	546	604	594	618
介護保険特別会計繰出	c	2,933	3,090	3,259	3,416	3,534
後期高齢者医療特別会計繰出	d	537	595	633	690	712
高齢者福祉関係事業費	e=a+b+c+d	4,394	4,992	4,857	5,027	5,348
一般会計歳出合計	f	113,491	118,323	115,937	118,684	116,958
高齢者福祉関係事業費一般会計歳出比	e/f	3.9%	4.2%	4.2%	4.2%	4.6%

(出典：各年度決算概要説明書)

3. 市における高齢者保健福祉施策

(1) ひらかた高齢者保健福祉計画 21

以下の記述及び表は、「ひらかた高齢者保険福祉計画 21」（第 5 期）に基づいて記載している。

①計画策定の背景と趣旨

「ひらかた高齢者保健福祉計画21」（以下、「福祉計画21」という。）は、介護保険制度が始まった平成12年度に策定し、以降、4期にわたり、市の介護保険及び高齢者保健福祉施策の方向性を定めたものである。介護保険制度開始後10年以上が経過し、この間、平成18年には、いわゆる『団塊の世代』が65歳以上となる平成27年を見据えた介護保険法の大幅な改正が行われ、介護予防サービスや地域密着型サービス、地域包括支援センターなどが創設された。

また、平成23年には、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため、介護保険法が改正された。

平成18年に策定した第3期計画、平成21年に策定した第4期計画では、平成27年の高齢社会像を念頭におき、平成26年度を目標年度としてサービス見込み量等を設定している。

第5期計画は、第3期以降に設定した平成26年度の目標に至る最終段階としての位置づけであるとともに、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えるシステムを作り上げていくための方向性をまとめたものである。

②計画の位置づけ

ア) 法的根拠

「福祉計画21」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものである。老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、これまでの老人保健事業は、健康増進法に移行した。これにより老人保健計画の策定の義務付けはなくなったが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、当計画は従来の高齢者保健の内容も包含して策定されている。

イ) 関係計画との連携

「福祉計画21」は、市のまちづくり全体の方向性を示した「第4次枚方市総合計画」を上位計画とし、中でも、市民のふれあいや支えあい、地域社会での助けあい、社会参加を推進するうえで掲げられた「健康で心豊かな自立と共生のまちづくり」という基本目標のもとで計画を推進している。また、地域福祉の推進に係わる目標や取組みを示した「枚方市地域福祉計画（第2期）」の一部として密接な連携を図っており、特に「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」という計画の理念の実現に向けて、市民、地域団体等、サービス事業者等との緊密な連携のもとで計画を推進している。

さらに、「福祉計画21」の施策の実施において連携すべき各分野の計画との整合・調和のもとに計画を推進している。

③計画の期間

「福祉計画21」は、3年を1期とした計画の策定が義務付けられていることから、第5期計画は平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とし、介護保険料については、平成24年度から平成26年度までの3年間を通して、均衡を保っている。これと同時に、老人福祉計画についても、介護保険事業計画と関連・連携する部分についての見直しを行い、ひとつの計画としての一体性を保っている。

なお、介護保険制度対象者数や介護保険サービス提供基盤等の整備計画（サービスの見込み量等）は、平成27年（2015年）の高齢社会像を念頭に置いて算定している。

また、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに計画の見直しを図るため、平成26年度に、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3年間の次期計画（第6期）の見直しを図るところである。

【計画の期間】

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ひらかた高齢者保健福祉計画 21 (第4期)								
			ひらかた高齢者保健福祉計画 21 (第5期)					
						ひらかた高齢者保健福祉計画 21 (第6期)		

④計画の策定体制

ア) 計画の策定機関

「福祉計画21」の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策の視点だけではなく、本市の保健福祉施策全体の一部として捉え、総合的に審議を図る目的から、「枚方市保健福祉審議会」に「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第5期）策定部会」を設置し、集中した審議が行われている。本策定部会は、学識経験者、保健・医療・福祉団体の代表、地域活動団体の代表及び被保険者の代表（市民の代表）で構成されている。

イ) 庁内検討体制の整備

「福祉計画21」をより実効性のあるものとするため、保健福祉部門をはじめとして、総合計画を担当する企画政策部門、予算を総括する財政部門等、関係各部課による「ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会」を開催し、調整を図っている。

ウ) 大阪府等との連携

「福祉計画21」の策定にあたっては、府の計画策定のための指針を参考にするとともに、府のワーキングチームや圏域調整会議に参画し、情報の共有を行い、また、北河内地域等の事務担当者との意見交換の場を設ける等、近隣各市との情報交換を図りながら計画策定を行っている。

エ) 高齢者実態調査の実施

高齢者の健康や生活の状況、及び市の介護保険事業・保健福祉事業の利用状況や利用意向を明らかにする、また、当事者及び関係者の意識やニーズを計画策定に反映するため、①日常生活圏域ニーズ調査、②要介護認定を受けていない高齢者への調査、③要介護認定者調査を実施している。

オ) パブリックコメント及び市民意見交換会の実施

パブリックコメント及び市民意見交換会を実施し、計画案に対する市民の意見を適宜募集している。

⑤計画の基本理念と計画推進の基本的な考え方

ア) 基本理念

市は、平成12年度に介護保険制度が施行されて以降、4期にわたり、福祉計画21を策定し、“いつでも どこでも 誰もがが必要なサービスを受けられるよう”特に在宅施策に重点を置いて高齢者施策の充実・推進を図ってきた。

平成18年度の介護保険制度改正により、高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンター（※）を、当時の日常生活圏域である7か所に設置し、平成21年度には、日常生活圏域の再編に合わせ13か所に増設したことで、多種多様な相談・支援業務、それまで潜在していた虐待や権利擁護のような専門性の高い相談業務にも、よりきめ細やかな対応が可能となった。また、地域の関係機関との連携も構築しながら、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現に向け、着実に歩みを進めているところである。

今後も急速な高齢化が進むことにより、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、介護保険制度を持続可能なものとするとともに、あらゆる地域資源を掘り起こし、連携しながら、地域社会全体で高齢者を支えるシステムを構築していく必要がある。

そこで、第5期計画では、地域包括ケアの体制をさらに推進するため、「高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくり」を理念とし、高齢者の願いは、できることなら家族の負担になることなく、いつまでも住み慣れたところで、元気で生きがいを持ちながら人生を全うすることであり、そのためには安心して暮らし続けることができる地域づ

くりが必要であると考えている。今後、急増するひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、認知症を有する方など、高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、誰もが安心して生活できる地域を構築するため、高齢者と地域と行政がそれぞれの立場で主体的に取り組み、連携していくことで、理念の実現をめざしている。

また、この計画は、「日本国憲法」の理念を基本に置くとともに「枚方市高齢社会憲章」、「健康・福祉推進都市宣言」の精神を行動指針として“高齢者が安心して暮らせるまち 枚方”の実現を目指しているところである。

※地域包括支援センター 愛称：高齢者サポートセンター

市では地域包括支援センターを、さらに広く周知するため、市民公募による愛称募集を行い、高齢者の総合相談窓口としてわかりやすく親しみやすい『高齢者サポートセンター』を愛称としている。福祉計画21では、地域包括支援センターを「高齢者サポートセンター」と表記している。

イ) 計画推進の基本的考え方

A. 利用者の自己決定が尊重される適切な介護サービスの提供

利用者にとって必要な介護保険サービスを提供するための適切なサービス量の確保と介護サービス全体の質の向上に向けた取組みの推進

B. 地域包括ケアシステムの整備推進

高齢者が可能な限り、住みなれた地域で安心して住み続けることができるための医療との連携・認知症支援策の充実と多様なニーズに対応するための生活支援サービスの提供

C. 地域包括ケアシステムの核となる高齢者サポートセンターの機能強化

高齢者サポートセンターを、高齢者一人ひとりの状況に応じて、医療・介護や生活支援サービスを繋いでいくコーディネーターとして必要な機能の強化

D. 生きがいつくりと効果的な介護予防事業の実施

これまで培ってきた豊かな知識と経験を、地域社会の財産として活かし続けられるよう、高齢者がいつまでも、生き生きと健康で暮らし続けることができるための、生きがいつくりと健康づくりの支援

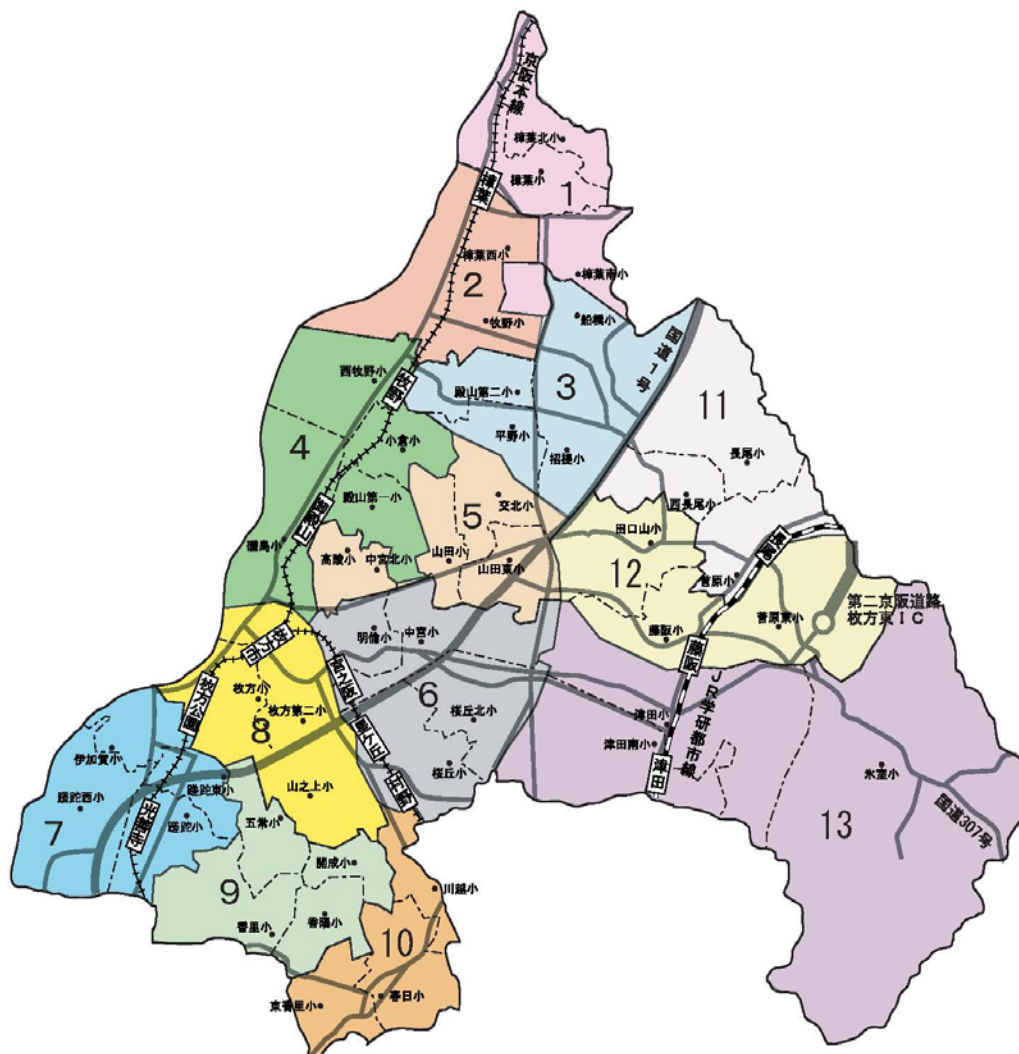
ウ) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた環境で生活を継続できるようにするため、日常生活圏域ごとに高齢者支援のあり方を検討するとともに、地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとにサービス量を見込む必要がある。

市は、第4期にそれまでの7つの日常生活圏域を13圏域に再編し、高齢者サポートセンターの担当エリアを日常生活圏域に合わせ、それぞれの圏域ごとに高齢者サポートセンターを整備している。センター数が増えたことによって、より地域に密着した活動が展開され、相談件数も着実に増加しており、第5期計画ではこれらの状況を踏まえ、前期の生活圏域を引き継ぐこととし、圏域を中心としたネットワークづくりなどをさらに進めている。

市の日常生活圏域の概略図は、以下のとおりである。

【日常生活圏域図】



【日常生活圏域の概要】

(単位：人)

	人口	高齢者数	高齢化率	要介護 認定者数	認定率
圏域 1	27,893	5,939	21.3%	1,007	17.0%
圏域 2	26,002	6,088	23.4%	1,109	18.2%
圏域 3	36,406	7,857	21.6%	1,415	18.0%
圏域 4	28,833	6,662	23.1%	1,219	18.3%
圏域 5	27,923	6,390	22.9%	1,136	17.8%
圏域 6	36,395	7,726	21.2%	1,395	18.1%
圏域 7	38,397	6,837	17.8%	1,097	16.0%
圏域 8	34,630	7,005	20.2%	1,307	18.7%
圏域 9	33,789	7,136	21.1%	1,252	17.5%
圏域 10	24,374	5,808	23.8%	945	16.3%
圏域 11	29,777	5,091	17.1%	877	17.2%
圏域 12	31,662	5,889	18.6%	973	16.5%
圏域 13	30,752	5,942	19.3%	1,091	18.4%
市全域	406,833	84,370	20.7%	14,823	17.6%

(出典：「ひらかた高齢者保健福祉計画 21」(第5期))

資料：住民基本台帳人口 平成 23 年 4 月 1 日現在

(2) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムについて、厚生労働省は以下のように方針を記載している。

「団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

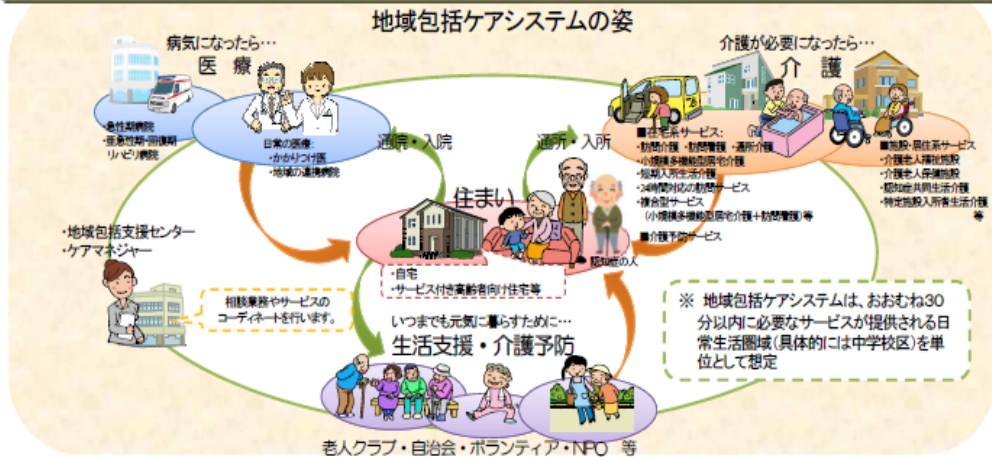
今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。」

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【すまいとすまい方】

- 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力に合った住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

- 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。
- 生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】

- 個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される(有機的に連携し、一体的に提供)。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

- 単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

(出典：厚生労働省ホームページ)

厚生労働省が公表している「平成24年度在宅医療連携拠点事業の取組」の中間まとめにおいても「地域包括ケアシステムの実現のためには、地域において全面的に在宅医療・介護連携を展開していくことが不可欠であるが、その推進体制としては地域全体を見渡せ、中立的な立場で関係者間の調整を行うことができる市町村が中心となり、医療側から他職種も含めて地域全体に働きかけやすい医師会等の理解と協力を得て取り組むことが重要であることが改めて確認された。またその前提として都道府県レベルでの関係団体等への働きかけや調整など、都道府県が市町村を支援する体制を整えることも重要である。」と記載されており、市が中心となり調整を進めていくことが地域包括ケアシステムの実現には不可欠である。

市においては、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケアシステムを構築するためには、日常生活圏域ごとの課題やニーズを的確に把握し、各地域の地域資源の状況などを踏まえた上で、地域の特性に応じた基盤整備などの対応を行っていくために、第4期計画期間より日常生活圏域を13に再編し、高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンターの担当エリアを日常生活圏域に合わせ、13の高齢者サポートセンターを設置することで、高齢者サポート窓口の拡充を図っている。市は、高齢者サポートセンターを地域包括ケアシステムの核としつつ、地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素として、以下の事項に関連する事業に取り組んでいる。

- ①多様化する住まいのあり方への対応
- ②保健・医療・介護・福祉の連携強化
- ③認知症支援策の充実
- ④障害者施策との連携
- ⑤高齢者の多様なニーズに対応する生活支援サービスの提供
- ⑥高齢者の人権を尊重する、多様な状況に配慮した支援
- ⑦在宅生活の継続を担う家族介護者への支援の充実
- ⑧災害時における高齢者への支援
- ⑨小・中学生に対する高齢者への理解促進

(3) 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）

①13 の高齢者サポートセンター

介護保険法の改正に伴い、市では担当エリアを 13 の日常生活圏域に合わせ、日常生活圏域ごとに 1 か所ずつ地域包括支援センターを設置しており、わかりやすく親しみやすい愛称を募集し、「高齢者を支援するという地域包括支援センターの機能がわかりやすく表現され、高齢者を対象とした機関であること、地域での生活を支援するための相談機関であることが容易に推測される」として、「高齢者サポートセンター」に決定している。

各圏域の担当法人は以下のとおりである。

【日常生活圏域と小学校区、高齢者サポートセンター及び事業所との関係】

	小学校区	高齢者サポートセンター 担当法人名	高齢者サポートセンター 事業所名
圏域 1	樟葉、樟葉南、樟葉北	(福) 枚方市社会福祉協議会	社協こもれび
圏域 2	樟葉西、牧野	(福) 枚方市社会福祉協議会	社協ふれあい
圏域 3	船橋、招提、平野、殿山第二	(福) 聖徳園	聖徳園
圏域 4	小倉、西牧野、殿山第一、磯島	(福) 聖徳園	聖徳園なぎさ
圏域 5	高陵、交北、山田、山田東、中宮北	(福) パルツァ事業会	サール・ナート
圏域 6	桜丘、桜丘北、中宮、明倫	(医) 松徳会	松徳会
圏域 7	さだ、さだ西、さだ東、伊加賀	(福) 美郷会	美郷会
圏域 8	山之上、枚方、枚方第二	(医) みどり会	みどり
圏域 9	香陽、香里、開成、五常	(福) 秀美福祉会	アイリス
圏域 10	春日、川越、東香里	生協法人大阪高齢者生活協同組合	大阪高齢者生協
圏域 11	菅原、西長尾、長尾	NPO 法人あおぞら	あおぞら
圏域 12	田口山、藤阪、菅原東	(医) 大潤会	大潤会
圏域 13	津田、津田南、氷室	(福) 東香会	東香会

(出典：「ひらかた高齢者保健福祉計画21」（第5期）を監査人が加工して作成)

※ (福) は社会福祉法人、(医) は医療法人の略

②高齢者サポートセンターの役割

身近な高齢者行政相談窓口として、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーが介護保険制度をはじめさまざまなサービスの紹介や高齢者福祉にかかる相談を受け、申請手続きを含む関係機関との連絡調整等を代行している。

また、要介護認定の結果「要支援」と認定された方に対しては、高齢者サポートセンターにおいて、介護予防ケアプランの作成やその効果の測定が行われ、さらに、今後介護が必要になる恐れのある方等に対して、地域による介護予防を推進する「地域支援事業」を実施している。

(4) 市が実施している施策

①市が実施している施策

市が実施している事業の過去5年の推移は以下のとおりである。

高齢者福祉サービスの一環として、在宅高齢者に対するサービスを目的とした「在宅福祉サービス」と高齢者の介護予防を目的とした「生きがい、社会参加」に係る事業を一般会計として実施している。

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	監査の結果及び意見の該当箇所
(在宅福祉サービス)						
福祉入浴事業	1,752	1,596	1,404	-	-	-
高齢者鍼灸マッサージ事業	4,620	4,253	4,184	4,638	5,463	-
高齢者福祉タクシー基本料助成事業	402	292	372	494	630	-
日常生活具給付事業	887	1,275	1,743	395	186	-
緊急通報システム事業	36,125	37,468	40,205	40,184	40,481	第3.5(4)
訪問理美容サービス事業	486	640	570	720	638	-
在宅生活援助事業	729	1,097	913	606	653	-
街かどデイハウス事業	23,538	24,278	22,581	26,005	34,479	第3.5(3)
高齢者外出支援カード事業	16,060	20,833	22,108	23,514	25,802	第3.5(5)
24時間安心ネット事業	1,838	1,509	-	-	-	-
介護老人福祉施設入所者水道基本料助成事業	2,289	2,077	1,843	1,603	1,421	-
老人福祉電話事業	110	105	105	102	-	-
在日外国人特別給付金支給事業	710	600	590	480	420	-
(生きがい、社会参加)						
老人クラブ育成事業	24,205	24,068	25,230	25,285	25,408	第3.5(6)
老人ホーム入所者緊急法外援護事業	750	790	720	510	240	-
シルバー人材センター補助事業	19,283	19,098	18,336	18,478	13,161	第3.5(7)
敬老事業	3,226	3,256	3,351	3,311	3,605	-
お達者基金実施事業	460	756	759	722	636	-
天川村・枚方市グラウンドゴルフ大会開催事業	-	-	-	68	110	-
(その他)						
楽寿荘管理運営事業	11,005	5,128	11,053	15,539	12,017	第3.5(2)
公的介護施設等整備事業	-	-	-	-	139,424	※
指定管理施設改修事業	-	-	-	-	30,498	※
介護保険円滑実施特別対策事業	475	328	247	186	202	-

(出典：平成21年度から平成25年度 決算の概要を監査人が加工して作成)

※当2事業について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧等実施した結果、指摘事項等は発見されなかった。

他方、要介護者・要支援者に対する給付事業及び介護予防事業を中心とした地域支援事業は、介護保険制度の枠組みの中で介護保険特別会計を設定しており、公費と介護保険料を財源として事業を実施している。

【介護保険特別会計】

(単位：千円)

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	監査の結果及び意見の該当箇所
介護保険電子計算システム経費	-	-	-	-	16,996	-
認定支援システム経費	-	-	-	-	1,402	-
徴収事務経費	-	-	-	-	18,073	-
要介護者及び要支援者に対する給付事業	18,167,231	19,440,862	20,623,141	22,251,302	23,470,726	-
居宅サービス	8,976,368	9,855,997	10,885,842	11,988,255	12,829,647	-
地域密着型サービス	1,068,647	1,107,027	1,312,779	1,527,717	1,643,607	-
福祉用具購入	42,353	49,008	49,864	53,401	55,811	-
住宅改修	130,279	140,558	153,540	163,564	170,246	-
住宅サービス計画	1,023,537	1,136,471	1,225,727	1,324,174	1,419,960	-
施設サービス	5,953,246	6,066,336	5,863,083	5,967,672	6,074,255	-
高額介護サービス	326,123	412,816	431,407	489,337	518,032	-
特定入所者介護サービス	625,523	651,616	681,848	717,260	737,627	-
審査支払手数料	21,155	21,032	19,051	19,922	21,541	-
地域支援事業	376,332	373,785	369,347	390,736	394,614	-
介護予防事業	25,682	23,147	19,568	33,779	39,054	-
二次予防事業	3,998	1,674	920	15,260	17,681	-
二次予防事業対象者把握事業	620	360	216	9,413	10,907	第3. 4.(3)
通所型介護予防事業	3,369	458	704	2,056	5,801	-
訪問型介護予防事業	9	1	0	6	2	-
二次予防事業評価事業	0	855	0	3,785	971	-
一次予防事業	21,684	21,473	18,648	18,519	21,373	-
介護予防普及啓発事業	21,511	20,674	18,303	18,139	21,155	-
地域介護予防活動支援事業	173	799	345	380	218	-
一次予防事業評価事業	0	0	0	0	0	-
包括的支援事業	304,393	303,402	302,638	306,787	306,466	-
任意事業	46,257	47,236	47,141	50,170	49,094	-
介護給付等費用適正化事業	10,358	11,788	12,763	14,778	12,743	-
家族介護支援事業	624	620	583	439	407	-
家族介護教室	10	4	112	57	52	-
認知症高齢者見守り事業	408	490	335	294	258	-
家族介護継続支援事業	206	126	136	88	97	-
成年後見制度利用支援事業	23	9	6	21	112	-
福祉用具・住宅改修支援事業	356	384	418	366	335	-
地域自立生活支援事業	8,741	7,345	6,064	5,151	4,693	-
生きがいと健康づくり支援事業	9,665	9,715	9,793	9,757	9,913	-
在宅介護用品支給事業	16,490	17,375	17,514	19,618	20,851	-
傾聴ボランティア養成事業	-	-	-	40	40	-

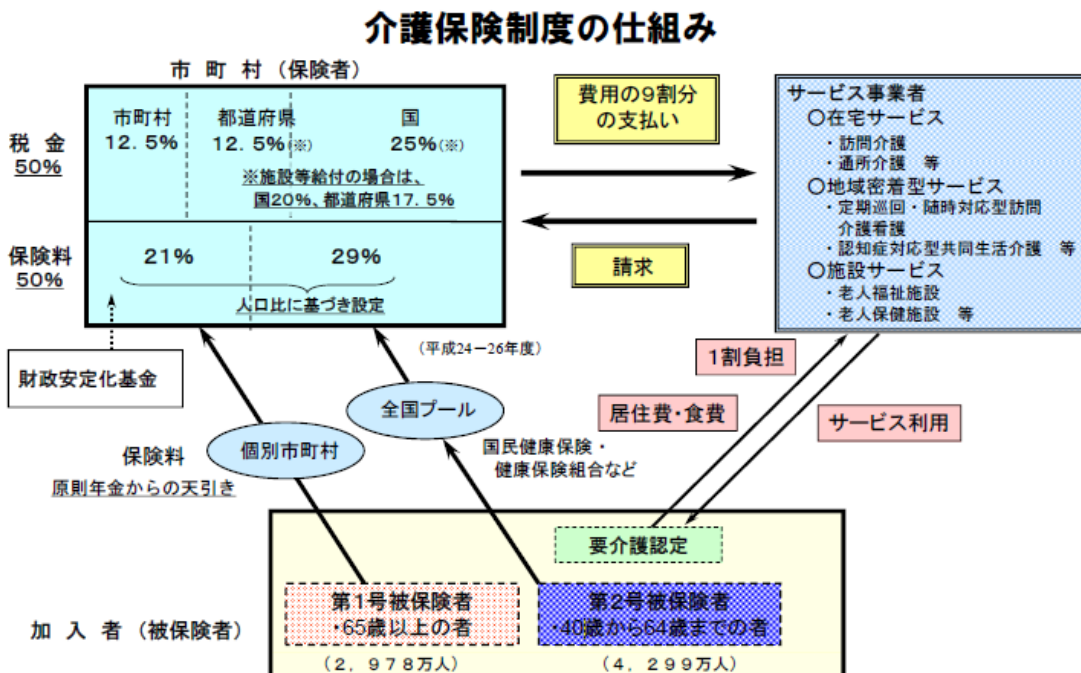
(出典：平成 21 年度から平成 25 年度 決算の概要を監査人が加工して作成)

4. 介護保険制度の概要

(1) 介護保険制度の概要

介護保険制度は、加齢による病気等で介護が必要になった場合、保険で居宅等での介護サービスや介護施設による施設サービスを受けられる公的な制度として、平成12年4月に創設された。

その後、社会環境、財政状態の変化や介護ニーズの多様化により、制度は改正を繰り返し、高齢者の“自立支援”、“尊厳の確保”という基本理念のもと、平成17年6月に“制度の持続可能性の確保”、“明るく活力ある超高齢社会の構築”、“社会保障の総合化”の3点を基本的視点として、介護予防の強化や地域包括支援センターの創設等が組み込まれた。さらに、“地域包括ケアシステムの実現”に向けた法改正が平成23年6月に行われた。要介護状態であっても出来る限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される“地域包括ケアシステム”を一層推進するための内容が組み込まれた。



(注) 第1号被保険者の数は、「平成23年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成23年度末現在の数である。
 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成23年度内の月平均値である。

(出典：厚生労働省ホームページ)

(2) 介護保険制度の仕組み

①保険者

介護保険の運営主体である保険者は市町村（東京都は特別区の 23 区が保険者）であり（介護保険法第 3 条）、保険者たる市は介護保険事業計画（3 カ年計画）を策定し、実施することとなる。

介護保険制度に係る市の主な役割は、介護保険制度を運営すること、被保険者証を該当する市民に交付し、被保険者の保険料を決定・徴収すること、要介護・要支援認定を行うことである。

②被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第一号被保険者）、または 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（第二号被保険者）が被保険者となる。第一号被保険者は原則年金からの天引き、第二号被保険者は医療保険の保険料とともに徴収される。

要介護または要支援認定を受けた 65 歳以上の高齢者がサービス提供を受けられ、40 歳から 64 歳までの人は、特定疾病が原因で介護が必要になった場合のみ対象となる

③介護サービス事業者

介護サービス事業者は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった要介護者等に対し、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者である。

④介護認定

保険者である市町村が、申請に応じて、被保険者が要介護状態や要支援状態にあるか判定することを要介護認定・要支援認定という。

要介護者とは、心身に障害や疾病があり日常生活を送る上で入浴・排泄・食事等の際、何らかの介護が必要とされる状態にあると認定された人をいい、介護の手間の必要性に応じて要介護 1 から要介護 5 まで 5 段階にレベル分けされる。

要支援者とは、常に介護が必要な状態ではないが、その軽減や悪化防止に役立つ支援を必要とする状態、あるいは日常生活を営むのに支援が必要な状態にあると認定された人をいい、介護の手間の必要性に応じて要支援 1 と要支援 2 の 2 段階にレベル分けされる。

⑤介護サービス料の負担

介護サービスを受けた人は、限度額枠内において費用の 1 割を負担し、残りの 9 割は 40 歳以上の国民が支払った保険料と、国や自治体の公費つまり税金が充当される。

(3) 介護認定不服申し立て及び区分変更申請

利用者が介護認定の結果に対して不服な場合、利用者は「都道府県に対する不服申し立て」（行政不服審査法）を行うことができる。「都道府県に対する不服申し立て」は、要介護認定の通知を受け取った日の翌日から 60 日以内の期間において、介護保険法にもとづいて都道府県ごとに設置されている介護保険審査会に対し行うこととなる。

また、「市区町村に対して直接行う区分変更申請」は、既に要介護もしくは要支援の認定を受けている申請者の心身の状態が変化した際に行う申請であり、初回要介護申請と同様の手続を経て、申請後約 30 日で結果が通知される。

①都道府県に対する不服申し立てに係る市の状況

介護保険制度導入後の不服申し立ては 6 件であり、大阪府介護保険審査会が認容したのはその内 2 件であった。いずれも、市による認定調査結果と本審査会による専門調査結果との相違が認められたことにより申請が認容された。1 件は座位保持・両足での立位等、また 1 件はズボン等の着脱に係る自立状態の判定から算定される要介護認定等基準時間の判断の相違がその内容であった。

なお、2 件の一次判定を基に、市において再度認定審査会が行われ、1 件については市の処分どおり、1 件については介護度の変更があった。

【都道府県に対する不服申し立て一覧】

	年度	市の処分	大阪府介護保険審査会結果	市の対応
1	平成 15 年度	要介護 2	取り下げ	—
2	平成 15 年度	要介護 5	棄却	—
3	平成 21 年度	要支援 1	棄却	—
4	平成 23 年度	要支援 2	再調査の結果、認容	再審査（要支援 2⇒要介護 2）
5	平成 23 年度	要支援 2	再調査の結果、認容	再審査（要支援 2）
6	平成 24 年度	要支援 2	棄却	—

②市区町村に対して直接行う区分変更申請に係る市の状況

市区町村に対して行う区分変更申請は、申請者の状態に変化がある場合、g 通常の介護認定の新規及び更新申請と同様の形式で行われ、ADL の低下や認知症の進行等を理由とするものである。

(4) 財源の負担状況

介護保険特別会計の主な歳出費目は、介護保険給付費、地域支援事業費（介護予防事業、包括的支援事業・任意事業）、介護保険制度運営のための人件費及び事務経費に係る総務費である。これらの事業について、市負担分を一般会計繰入金として受け入れ、各事業費の財源に充てている。なお、介護保険特別会計では、全額を一般財源で負担する高齢者施策事業は実施していない。

一般会計繰入金の内訳は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、職員給与等繰入金、事務費等繰入金の4種類に分別される。

	平成 25 年度 決算額市負担分 (単位：百万円)	財源負担割合					
		市	国	府	保険料		合計
					1号	2号	
介護給付費繰入金	2,932	12.50%	25%	12.50%	21%	29%	100%
地域支援事業繰入金	74						
①介護予防事業		12.50%	25%	12.50%	21%	29%	100%
②包括的支援事業・任意事業		19.75%	39.50%	19.75%	21%	-	100%
職員給与等繰入金	322	100%	-	-	-	-	100%
事務費等繰入金	203	100%	-	-	-	-	100%
合計	3,534	-	-	-	-	-	-

※地域支援事業は、以下のとおり区分される。

- ①介護保険制度の要介護・要支援となる可能性の高い高齢者を対象に行われる運動機能向上、栄養改善等の介護予防事業
- ②地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業や権利擁護事業等の包括的支援事業及び介護給付費適正化事業や家族介護支援事業等の任意事業

(5) 申請からサービス提供までの流れ

①市民の申請

市民は、市の担当窓口にて要介護・要支援認定の申請を行う。申請は本人または家族のほか、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）が代行可能である。

②認定調査及び主治医意見書

新規申請及び要支援からの区分変更申請については、市の認定調査員が訪問する。更新申請及び要介護の区分変更申請については、市委託事業所所属の調査員が訪問調査を行う。

本人の状態や普段の生活、家族の介助の状況等に関する全 74 項目について、認定調査が行われる。また、主治医意見書は、市から主治医に対し、意見書作成依頼を行い、主治医より市に提出してもらう。

③市による審査・判定及び認定結果の通知

認定調査及び主治医意見書によるコンピュータ分析（1 次判定）、専門家からなる審査会における認定調査結果のより具体的な資料を利用した総合審査（2 次審査）、審査会判定後の市による要介護度認定を経て、市から本人に認定結果通知と認定結果が記載された被保険者証が届けられる。

④ケアプランの作成と介護サービス利用開始

要支援 1・2 の人については、地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）の保健師等が介護予防ケアプランを作成、要介護 1 から 5 の人については、居宅介護支援事務所のケアマネジャーがケアプランを作成し、利用者がサービスを決定する。その後、サービス事業者には保険証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用できる。

⑤利用開始後の更新等

要介護・要支援認定の有効期限は、原則として新規申請の場合は 6 ヶ月、更新申請の場合は 12 ヶ月である。身体状態の安定度によって、介護認定審査会が必要と認めた場合、有効期限を 3 ヶ月以上 12 ヶ月（要介護については 24 ヶ月）以内の範囲で短縮または延長できる。有効期間満了日の 30 日前には市から更新のお知らせ通知が送付されるが、有効期間満了日の 60 日前から申請手続は可能である。

⑥介護保険給付費の内訳

介護保険給付費の内訳について、平成 20 年度から平成 25 年度の推移は以下のとおりである。

【介護保険給付費の内訳推移】

(単位：百万円)

サービス区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
居宅サービス		9,270	10,173	11,182	12,315	13,529	14,476
	訪問介護	2,341	2,570	2,855	3,207	3,626	3,864
	訪問入浴	27	31	34	40	45	47
	訪問看護	341	358	366	402	444	479
	訪問リハビリ	72	73	80	94	106	109
	居宅療養管理指導	140	165	192	230	273	304
	通所介護	2,258	2,508	2,821	3,110	3,415	3,648
	通所リハビリ	1,255	1,300	1,349	1,397	1,448	1,488
	短期入所生活介護	371	396	414	447	478	523
	短期入所療養介護	145	149	146	145	139	121
	福祉用具貸与	486	531	575	631	695	764
	福祉用具購入	45	42	49	50	53	56
	在宅改修	123	130	141	154	164	170
	特定施設入所者生活介護	771	896	1,022	1,183	1,320	1,481
居宅介護支援	894	1,024	1,136	1,226	1,324	1,420	
地域密着型サービス		1,050	1,069	1,107	1,313	1,528	1,644
	夜間対応型訪問介護	—	—	1	1	4	8
	認知症対応型通所介護	47	44	30	34	40	40
	小規模多機能型居宅介護	27	62	66	47	102	183
	認知症対応型共同生活介護	972	962	1,010	1,079	1,198	1,227
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—
	地域密着型介護老人福祉施設	4	1	—	152	184	185
施設サービス		5,634	5,953	6,066	5,863	5,968	6,074
	介護老人福祉施設	2,956	3,202	3,279	3,242	3,229	3,195
	介護老人保健施設	2,197	2,377	2,433	2,367	2,492	2,636
	介護療養型医療施設	481	374	354	254	246	244
高額介護サービス費		278	324	355	381	433	452
高額医療合算介護サービス費		0	2	58	50	57	66
特定入所者介護サービス費		581	626	652	682	717	738
審査支払手数料		20	21	21	19	20	22
保険給付費合計		16,833	18,167	19,441	20,623	22,251	23,471

(6) 介護保険制度に係る施設

介護保険制度に係る施設の一覧は、以下のとおりである。

枚方市内の介護保険施設情報

H26年6月末 現在

介護老人福祉施設	名 称	住 所	電話番号	定員(人)
	特別養護老人ホーム安心苑	招提北町2丁目25-1	866-2217	56
	特別養護老人ホーム悠々の苑	交北3丁目1-50	850-0038	30
	枚方市立特別養護老人ホーム	交北3丁目1-52	851-9200	50
	ひらかた聖徳園	香里ヶ丘3丁目15番地1	854-5826	120
	特別養護老人ホーム香里いちょう園	東香里1丁目18-12	853-1881	56
	アイリス	春日東町2丁目12-10	858-1300	86
	特別養護老人ホーム津田荘	津田東町2丁目1-1	858-1755	100
	ピープルハウス枚方	尊延寺1丁目4-1	859-6800	50
	特別養護老人ホーム里仁館	田口山2丁目5-1	856-6565	80
	特別養護老人ホーム美郷	西招提町1253番地	866-7007	70
	特別養護老人ホームしらかばホール	出屋敷西町2丁目1-1	849-1146	70
	特別養護老人ホーム御殿山カーム	渚西2丁目7-30	890-0600	70
	特別養護老人ホームサール・ナート	高田2丁目40-1	860-1117	70
	特別養護老人ホーム夢心	長尾北町1丁目1785-2	866-3939	60
	特別養護老人ホームいこいの里	交北2丁目10-1	898-2197	60
	特別養護老人ホームうぐいすの里	南中振3丁目8-20	833-6000	60
特別養護老人ホームのぞみの杜	東中振二丁目17番13号	835-3337	80	
			合計	1,168

地域密着型介護老人福祉施設	名 称	住 所	電話番号	定員(人)
	小規模特別養護老人ホームくずは美郷	南楠葉1丁目65-25	864-5422	29
	小規模特別養護老人ホームのぞみ	堂山1丁目39-1	857-2525	29
	サテライトいこいの里	中宮東之町8番15号	849-2210	29
			合計	87

介護老人保健施設	名 称	住 所	電話番号	定員(人)
	介護老人保健施設美杉	西招提町2166	866-7111	150
	医療法人美盛会介護老人保健施設美樟苑	養父東町18-30	867-0224	150
	介護老人保健施設カリタス東香里	東香里1丁目24-34	853-0531	84
	枚方老人保健施設のぞみ	田口山1丁目7-1	857-2525	95
	介護老人保健施設なごみの里	長尾北町2丁目1845-1	868-2072	150
	介護老人保健施設サテライトなごみの里	長尾北町3丁目1-1	818-2071	29
	医療法人松徳会介護老人保健施設老健ふじさか	藤阪天神町1-60	897-0111	80
	医療法人大寿会介護老人保健施設ユートピア	伊加賀西町47-1	841-2345	150
介護老人保健施設勘右エ門	春日北町4丁目21-1	808-5000	85	
			合計	973

型介護療養施設	名 称	住 所	電話番号	定員(人)
	総合病院東香里病院	東香里1丁目24-34	853-0501	45
	医療法人中屋覚志会津田病院	津田北町3丁目30-1	858-8259	10
			合計	55

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

5. 指定管理者制度導入施設

(1) 指定管理者制度の概要

普通地方公共団体は、公の施設の管理、運営について、民間の法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。この管理の委任を受けた者を指定管理者という。

その際には、条例により、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定する必要がある（同法同条第 4 項）。その他、指定管理者制度には、従来の管理委託制度とは異なり、指定管理者の指定には議会の議決を必要とすること、指定管理者は毎年度終了後事業報告書の提出を必要とすること及び利用料金制度を採用することができること等の特色がある（同法同条第 6 項、第 7 項及び第 8 項）。

(2) 指定管理者制度導入の趣旨・目的

平成 15 年の地方自治法改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された趣旨・目的は、「多様化する住民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にある（平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長の各道府県知事宛て「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」）。

(3) 市における指定管理者制度の導入状況

現在、高齢社会室所管の公の施設における指定管理者制度の導入施設は、枚方市立特別養護老人ホーム（以下、「市立特養」という。）、枚方市立デイサービスセンター（以下、「市立デイ」という。）、枚方市立くずは北デイサービスセンター（以下、「市立くずは北」という。）、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター（以下、「市立総福デイ」という。）の 4 施設である。

当該 4 施設については、平成 17 年度までは、委託管理制度としていたが、平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、それまでの委託先業者が指定管理者となっている。

指定管理者制度の導入施設の状況は以下のとおりである。

施設名	指定管理者	指定管理期間 (3年間)	指定管理者制度 導入前の委託先
枚方市立特別養護老人ホーム (非公募)	(福) 大阪府母子寡婦福祉 連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度から 平成 20 年度 ・平成 21 年度から 平成 23 年度 ・平成 24 年度から 平成 26 年度 ・平成 27 年度から 平成 29 年度※ 	(福) 大阪府母子 寡婦福祉連合会
枚方市立デイサービスセンター (非公募)			
枚方市立くずは北デイサービス センター (非公募)			
枚方市立総合福祉会館デイサービ スセンター (非公募)	(福) 四天王寺福祉事業団		(福) 四天王寺福 祉事業団

※上記 4 施設については、同 2 法人を平成 27 年度から平成 29 年度 (3 年間) の指定管理候補者として既に選定済である。



市立特別養護老人ホーム
及び市立デイサービスセンター



市立くずは北デイサービスセンター



市立総合福祉会館デイサービスセンター

(4) 指定管理者の募集及び選定方法

指定管理者の募集は、「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下、「指定手続に関する条例」という。)第 2 条において、市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募しなければならない。ただし、施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでないとされている。

また、指定管理者の選定については、「指定手続に関する条例」第 15 条において、市長の附属機関として、枚方市指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を置き、選定委員会が指定管理者の募集に関する事項、選定方法並びに選定に関する事項等を調査審議することとされている。なお、選定委員会は、各指定施設に係る指定候補者の選定ごとに委員 7 人以内の合議体を構成し、その担任する事務の処理に当たるとされている。

(5) 指定管理者のモニタリング

指定管理者との基本協定書によれば、市は、指定管理者の業務の実施状況を確認することを目的として、対象施設に随時立ち入り、モニタリングを実施することができるとされている。また、指定管理者は、定期的に業務の実施に関する自己評価を行い、市に「指定管理者管理運営評価表」を提出することとされている。

市においては、年 1 回程度、あらかじめ設定した以下のモニタリング項目にそって、透明性と公正性を確保するべく、適正な運営がなされているかを評価している。

【モニタリング項目】

①	施設の利用状況について
②	人員配置状況について
③	施設・設備・機器の保守点検状況について
④	再委託の状況について
⑤	備品の管理について
⑥	修繕の状況について
⑦	施設の広報活動について
⑧	事故予防に係る対策及び事故発生時の対応について
⑨	公正採用人権啓発推進員及び障害者法定雇用率について
⑩	育児・介護・各種ハラスメントに関する法的整備について
⑪	情報公開・個人情報保護に関する法的整備について
⑫	職員の研修状況について
⑬	近隣住民及び関係団体との連携状況について
⑭	緊急事態発生時の対応について
⑮	施設内視察確認

(出典：指定管理業務のモニタリング項目について)

(6) 指定管理者対象施設の概要

①枚方市立特別養護老人ホーム

市立特養は、平成 5 年 5 月に事業を開始した特別養護老人ホームであり、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会（以下、「母子寡婦連合会」という。）が平成 17 年度までは市からの委託により、平成 18 年度からは指定管理者として、管理運営を行っている。

事業内容は、特別養護老人ホームとしての機能である入所者への多様なサービス提供と短期入所生活介護（ショートステイ）である。

今回の監査では、現地を訪問し、監査を実施した。結果及び意見については後述する。

当該施設の平成 25 年度末の在職職員数・入所定員・入所者数、過去 5 年の利用状況及び財務状況等は以下のとおりである。

ア) 在職職員数・入所定員・入所者数

(平成 26 年 3 月末)

在職職員数	実人数	常勤換算数
管理者	1 人	1 人
医師	2 人	0.1 人
生活相談員	1 人	1 人
介護職員	24 人	22.3 人
看護職員	4 人	4 人
栄養士	1 人	1 人
機能訓練指導員	1 人	0.1 人
介護支援専門員	3 人	3 人
入所定員	50 人	-
入所者数	50 人	-

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

イ) 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定数	50 床	50 床	50 床	50 床	50 床
延入所者数	18,156 人	17,881 人	17,859 人	17,780 人	17,840 人
延入所可能人数 (50 人*365 日)	18,250 人	18,250 人	18,300 人	18,250 人	18,250 人
入所率	99.5%	98.0%	97.6%	97.4%	97.8%

ウ) 財務状況

【収支状況】

歳入

(単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	-	-	-	-	-
利用収入	229,864	223,573	224,528	223,767	226,583
その他	8,473	※1 56,615	19,952	21,598	11,154
小計 a	238,337	280,188	244,480	245,365	237,737

歳出

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	142,149	134,701	151,492	146,821	145,765
委託費	20,900	24,477	24,866	24,518	21,465
光熱水費	19,531	20,601	19,114	18,977	21,235
内訳 電気	5,863	5,782	5,956	6,141	7,310
ガス	6,530	8,185	7,117	7,304	8,787
水道	7,139	6,634	6,041	5,532	5,138
修繕費	2,797	2,331	2,882	3,137	1,859
備品購入費	2,166	1,748	116	457	260
その他	39,536	35,089	42,537	49,567	48,873
小計 b	227,079	218,947	241,006	243,476	239,457

合計 a-b	11,258	61,241	3,473	1,889	-1,721
--------	--------	--------	-------	-------	--------

(出典：枚方市 HP「指定管理者運営評価表（平成 25 年度実績）」)

【財政状況】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流動資産	93,933	95,094	105,855	105,171	98,509
固定資産	18,417	17,257	16,937	15,940	14,282
流動負債	70,801	※1 10,722	18,010	15,437	10,496
固定負債	6,847	※1 54,018	52,154	43,774	35,152
純資産	34,701	47,611	52,628	61,900	67,142

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

※1: 短期運営資金借入金から長期運営資金借入金への費目振替 47,420 千円による歳入の増加

②枚方市立デイサービスセンター

市立デイは、上述の市立特養と同様、母子寡婦連合会がサンポエムひらかた内で運営している施設である。事業内容は、当センターに通所することにより利用者の心身のリフレッシュや日中の必要な介護を家族に代わって提供することに加えて、送迎や食事、入浴、機能訓練等、利用者のニーズに応じた、質の高いサービスを「通所介護計画」にしたがって、提供している。

今回の監査では、現地を訪問し、監査を実施した。結果及び意見については後述する。

当該施設の平成 25 年度末の在職職員数・定員・登録者数、過去 5 年の利用状況及び財務状況等は以下のとおりである。

ア) 在職職員数・定員・登録者数

(平成 26 年 3 月末)

在職職員数	実人数	常勤換算数
管理者	1 人	1 人
生活相談員	5 人	1.2 人
看護師	3 人	1.1 人
介護職員	8 人	6.8 人
機能訓練指導員	3 人	1.1 人
定員	30 人	-
登録者数	55 人	-

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

イ) 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開所日数	311 日	311 日	312 日	309 日	310 日
延利用者数	6,744 人	6,393 人	6,702 人	6,571 人	6,961 人
延利用可能人数	9,330 人	9,330 人	9,360 人	9,270 人	9,300 人
利用率	72.3 %	68.5 %	71.6 %	70.9%	74.8%
一日平均利用人数	21.7 人	20.6 人	21.5 人	21.3 人	22.4 人

ウ) 財務状況

【収支状況】

歳入

(単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	-	-	-	-	-
利用収入	61,294	58,831	60,077	64,825	67,597
その他	4,367	※1 65,025	8,498	7,026	6,836
小計 a	65,661	123,856	68,575	71,851	74,433

歳出

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	30,566	35,717	39,582	39,916	39,877
委託費	8,272	7,212	5,353	5,418	5,512
光熱水費	8,436	8,738	8,099	8,188	9,233
内訳 電気	2,364	2,335	2,427	2,491	3,287
ガス	2,808	3,528	2,590	3,253	3,693
水道	3,264	2,875	3,082	2,444	2,253
修繕費	1,452	1,117	2,380	1,573	1,479
備品購入費	294	0	197	0	0
その他	8,134	7,988	12,020	※2 21,430	15,891
小計 b	57,153	60,772	67,631	76,525	71,993

合計 a-b	8,508	63,084	944	-4,674	2,440
--------	-------	--------	-----	--------	-------

(出典：枚方市 HP「指定管理者運営評価表（平成 25 年度実績）」)

【財政状況】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流動資産	37,736	31,076	35,922	26,880	29,841
固定資産	2,555	2,665	2,971	3,062	3,177
流動負債	72,154	※1 2,410	6,312	1,944	2,464
固定負債	2,434	※1 55,818	52,516	39,303	31,047
純資産	-34,296	-24,487	-19,935	-11,304	-493

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

※1:平成 22 年度短期運営資金借入金から長期運営資金借入金への費目振替 53,000 千円による歳入の増加

※2:平成 24 年度長期運営資金借入金償還金による支出 13,500 千円の影響

③市立くずは北デイサービスセンター

市立くずは北は、上述の母子寡婦連合会が運営している施設である。市立デイと同様、当センターに通所することにより利用者の心身のリフレッシュや日中の必要な介護を家族に代わって提供することに加えて、送迎や食事、入浴、日常動作訓練、健康チェック等の介護サービスを提供している。

当該施設の平成 25 年度末の在職職員数・定員・登録者数、過去 5 年の利用状況及び財務状況等は以下のとおりである。

ア) 在職職員数・定員・登録者数

(平成 26 年 3 月末)

在職職員数	実人数	常勤換算数
管理者	1 人	1 人
生活相談員	4 人	1.2 人
看護師	4 人	1.7 人
介護職員	9 人	6.6 人
機能訓練指導員	4 人	1.7 人
定員	35 人	-
登録者数	66 人	-

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

イ) 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開所日数	311 日	311 日	312 日	309 日	308 日
延利用者数	7,259 人	6,855 人	6,973 人	5,928 人	5,985 人
延利用可能人数	10,885 人	10,885 人	10,920 人	10,815 人	10,780 人
利用率	66.7 %	63.0 %	63.9 %	54.8 %	55.5 %
一日平均利用人数	23.3 人	22.0 人	22.3 人	19.2 人	19.4 人

ウ) 財務状況

【収支状況】

歳入

(単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	-	-	-	-	-
利用収入	64,778	59,257	59,374	57,137	58,748
その他	3,491	3,051	8,206	9,567	519
小計 a	68,269	62,308	67,580	66,703	59,267

歳出

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	43,464	48,502	43,497	46,815	※1 38,081
委託費	8,189	8,191	7,279	7,055	7,332
光熱水費	8,065	8,085	8,123	7,669	7,201
内訳 電気	2,902	3,062	3,151	2,986	3,386
ガス	2,026	1,941	1,978	1,914	1,632
水道	3,137	3,082	2,995	2,768	2,183
修繕費	1,144	721	769	905	351
備品購入費	293	0	140	0	206
その他	10,621	9,400	8,816	7,969	7,828
小計 b	71,776	74,899	68,625	70,412	60,998

合計 a-b	-3,507	-12,592	-1,045	-3,709	-1,730
--------	--------	---------	--------	--------	--------

(出典：枚方市 HP 「指定管理者運営評価表 (平成 25 年度実績)」)

【財政状況】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流動資産	25,341	13,127	11,958	8,337	11,069
固定資産	16,002	16,489	10,697	3,193	2,713
流動負債	1,482	1,860	1,736	1,824	6,286
固定負債	1,999	3,102	1,956	3,203	2,509
純資産	37,862	24,654	18,963	6,504	4,988

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

※1:正職員 1 名減 (5→4 人)、非常勤 1 名減 (13→12 人) による 8,000 千円の影響

④市立総合福祉会館デイサービスセンター

市立総福デイは、枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）内にある施設であり、ラポールひらかたが、障害者・高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進することを目的とした福祉ネットワークの拠点施設であることに鑑み、要介護及び要支援と認定された高齢者だけでなく、障害を持つ方へのサービスも提供できる通所施設である。ラポールひらかたは枚方市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営全般を行っており、市立総福デイについては、四天王寺福祉事業団が管理運営を行っている。

市立総福デイの平成 25 年度末の在職職員数・定員・登録者数、過去 5 年の利用状況及び財務状況等は以下のとおりである。

ア) 在職職員数・定員・登録者数

(平成 26 年 3 月末)

在職職員数	実人数	常勤換算数
管理者	1 人	1 人
生活相談員	2 人	1 人
看護師	3 人	1.5 人
介護職員	24 人	13.2 人
機能訓練指導員	3 人	0.3 人
定員	50 人	-
登録者数	100 人	-

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

イ) 利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開所日数	292 日	294 日	292 日	293 日	293 日
延利用者数	7,838 人	8,704 人	8,919 人	8,186 人	8,235 人
延利用可能人数	14,600 人	14,700 人	14,600 人	14,650 人	14,650 人
利用率	53.7%	59.2%	61.1%	55.9%	56.2%
一日平均利用人数	26.8 人	29.6 人	30.5 人	27.9 人	28.1 人

ウ) 財務状況

【収支状況】

歳入

(単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	-	-	-	-	-
利用収入	64,230	71,214	69,630	76,361	76,116
その他	4,469	4,788	8,185	3,752	4,625
小計 a	68,700	76,002	77,815	80,113	80,741

歳出

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	51,393	53,151	53,260	53,081	※1 60,367
委託費	2,614	2,153	2,448	2,301	2,120
光熱水費	3,370	3,391	3,514	3,735	4,117
内訳 電気	1,862	1,887	1,930	2,014	2,409
ガス	455	459	510	535	555
水道	1,053	1,045	1,074	1,186	1,153
修繕費	873	412	835	578	548
備品購入費	4	2	120	120	18
その他	11,030	12,982	18,574	19,253	13,531
小計 b	69,284	72,090	78,750	79,068	80,702

合計 a-b	-585	3,912	-935	1,045	39
--------	------	-------	------	-------	----

(出典：枚方市 HP「指定管理者運営評価表（平成 25 年度実績）」)

【財政状況】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流動資産	26,599	27,081	19,391	20,214	13,568
固定資産	3,548	1,976	2,293	3,467	1,892
流動負債	18,988	15,593	8,638	8,416	3,650
固定負債	0	0	0	0	0
純資産	11,159	13,464	13,046	15,265	11,810

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

※1:正職員 1 名増 (4→5 人) 5,500 千円による影響

第 3. 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の構成

以下では、高齢者保健福祉施策に関わる結果及び意見を、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策、その中心的役割を担う高齢者サポートセンターの活動状況、介護保険制度の枠内で行われる各種施策、一般会計で行われる施策（市の独自事業）に分けて記載している。

高齢者施策の実施全体にかかわる結果及び意見			
2. 地域包括ケアシステム			
(1) 地域包括ケアシステムの実現	・地域包括ケアシステムの実現		(意見 1)
(2) 認知度向上施策	・認知度向上施策に係る対応状況		(意見 2)
3. 高齢者サポートセンター			
(2) 収支状況のモニタリング	・収支報告書の不備事項（減価償却費）	(結果 1)	
	・収支報告書の不備事項（事業費支出）	(結果 2)	
	・収支計算書の不備事項（記載内容の誤り）	(結果 3)	
	・収支報告書のフォームの見直し		(意見 3)
	・モニタリングの方法		(意見 4)
(3) 業務モニタリングの状況	・自己評価票の記載		(意見 5)
	・指摘メモの記載内容		(意見 6)
	・指摘メモがない場合の対応		(意見 7)
4. 介護保険制度			
(2) 介護保険特別会計予算実績比較	・予算数値と実績数値の比較分析		(意見 8)
(3) 二次予防事業対象者把握事業	・適切な予算管理		(意見 9)
	・事業の運営内容の改善		(意見 10)
(4) 保険料徴収業務	・介護保険料滞納者に対する徴収		(意見 11)
(5) 介護施設			
待機者数の把握	・待機者数の把握体制		(意見 12)
厚生労働省による調査の結果	・市の回答の状況		(意見 13)
指定管理者制度	・指定管理者の選定方法		(意見 14)
	・建物の無償貸与		(意見 15)
	・資金収支計算書の取扱い		(意見 16)
	・利用者満足度調査の集計結果		(意見 17)
	・月次報告書の提出遅延	(結果 4)	
	・実績報告書の不備	(結果 5)	
	・備品の管理状況の報告漏れ	(結果 6)	
	・収支計算書の修正		(意見 18)
	・現物実査の結果	(結果 7)	
	・指定管理者運営評価	(結果 8)	
	・現金・切手の管理		(意見 19)
	・小金庫の管理		(意見 20)
・通帳管理		(意見 21)	

5. 一般会計（高齢者施策）			
（2）枚方市老人福祉センター楽寿荘	・利用率改善に向けて		（意見 22）
（3）街かどデイハウス			
街かどデイハウスの現状理解	・街かどデイハウスの整備		（意見 23）
	・街かどデイハウスの利用促進		（意見 24）
収支状況	・寄付金の拠出		（意見 25）
	・人件費及び手当		（意見 26）
	・建物の賃貸借契約		（意見 27）
視察結果	・街かどデイハウスの名称		（意見 28）
	・後継者問題		（意見 29）
（4）緊急通報システム事業	・事業内容の見直し		（意見 30）
（5）高齢者外出支援カード配布事業	・「スルッと KANSAI K カード」の対象者以外の利用可能性		（意見 31）
（6）老人クラブ育成補助事業	・実績報告書の不備	（結果 9）	
	・モニタリングの記録		（意見 32）
（7）シルバー人材センター事業費補助事業	・補助金交付要綱の整備	（結果 10）	

2. 地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムの実現

①地域包括ケアシステムの実現（意見1）

市は地域包括ケアシステムの実現に向けて、市全域を13の日常生活圏域に区分し、高齢者サポートセンターの担当エリアを日常生活圏域に合わせ、それぞれの圏域に高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンターを設置している。高齢者サポートセンターでは、それまで潜在していた虐待や権利擁護のような専門性の高い相談を含めた多種多様な相談にきめ細やかに対応できる体制を整備している。また、認知症高齢者の支援には特に医療との連携が不可欠であることから、医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐ体制を構築し、介護と医療の連携強化を図っている。

市はいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37年度に地域包括ケアシステムが実現できることを目指しており、各事業の目標に対する進捗を市民に公表することが望まれるため、「ひらかた高齢者保健福祉計画21（以下、「福祉計画21」という。）」を3年に一度作成し、その中で地域包括ケアシステムの実現に向けた目標等が記されている。

しかし、当該目標に対する進捗状況や達成度合いを示す資料が公表されていない。地域包括ケアシステムは、保健・医療・介護・福祉の連携からなるものであり、その構成は多岐の事業に及ぶが、その中心的な役割を担う高齢者サポートセンターでの取り組み活動等については、「福祉計画21」において、具体的な事業ごとの到達度等を記載することが望まれる。また、地域包括ケアシステム実現のためには、適切なPDCAサイクルを実践し、継続的な業務改善を行いながら、各種事業の実施に取り組むべきである。

なお、各事業の実施状況等については、以降において、事業ごとに記載している。

(2) 認知度向上施策

①市の取組状況

高齢社会室においては、高齢者福祉に関する事業の取組み及び各種事業への参加人数を高めることで、潜在的な要介護者及び要支援者を削減することを目的に、以下のような認知度を向上させるための対応が行われている（集計対象期間は平成 25 年度及び平成 26 年 7 月まで）。

ア) 広報紙・パンフレット等

広報媒体等	主な内容	部数等	時期
広報ひらかた	介護予防関連	全戸配布	通年
	高齢者福祉タクシー基本料金補助事業	同上	平成 25 年 4 月
	地域包括支援センターの取組みについて（高齢者見守り活動）	同上	平成 25 年 4 月 平成 25 年 9 月 平成 26 年 4 月
	認知症高齢者家族支援（位置検索）	同上	平成 26 年 2 月
	介護相談員活動について	同上	平成 26 年 4 月
	地域包括支援センターの取組みについて（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）	同上	平成 26 年 4 月
DVD、パンフレット	ひらかた体操 DVD、パンフレット	102 部	通年
	「わたしのまちの介護保険」	5,000 部	高齢者会室窓口、高齢者サポートセンター等関係機関に設置。
	「介護保険の住宅改修」	2,000 部	
	「介護保険で福祉用具を利用しよう」	同上	
	「介護保険サービス Q&A」	同上	
	こんにちは高齢者サポートセンターです	7,000 部	
高齢者サービス利用の手引	2,500 部		
チラシ	介護予防普及啓発事業の各講座等（高齢者健康づくりプロジェクト、元気アップ総合講座など）の案内ちらし	35,600 部	高齢者会室窓口や市施設、高齢者サポートセンター等、市関係機関に設置。 また、平成 25 年 8 月と 1 月の基本チェックリスト一斉送付時に同封。

イ) 地域説明会、シンポジウム、セミナー等

名称	主な内容	時期
職員による出前講座	①介護予防、高齢者福祉サービス ②介護保険制度等	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月（①計 17 回、②計 8 回）

ウ) 事業者情報の提供

- ・市の HP 上で一覧の提供、市の窓口での一覧表の設置
- ・介護保険サービス事業者検索システムの導入により、介護保険外での食費や居住費の内訳、空き情報、地図からの検索など、多種多様なニーズに対応。更新頻度として、事業所基本情報は月 1 回、入所系施設空き情報は週 1 回

②アンケートによる意識調査

市は、「福祉計画 21」（第 5 期）を作成するに当たり「日常生活圏域ニーズ調査」、「要介護認定を受けていない高齢者向けアンケート」、「要介護認定者向けアンケート」を実施している。また、同様に第 6 期の計画策定に当たって「高齢者の生活実態等に関する調査」、「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」、「介護保険サービス等に関する実態調査」を実施している。

この中で、要介護認定を受けていない高齢者向けアンケートの質問番号「③－(ク)健康づくり事業の利用状況」についての結果は、以下のとおりである。

健康づくり事業としては、平成 23 年度で「高齢者健康づくりプロジェクト」など 6 事業あるが、どの事業においても「知らない」が約 70%となっている。

また、次の質問の「(ケ)健康づくり事業の今後の利用意向」では、どの事業においても 24%～32%が利用したいとしているにもかかわらず、平成 26 年度の調査でも約 7 割が「知らない」と回答している。

③認知度向上施策に係る対応状況（意見 2）

介護予防の重要性及び市の取組事業等の認知度を高めることが重要であることは認識されており、認知度を高めるための取組みが行われている。しかし、アンケート調査の結果にあるように、「知らない」と回答した人が 70%もあり、事業名と実際に参加したイベント名が異なるため、実際には各イベントに参加しているにもかかわらず「知らない」と回答していることも想定されるが、それを考慮しても、決して高くはないと思われる。

将来的に高齢者が増加し、要介護者及び要支援者が増加することが見込まれている状況において、その進行を抑制するべく、予防のための事業等を積極的に展開し、対象者に対して積極的に参加を促すことができるかが重要であり、そのためには認知度向上のための施策にもより一層、注力することが必要である。

また、イベント等の参加者に対してどのような媒体や方法で知ったかをアンケート等で調査し、より効果的な媒体を見極めていくことも必要である。

なお、認知度を向上することができたとしても、各種イベントへの参加人数を増やすことができなければ意味がないため、どのような催しに参加したいかをアンケートにより把握し、参加者の増加につなげるための参考意見を収集できるような工夫が必要である。

3. 高齢者サポートセンター

高齢者サポートセンターについて、下記の 2 施設を実際に訪問し、ヒアリングを実施するとともに、全 13 施設に係る関連資料の閲覧を行うことにより、運営法人の選定方法や市によるモニタリングの状況を確認した。

高齢者サポートセンターみどり	
所在地	岡東町 17 番 31-201 号 枚方松葉ビル 2 階 (京阪枚方市駅南口より徒歩 3 分)
開所年度	平成 18 年度開設
敷地面積	98.84 m ²
建物延べ面積	—
事業内容	高齢者サポートセンターは、介護保険法の規定に基づき包括的支援事業及び指定介護予防支援事業を行う。
サービス提供対象者	日常生活圏域第 8 圏域の市民
施設概要	[開所日・開所時間]月～金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分 [閉所日] 土、日、祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日までの年末年始

高齢者サポートセンター聖徳園	
所在地	牧野阪 2 丁目 5 番 1-204 号 上羽ビル 2 階 (京阪牧野駅前商店街方面徒歩 3 分)
開所年度	平成 18 年度
敷地面積	53.2 m ²
建物延べ面積	—
事業内容	高齢者サポートセンターは、介護保険法の規定に基づき包括的支援事業及び指定介護予防支援事業を行う。
サービス提供対象者	日常生活圏域第 3 圏域の市民
施設概要	[開所日・開所時間]月～金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分 [閉所日]土、日、祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日までの年末年始

(1) 運営法人の選定

①運営法人の選定方法

高齢者サポートセンターの運営法人の選定方法は、書面審査及びプレゼンテーションの合計点に基づき行われている。書面審査の採択指標としては、①人員配置（法定 3 職種及び介護予防支援業務に従事する職員確保）、②法人実績（これまでの保健・福祉・医療分野における法人の取組等）、③地域包括支援センターの運営について（運営の理念、運営方針、人材の育成、サービスの質の向上への取組みについて）、④財政面（センターの安定した運営）が設定されている。

②選定法人の担当圏域の決定方法

サービス提供の公平性及び中立性を確保することを目的として、13 に区分された各日常生活圏域内において、介護サービスを提供している法人は、自らが介護サービスを提供している日常生活圏域の高齢者サポートセンターの運営法人には選定されないこととなっており、隣接する圏域でのサービス提供であったとしても、適切ではないという判断のもと、選定が行われている。

【平成 21 年度の募集にかかる調査及び担当圏域の決定の状況】

法人	担当圏域	事業展開の有無					
		2	4	5	7	10	11
(福)美郷会	7	×	×	△	○	○	○
(福)聖徳園	4	○	○	○	×	△	○
(福)枚方市社会福祉協議会	2	○	△	○	○	○	○
生協法人大阪高齢者生活協同組合	10	○	×	△	○	○	○
(福)バルツァ事業会	5	○	○	○	○	×	○
NPO 法人あおぞら	11	○	○	○	○	×	○

○：隣接圏域を含め、事業展開なし

△：隣接圏域に事業展開あり

×：事業展開あり

網掛けの圏域が最終的にそれぞれの法人の確定した圏域であり、いずれの法人においても隣接圏域を含め、事業展開していない圏域で決定している。

また、運営法人として選定された後において、同圏域内にサービス施設を設置できるとなれば、法人選定時の対応の抜け道のようなこととなってしまいが、この点について、「枚方市地域包括支援センター運営等審議会」（以下、「運営審議会」という。）において審議がおこなわれている。運営審議会とは、高齢者サポートセンターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営の確保を評価する場として、設置しているものである。平成 22 年度の運営審議会では、生協法人大阪高齢者生活協同組合が担当圏域内に同法人の訪問介護事業所を設置したことに対し、高齢者サポートセンターの運営に関する公正性・中立性を担保することができるか否か、包括的支援事業を委託する相手として適当であるかについて審議が行われ、公正性・中立性の観点から望ましくないという判断となった。最終的にその判断を踏まえた市の指導により、生協法人大阪高齢者生活協同組合は担当圏域外に訪問介護事業所を移転するという結果となっている。

さらに、各高齢者サポートセンターが毎月、介護予防事業を外部に委託している件数について、市はモニタリングを実施しており、平成 26 年 6 月の月次の状況は以下のとおりである。

	こもれび	ふれあい	聖徳園	聖徳園 なぎさ	サール・ ナート	松徳会	美郷会
委託件数（件）	109	153	121	162	127	190	136
委託人数（人）	104	151	117	148	123	189	134
委託先事業所数（件）	28	38	41	54	42	47	36
対象委託先数※（件）	3	4	3	1	3	5	2

	みどり	アイリス	生協	あおぞら	大潤会	東香会
委託件数（件）	205	86	68	73	165	114
委託人数（人）	201	85	67	72	164	113
委託先事業所数（件）	52	35	29	33	36	32
対象委託先数※（件）	7	1	2	1	6	4

※委託人数が 10 人以上または 10%以上である委託先事業所の数

（２）収支状況のモニタリング

①収支状況のモニタリングの概要

包括的支援事業の業務委託料について、業務が適切に実施されていないこと等に基づき業務委託料の額を変更する場合には、業務の実施状況及び支出状況の詳細を確認のうえ、運営審議会に諮り、変更契約を締結することとなる。

そこで、運営審議会が収支状況のモニタリングを実施するため、高齢者サポートセンターの運営法人に対し、所定のフォームである「地域包括支援センター収支報告書」（以下、「収支報告書」という）を提出させている。

収支報告書において、事業活動収支差額が正となる高齢者サポートセンターが多数生じている場合には、業務委託料が業務内容に応じた金額となっているのか、業務委託料の妥当性について、運営審議会でも審議することが必要となる。

②収支報告書の内容

各高齢者サポートセンターは、以下の内容の収支報告書を作成している。

		勘定科目	包括的支援事業	介護予防支援事業
経常活動収支の部	収入	介護保険収入		○
		経常経費補助金収入 市委託料（包括的支援事業） 市委託料（出来高分・二次予防高 齢者実態把握）	○	
		寄付金収入		△
		雑収入		○
		介護予防事業（市委託料）	○	
		介護予防事業（参加費）	○	
		事業活動収入計		
	支出	人件費支出	○	○
		事務費支出 介護予防支援委託費 介護予防支援委託に係る経費 その他の費用	○ (その他の費用の み)	○
		事業費支出	○	○
		減価償却費	×	×
		負担金支出	○	○
		事業活動支出計		
		事業活動収支差額		
事業活動外収支の部	収入	利息配当金収入	○	○
		繰入金収入		△
		受入研修費収入	○	
		雑収入	○	
		事業活動外収入計		
	支出	借入金利息支出		△
		繰入金支出		△
		雑支出	○	
		事業活動外支出計		
	事業活動収支差額			
計上収支差額				

(出典：枚方市 高齢社会室から提供)

- ：収支額の計上が想定される項目
- △：計上することが基本的に想定されない項目
- ×：計上することの妥当性が不明瞭（下記指摘参照）

【主な勘定科目に計上している内容の説明】

勘定科目	計上取引の内容
介護保険収入	介護予防のケアプラン作成等に関する介護保険収入
経常経費補助金収入 市委託料(包括的支援事業)	高齢者の保健・医療・福祉の総合相談対応等に関する市からの委託料収入
人件費支出	保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員又は主任ケアマネジャー、事務担当者等の人件費（3 専門職の必要配置分は包括的支援事業に計上）
事務費支出 介護予防支援委託費	外部委託しているケアプラン作成等の業務に関する経費
事務費支出 その他の費用	紙やトナー等の事務用品費等
事業費支出	イベントや出前講座等に要した費用等(包括的支援事業の区分には、体力測定会、出張講座等に関する支出を計上、介護予防支援事業の区分には、ケアプラン作成勉強会等に関する支出を計上)

③収支報告書の不備事項

ア) 減価償却費（結果1）

支出項目には減価償却費があり、計上されている内容は、固定資産税の対象となる10万円以上の建物、車両（原付バイク含む。）、器具備品等の資産の減価償却費であった。ただし、減価償却費は支出を伴わない費用であるため、収入額と支出額を集計して作成される収支報告書には本来計上すべき項目ではない。

また、これまで、減価償却費が支出項目に含められた事業活動収支差額の状況がモニタリングされているが、減価償却費相当の金額を支出項目に含めて事業活動収支差額を算定することが認められていることについて、いずれの書面においても明記されていない。

今後、収支報告書に記載すべき項目等を明確にし、定められたルールに従って収支報告書を作成させる必要がある。

イ) 事業費支出（結果2）

支出項目において、事務費支出（その他の費用）という勘定科目と事業費支出という勘定科目が設定されており、その計上内容については、上表のとおり説明を受けているが、それぞれの勘定科目に含めるべき経費支出の内容が書面において明確になっていないため、各法人によって計上内容が異なっている可能性がある。

たとえば、特定の事業所においては、事務費支出（その他費用）の金額が市からの包括的支援事業にかかる委託費の26%を占めており、上表の“紙やトナー等の事務用品費等”では説明のつかない金額となっている。

そのため、書面において、計上すべき経費支出の定義を明確にし、適切に計上するように指導していくことが必要である。

ウ) 記載内容の誤り (結果 3)

平成 23 年度及び平成 25 年度の収支報告書においては、以下の記載誤りが見受けられた。

法人	誤りの内容
A 法人	平成 25 年度の事務費支出において、本来であれば、外部業者への委託費を“介護予防支援委託費”に計上すべきところ、“介護予防支援委託にかかる経費”に計上していた(6,759 千円)。
B 法人	平成 23 年度の人件費支出において、委託契約に基づき 4 名の人件費を包括的支援事業で計上すべきところ、3 名分のみを計上し、1 名分については、介護予防支援事業に含めて計上していた。

当該記載誤りの内容は、介護予防支援事業の区分内での誤りであるため、業務委託料の見直しには影響することはないが、適切な収支報告書を作成することを徹底して指導していくべきであり、誤りがあった場合には、修正後の収支報告書を再度入手し、確認及び保管することが必要である。

④収支報告書のフォームの見直し (意見 3)

上記のとおり、費目の名称が紛らわしい項目や費目に計上すべき取引内容が明確となっていないため、記載誤りが生じている。

これらを解消するため、収支報告書に記載すべき収入及び支出の項目を見直し、収支報告書の記載内容の誤りを容易に発見できるよう、各項目の記載内容を明確に定義する必要がある。

なお、設定された項目に該当しない取引が発生することも考えられるため、その他の費用等の項目を設定することが考えられるが、この場合、その取引内容を備考欄に記載するなど、工夫が必要である。

⑤モニタリングの方法 (意見 4)

高齢社会室では、運営審議会へ報告するため、収支報告書のモニタリングを行っているが、そのモニタリングにおいてチェックした内容及び実施した結果が書面等に残されておらず、モニタリングの状況が不明瞭である。この場合、適切にモニタリングが行われていることが確認できないだけでなく、担当者が交代した場合には、適切な引継ぎが行われず、属人的なモニタリングが行われてしまうおそれがある。

チェックすべき項目を明確にしたチェックリスト等を作成することにより、毎年同品質のモニタリングが漏れなく行われる体制を確保する必要がある。

また、チェックした内容を書面に記録し、必要に応じてコメント等を残すことにより、適切なモニタリングが行われていることを客観的にも確認できるようにし、担当者の交代があった際にスムーズに業務を進められるような対応を図っていく必要がある。

(3) 業務モニタリング

①概要

ア) 包括的支援事業のモニタリング

業務モニタリングについては、次の5段階で実施されている。

第1段階：高齢者サポートセンターによる自己評価

第2段階：市職員による実地調査

第3段階：市による総評と個別項目の評価の作成

第4段階：法人代表者及び高齢者サポートセンター管理者への説明

第5段階：運営審議会へ報告

高齢者サポートセンターの事業所は、毎年、「地域包括支援センター自己評価票」（以下、「自己評価票」という）に基づいて、自己評価を行うこととなっている。その後、自己評価票の内容を踏まえて、高齢社会室の担当者はヒアリングや資料の閲覧を行い、独自の評価を行っている。市のモニタリング結果については、後日、法人代表者と高齢者サポートセンター管理者に説明された後、運営審議会へ報告が行われる。

イ) 指定介護予防支援事業のモニタリング

高齢者サポートセンターの運営業者は、毎年、事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等がまとめられた「指定介護予防支援事業者点検表」（以下、「自己点検表」という）に基づいて、作成担当者及び管理者のダブルチェック体制でケアプランの全件チェックを行うこととなっている。その後、その自己点検表の結果を踏まえて、概ね2年から3年に一度のローテーションにて高齢社会室の担当者がヒアリングやケアプラン等の資料の閲覧を行い、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施のための指導を行っている。

ウ) 人事異動に関する指導

高齢者サポートセンターの人事異動の状況については、事実が発生した際に提出される届出書に基づき、管理が行われている。

過去 3 年間の社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等及び介護支援専門員の異動件数及び平成 25 年度末の職員の人数の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

		こもれび	ふれあい	聖徳園	聖徳園 なぎさ	サールナ ート	松徳会	美郷会
人事異動 (変更、 退職)	平成 23 年度	1	1	1	0	0	1	6
	平成 24 年度	1	2	2	3	0	1	0
	平成 25 年度	0	1	0	3	4	1	2
平成 25 年 度の人数	社会福祉士	1	1	1	1	1	1	1
	主任ケアマネジャー	1	1	1	1	1	1	1
	保健師等	1	1	1	3	1	1	1
	介護支援専門員	3	3	1	0	0	2	2
	事務員	1	1	0	0	1	1	0

		みどり	アイリス	生協	あおぞら	大潤会	東香会
人事異動 (変更、 退職)	平成 23 年度	2	3	0	0	0	0
	平成 24 年度	1	0	3	3	3	1
	平成 25 年度	2	0	2	0	0	2
平成 25 年 度の人数	社会福祉士	2	1	2	1	1	1
	主任ケアマネジャー	1	1	2	1	1	1
	保健師等	1	1	1	1	1	1
	介護支援専門員	1	3	0	2	1	1
	事務員	1	1	0	1	1	1

高齢者サポートセンターの人事に関して、市は必要な有資格者等の配置に関する監督権限を有しているが、その異動頻度についての監督権限を有していない。しかしながら、人事異動に関しては、運営法人との意見交換会などを通じて、担当者が退職する際には十分な引き継ぎを行うよう助言等が行われている。

②業務モニタリングの状況

ア) 自己評価票の記載（意見 5）

平成 25 年度の自己評価票での 3 段階の評価結果及びその後の市による評価の結果について、任意の 3 件の高齢者サポートセンターの状況は、以下のとおりである。

		A事業所		B事業所		C事業所	
		自己評価	モニタリング	自己評価	モニタリング	自己評価	モニタリング
[1. 基本項目]							
1	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	2	○	2	◎	2	○
2	①	2	◎	1	◎	2	○
	②	1	○	1	○	2	◎
3	①	1	○	2	○	2	○
4	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	2	○	1	○	2	○
	④	2	○	2	○	2	○
	⑤	2	○	1	○	2	○
5	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
6	①	2	○	1	○	2	○
	②	2	○	1	○	2	○
	③	2	○	2	○	2	○
	④	2	○	2	○	2	○
7	①	2	○	2	○	2	○
	②	1	○	1	○	2	○
	③	1	○	1	○	2	○
8	①	2	○	2	○	2	○
9	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	2	○	2	○	2	○
[2. 介護予防ケアマネジメント]							
1	①	1	○	1	○	2	○
	②	1	○	1	○	2	○
	③	1	○	1	○	2	○
	④	1	○	1	○	2	○
	⑤	1	○	1	○	2	◎
[3. 総合相談支援業務]							
1	①	2	○	2	○	2	◎
	②	2	◎	2	○	2	○
	③	2	○	2	◎	2	○
	④	2	○	2	○	2	○
	⑤	2	○	2	○	2	○
2	①	2	○	2	○	2	◎
	②	2	○	2	○	2	○
3	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	2	○	2	○	2	○
	④	2	○	2	○	2	○

		A事業所		B事業所		C事業所	
		自己評価	モニタリング	自己評価	モニタリング	自己評価	モニタリング
[4. 権利擁護]							
1	①	2	○	2	○	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	2	○	2	○	2	○
	④	1	○	1	○	2	○
2	①	1	○	1	○	2	○
	②	1	○	1	○	2	○
3	①	2	○	2	◎	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	1	○	1	○	2	○
	④	2	○	2	○	2	○
	⑤	1	○	1	○	2	○
	⑥	1	○	1	○	2	○
[5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援]							
1	①	2	○	2	◎	2	○
	②	2	○	2	○	2	○
	③	1	○	1	○	2	○
	④	2	○	2	○	2	○
	⑤	2	○	2	○	2	○
	⑥	2	○	2	○	2	◎
	⑦	2	○	2	○	2	○
	⑧	1	○	1	○	2	△
2	①	2	○	2	◎	2	○
	②	2	◎	2	○	2	○
	③	2	○	2	○	2	◎
	④	1	○	1	○	2	○
	⑤	2	○	2	○	2	○

自己評価 0:できていない 1:できている 2:よくできている

モニタリング △:努力が必要 ○:できている ◎:他の包括に比べ特によくできている（昨年に比べ取組みが特に進んだ）

高齢者サポートセンターによる自己評価は、自己分析と今後の取組みの推進を目的として、具体的な実施内容を記載することとなっており、取組みが不十分な場合には、改善の方向性を記載している。記載した取組内容については評価数値（点数）をあわせて記載することとなっており、高齢者サポートセンターでは自信を持って取り組んだ結果として“2点 よくできている”を記載することが多いが、市のモニタリングの評価結果は必ずしも“◎ 他の包括に比べ特によくできている”が多いわけではない。これは、高齢者サポートセンターの評価数値（3段階）と、市のモニタリング（3段階）の評価基準は同じではないことに起因する。市のモニタリングは、全ての高齢者サポートセンターの取組内容と今後の取組みについて確認した後に、他の高齢者サポートセンターと比べてどうかという判断を行っている。そのため、高齢者サポートセンターが“2点 よくできている”と自己評価した内容であっても、市のモニタリング結果において“△できていない”と評価されることもある。

C事業所の自己評価は全てのチェック項目において、“2点 よくできている”と評価されている。自信を持って取組みが行われたとしても、全ての項目を満点の2点で自己評価が行われた場合、適切な自己分析と今後の取り組むべき方向性を明確にするという目的が形骸化してしまう恐れがある。特に、チェック項目の[5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援] 1 ⑧において、市のモニタリングは、“△できていない”と評価されており、その他のチェック項目についても、概ね“○できている”と評価されていることから、必ずしも自己評価においても全てのチェック項目において、“2点 よくできている”と評価することが適当ではないことが伺える。

C事業所の [5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援] 1 ⑧のチェック内容、自己評価のコメント及び市によるモニタリングのコメントは以下のとおりであり、自己評価で満点をつけるべき状況ではないと考えられる。

チェック内容	介護支援専門員及び居宅サービス事業者の相互理解を深め、連携関係を構築し、ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修受講等の働きかけを行っている。
自己評価	2点：各居宅サービス事業所の交流会の中で介護計画書等がケアプランと連動することを目的に勉強会を企画している。また連携に必要な、各サービス事業所のサービスの質の向上のための勉強会や研修会の紹介、情報提供を行っている。
市モニタリング	△：各居宅サービス事業所の交流会の中で勉強会を企画している。各居宅サービス事業所の相互理解の為、意見の提供等が今後必要。

自己評価においては、具体的に実施した内容が重要であり、当該実施状況に基づいた自己評価の点数をつけることが必要であるため、自らの評価において不十分な点を把握し、改善につなげていく取組みが行われるよう、促進することが望まれる。

また、研修会、報告会、カンファレンスの開催回数や関係機関との接触回数等の KPI（業績評価指標）を設定するとともに、自己評価のガイドラインを作成・指導する等の工夫も考えられる。

なお、点数での記載を行わせることにより、高評価の自己評価が行われてしまう傾向がある場合には、市のモニタリングの評価のように、◎、○、△で評価するなどの工夫も必要である。

イ) 指摘メモの記載内容（意見 6）

平成 25 年度の業務モニタリングにかかる「当日指摘メモ」の内容を確認したところ、確認した全ての指摘メモが抽象的な表現にとどまっていた。

「当日指摘メモ」の例は以下のとおりである。

包括的支援事業（平成 25 年度）

事業所	内容
A 事業所	センターの設置目的や業務等の理解を深めるため、地域包括支援センター業務マニュアルの活用を検討ください。
B 事業所	医療機関との連携について、地域のケアマネジャーのニーズに沿った取組みを検討してください。
C 事業所	ケアプランの趣旨に基づくサービスの提供が行われることを目指して介護支援専門員及び居宅サービス事業者の円滑な連携関係を構築するための取組みについて検討してください。

なお、上記指摘メモに関連する、チェック項目の内容や自己評価の内容、市のモニタリング結果は以下のとおりである。

【A 事業所】

[1. 基本項目] 1 ①

チェック内容	設置目的について職員が理解している。
自己評価	2 点: 3 職種を軸に、適切なケアマネジメントの遂行と、地域ケア懇談会、事業所懇談会等の継続開催において多種関係機関との地域連携を図っている。その他、高齢者元気はつらつ健康づくり事業を始め、地域出前講座等の開催を通して、地域の高齢者の介護予防啓発に努めている。
市モニタリング	○: 新任職員には、包括の役割等管理者による研修を行い 4 年間の歩みを説明している。また、設置目的についての理解を深めるよう努めている。

【B 事業所】

[5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援] 2 ②

チェック内容	医療機関との連携体制を作っている。
自己評価	2 点: 介護支援専門員連絡協議会との定例会開催、3 包括合同勉強会や個別の事例を通じて連携を深めている。
市モニタリング	○: 介護支援専門員連絡協議会地区定例会で医療との連携会議を開催している。隣接する包括と合同で、他職種から学ぶ勉強会を開催し、連携を深めている。

【C 事業所】

[5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援] 1 ⑧

上記記載の内容参照

介護予防支援事業（平成 25 年度）

事業所	内容
A事業所	介護予防通所介護については、利用者の心身機能の維持回復を図る必要性を明確にした上で、プランに位置付けること。
C事業所	「総合的課題」の記載において、「課題に対する目標」が混在して記載されていることで、プランの目標や具体的な支援の位置づけが不明確になっているものがありました。整理して記載し、目標を具体的に設定するよう心掛けてください。
D事業所	（委託プランにおいて）介護予防通所介護サービスの基本方針「（～前略）必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。」とされていることを踏まえて、プランを作成するよう指導すること。

指摘メモは、実地調査当日に、事業者との協議において具体的な取組みにまで達していなかった内容、当該高齢者サポートセンター職員全員に伝えたい内容等を記載するものであるが、時間的制約もあって、詳細に記載できないこともあるとのことである。

ただし、具体的な内容の記載がなければ、各高齢者サポートセンターの担当者が指摘内容を理解して翌年度にその改善状況を確認することが困難となる。また、仮に市の担当者が交代した場合には、過去においてどのような内容の指摘が行われているのか、理解が困難となる恐れがある。

市のモニタリング結果については、後日、法人代表者と高齢者サポートセンター管理者に一項目ごと個別に、取組み内容と今後の取組みを踏まえた評価結果が説明され、また、総評として、より望ましい対応が図られることを促進するためのコメントや期待しているポイントが説明されている。そのため、当日は口頭にて報告を行い、詳細な内容については、指摘メモを別紙で提出するなどの対応の検討が必要である。

ウ) 指摘メモがない場合の対応 (意見 7)

最低限必要と求められている対応ができているとして、指摘メモがないケースも数多く見受けられた。

平成 25 年度の指摘メモの件数の状況は以下のとおりである。

【指摘メモの法人別件数】

(単位：件)

	A 法人	B 法人	C 法人	D 法人	E 法人	F 法人	G 法人
包括的支援事業	2	1	1	2	0	0	0
介護予防支援事業	3	N/A	N/A	3	2	N/A	N/A

	H 法人	I 法人	J 法人	K 法人	L 法人	M 法人
包括的支援事業	0	0	0	0	0	0
介護予防支援事業	N/A	N/A	N/A	4	N/A	1

※N/A はローテーションの都合により実施していない。

最低限必要な対応ができているため、要改善事項としての指摘は なかったとしても、全ての点において完璧な運用が行われていることは想定できない。

将来にむけて、高齢者サポートセンターにおける、より望ましい対応が図られることを促進するための具体的なコメントなどについても、書面で残し、報告することが望まれる。そのため、参考情報として別紙で提出するなどの対応の検討が必要である。

具体的なコメントとして、例えば、A事業所のメモに関連して、「入所 1 年目の介護支援専門員に対し、センターの設置目的や業務内容を質問したところ、一部の質問に対し誤った回答も行われ、地域包括支援センター業務マニュアルの存在も把握していなかったことから、新人研修の一環として、当該マニュアルを活用した研修の実施を検討すべきである」などが考えられる。

4. 介護保険制度

(1) 介護保険特別会計の概要

平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間における、介護保険特別会計の予算金額及び決算金額を比較した状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

介護保険特別会計	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額	予算	決算	差額
介護給付費									
介護サービス等給付費	18,821,496	18,249,168	-572,327	20,380,962	19,672,850	-708,112	21,366,894	20,651,577	-715,316
居宅介護サービス給付費負担金	10,252,034	9,852,104	-399,929	11,504,217	10,875,638	-628,578	12,118,303	11,560,350	-557,952
特例居宅介護サービス給付費負担金	17,209	6,711	-10,497	262	1,190	928	1,268	839	-428
施設介護サービス給付費負担金	6,014,639	5,863,082	-151,556	6,014,238	5,967,672	-46,565	6,161,949	6,074,254	-87,694
特例施設介護サービス給付費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
居宅介護福祉用具購入費負担金	39,871	38,996	-874	43,729	39,785	-3,943	43,649	41,772	-1,876
居宅介護住宅改修費負担金	96,903	91,128	-5,774	99,857	93,616	-6,240	102,362	92,692	-9,669
居宅介護サービス計画給付費負担金	1,074,093	1,073,135	-957	1,160,757	1,159,759	-997	1,259,989	1,251,911	-8,077
特例居宅介護サービス計画給付費負担金	14,045	13,310	-734	13,692	13,787	95	397	383	-13
地域密着型介護サービス給付費負担金	1,312,700	1,310,698	-2,001	1,544,208	1,521,408	-22,800	1,678,975	1,629,371	-49,603
特例地域密着型介護サービス給付費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
介護予防サービス等費	1,249,787	1,241,666	-8,120	1,362,814	1,351,924	-10,889	1,562,557	1,541,948	-20,608
介護予防サービス給付費負担金	1,031,157	1,027,002	-4,154	1,117,571	1,111,426	-6,144	1,273,329	1,268,457	-4,871
特例介護予防サービス給付費負担金	424	23	-400	24	0	-24	3,025	0	-3,025
介護予防福祉用具購入費負担金	11,937	10,868	-1,068	15,901	13,616	-2,284	15,634	14,038	-1,595
介護予防住宅改修費負担金	64,563	62,411	-2,151	71,904	69,947	-1,956	82,321	77,553	-4,767
介護予防サービス計画給付費負担金	139,682	139,280	-401	151,990	150,626	-1,363	168,516	167,664	-851
特例介護予防サービス計画給付費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
地域密着型介護予防サービス給付費負担金	2,022	2,079	57	5,422	6,308	886	19,730	14,235	-5,494
特例地域密着型介護予防サービス給付費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
高額介護サービス等費	568,479	431,406	-137,072	496,867	489,337	-7,529	570,685	518,031	-52,653
高額介護サービス費負担金	502,703	380,375	-122,327	438,485	431,881	-6,603	500,055	451,752	-48,302
高額介護予防サービス費負担金	2,336	672	-1,663	795	695	-99	1,169	729	-439
高額医療合算介護サービス費負担金	62,645	49,814	-12,830	56,662	56,111	-550	67,661	64,901	-2,759
高額医療合算介護予防サービス費負担金	795	544	-250	925	649	-275	1,800	648	-1,151
特定入所者介護サービス等給付費	690,873	681,847	-9,025	735,514	717,259	-18,254	747,269	737,626	-9,642
特定入所者介護サービス費負担金	690,280	681,378	-8,901	734,805	716,868	-17,936	746,420	737,188	-9,231
特例特定入所者介護サービス費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
特定入所者介護予防サービス費負担金	591	469	-121	707	390	-316	847	438	-408
特例特定入所者介護予防サービス費負担金	1	0	-1	1	0	-1	1	0	-1
審査支払手数料	20,987	19,051	-1,935	20,117	19,922	-194	24,271	21,541	-2,729
合計	21,351,622	20,623,140	-728,481	22,996,274	22,251,302	-744,971	24,271,676	23,470,726	-800,949

①介護保険特別会計（介護給付費）

介護給付費のうち、特に乖離金額及び乖離率の大きな高額介護サービス費について、その乖離理由をヒアリングしたところ、以下の回答を得ている。

介護保険では、利用者が1か月に負担する費用の上限額が定められており、同月内に受けたサービスの1割負担額が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費の支給対象となる。

高額介護サービス費については、介護保険サービス受給者数や決算額の推移に応じ、予算を積算しているが、サービス受給者が負担限度額を超えて利用するか否かは、予測が難しく、予算決算の乖離が大きくなる傾向がある。

②介護保険特別会計（地域支援事業 介護予防事業）

（単位：千円）

介護保険特別会計	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額	予算	決算	差額
地域支援事業 介護予防事業									
人件費	4,179	705	-3,473	4,179	861	-3,317	4,179	902	-3,276
二次予防事業対象者把握事業	103,643	216	-103,426	90,632	9,413	-81,218	75,821	10,906	-64,914
通所型介護予防事業	37,049	158	-36,890	4,426	1,442	-2,983	11,818	5,166	-6,651
訪問型介護予防事業	210	0	-210	92	6	-86	93	1	-91
二次予防事業評価事業	1,000	0	-1,000	4,000	3,785	-214	3,000	971	-2,028
介護予防普及啓発事業	70,639	18,141	-52,497	24,897	17,890	-7,006	41,696	20,886	-20,809
地域介護予防活動支援事業	800	344	-455	880	380	-500	880	218	-662
合計	217,520	19,568	-197,951	129,106	33,779	-95,326	137,487	39,054	-98,432

（出典：枚方市高齢社会室より提供）

③介護保険特別会計（地域支援事業 包括的支援・任意事業）

（単位：千円）

介護保険特別会計	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額	予算	決算	差額
地域支援事業 包括的支援・任意 事業									
人件費	3,281	1,717	-1,564	3,636	1,856	-1,779	3,912	2,199	-1,713
地域包括支援セン ター事業	314,436	302,637	-11,798	318,132	306,511	-11,620	318,056	306,086	-11,969
介護給付等費用適 正化事業	51,409	11,046	-40,362	52,106	13,197	-38,908	35,785	10,924	-24,860
家族介護支援事業 経費	1,523	582	-940	1,844	438	-1,405	1,708	407	-1,300
成年後見制度利用 支援事業	535	6	-528	535	21	-513	535	111	-423
福祉用具・住宅改 修支援事業	1,000	418	-582	1,000	366	-634	974	334	-639
地域自立生活支援 事業	19,495	6,063	-13,431	9,178	5,150	-4,027	7,771	4,692	-3,078
生きがいと健康づ くり推進事業	9,915	9,793	-121	9,915	9,757	-158	9,915	9,913	-2
介護用品支給事業	32,670	17,513	-15,156	24,622	19,617	-5,004	27,089	20,850	-6,238
傾聴ボランティア 養成事業			0	40	40	0	40	40	0
合計	434,264	349,778	-84,485	421,008	356,957	-64,051	405,785	355,559	-50,225

（出典：枚方市高齢社会室より提供）

包括的支援・任意事業についての予算と実績の乖離理由について、ヒアリングを実施したところ、以下の回答を得ている。

地域支援事業費については、保険給付費の 3%以内に設定するよう国の政令で規定されており、市では、そのうち 2%程度を目安とした金額を、包括的支援・任意事業の予算として計上している。

そのため、実施する事業の積み重ねで予算を要求するという方式ではなく、「福祉計画 21」で定められた保険給付費の 2%以内の額により予算要求を行っており、執行額がその金額に見合っていないことから、予算と決算の乖離が大きくなっている。

(2) 介護保険特別会計予算実績比較

①予算数値と実績数値の比較分析（意見8）

予算数値と実績数値の乖離状況を市に確認した結果、上記記載のとおりであり、高齢社会室では、翌期の事業計画の策定や中期計画の策定時において、予算等の作成者により予算数値と実績数値との乖離金額の把握は行われている。

ただし、正式な手続きとして、予算実績比較を行い、報告するようなことは行われておらず、また、現状として乖離金額が生じた原因分析自体も行われていない。

予算数値と実績数値を比較し、その分析を行うことは、将来の事業策定にとって非常に重要な情報となりえることから、正式な手続きとして実施することが望まれる。

また、単に数値を比較し、その乖離している事実を把握するのみならず、その差異が発生した原因が何にあるのかについて、深く考察することも重要である。すなわち、差異が発生している事実及びその内容（たとえば、予算件数 100 件に対し、実績件数 50 件であった）を把握するだけでは不十分であり、可能な限りにおいて、なぜそのような差異が発生してしまっているのか（たとえば、予算件数に比して 50 件のマイナスであった原因は、他の実施事業と内容が似通っていた等）について、分析することが必要であり、その分析結果を利用して、今後の事業展開の方針を見極めていくべきである。

(3) 二次予防事業対象者把握事業

①事業概要

事業内容	二次予防事業（二次予防事業対象者把握事業）				
事業実施期間	平成 18 年度～				
会計種別	介護保険特別会計				
根拠法令等	介護保険法、地域支援事業実施要綱（国）				
事業の目的	要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態にある 65 歳以上の高齢者（二次予防事業対象者）を早期に把握し、介護予防事業への参加を勧奨し、活動的で生きがいのある生活ができるように支援する。				
活動の概要	65 歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けていない方）に「基本チェックリスト」を実施し、二次予防事業対象者を抽出する。				
補助金の有無	無				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の総数（人）	職員数※ （うち非正規職員数）	1.82 人 （0.05 人）	1.62 人 （0.05 人）	2.36 人 （0.79 人）	
収支の推移 （千円）	総収入額	54	2,191	2,727	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	188	8,708	4,963	
	人件費②※	14,408	12,687	13,713	
	その他③	29	657	5,947	
	合計（①+②+③）	14,625	22,052	24,623	
指標の説明	当該年度当初の高齢者人口の 5%を目標に、介護予防事業に参加した人数を実績とする。				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	介護予防事業への参加者（人）	計画①	4,238	4,423	4,677
		実績②	23	52	136
	率②/①	0.5%	1.2%	2.9%	
今後の方向性	改善				
財源 （千円）	国庫支出金	54	2,191	2,727	
	府支出金	27	1,745	1,363	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	
	その他	108	4,382	5,453	
	一般財源	27	1,096	1,363	

※二次予防事業分の積算人数及び金額を記載している。

二次予防事業対象者把握事業とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業における二次予防事業として、要介護及び要支援認定者を除く 65 歳以上の者を対象に枚方市基本チェックリスト（以下、「基本チェックリスト」という。）によるアンケートを実施し、調査結果から二次予防事業対象者を抽出して、通所型介護予防事業等のプログラムへの参加を推奨する事業である。具体的には、高齢者が基本チェックリストをもとに健康状態をチェックし、二次予防事業対象者に該当した場合、高齢者サポートセンターから対象者にアプローチを行い、二次予防のための教室への通所を勧めている。通所希望者に対しては、受講が可能な健康状態にあるかを事前に確認するため、生活機能検査の受診を推奨する。なお、通所型介護予防事業として開催する教室は、（1）運動器の機能向上、（2）栄養改善、（3）口腔機能向上、（4）閉じこもり予防・支援、又は、認知機能の低下予防・支援に関するプログラム、これらを複数組み合わせ合わせたプログラムなど、活動的で生きがいのある人生を送れるようにすることを目的としたものとなっている。

従来、基本チェックリストは高齢者サポートセンター等に置かれており、希望者が利用する仕組みとなっていたが、厚生労働省の地域支援事業要綱改正（平成 22 年 8 月）で基本チェックリストは対象者全員に郵送等により配布・回収することとなったため、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間をかけて、要介護及び要支援認定者を除く 65 歳以上の全ての高齢者を対象に、基本チェックリストを郵送し、回答を郵便等にて回収している。

②平成 24 年度及び平成 25 年度の予算と実績

平成 24 年度及び平成 25 年度の予算と実績及びその差額は以下のとおりであり、いずれの年度においても予算と比較して決算実績が約 150 百万円程度小さくなっている。その内、予算と決算との差異が特に大きい事業は、二次予防事業対象者把握事業であり、平成 25 年度は予算に対して決算実績が 10 百万円と 64 百万円下回っている。

(単位：千円)

介護保険特別会計	平成 24 年度			平成 25 年度		
	予算	決算	予実差	予算	決算	予実差
地域支援事業 介護予防事業						
人件費	4,179	861	-3,318	4,179	903	-3,276
二次予防事業対象者把握事業	90,632	9,414	-81,218	75,821	10,907	-64,914
通所型介護予防事業	4,426	1,443	-2,983	11,818	5,167	-6,651
訪問型介護予防事業	92	6	-86	93	2	-91
二次予防事業評価事業経費	4,000	3,785	-215	3,000	971	-2,029
介護予防普及啓発事業	24,897	17,891	-7,006	41,696	20,887	-20,809
地域介護予防活動支援事業経費	880	380	-500	880	218	-662
合計	129,106	33,779	-95,327	137,487	39,054	-98,433
地域支援事業 包括的支援・任意事業						
人件費	3,636	1,857	-1,780	3,912	2,199	-1,713
地域包括支援センター事業	318,132	306,512	-11,620	318,056	306,086	-11,970
介護給付等費用適正化事業	52,106	13,197	-38,909	35,785	10,924	-24,861
家族介護支援事業経費	1,844	439	-1,405	1,708	407	-1,301
成年後見制度利用支援事業	535	21	-514	535	112	-423
福祉用具・住宅改修支援事業	1,000	366	-634	974	335	-639
地域自立生活支援事業	9,178	5,151	-4,027	7,771	4,693	-3,078
生きがいと健康づくり推進事業	9,915	9,757	-158	9,915	9,913	-2
介護用品支給事業	24,622	19,618	-5,004	27,089	20,851	-6,238
傾聴ボランティア養成事業	40	40	0	40	40	0
合計	421,008	356,957	-64,051	405,785	355,560	-50,225
総合計	550,114	390,736	-159,378	543,272	394,614	-148,658

③適切な予算管理（意見 9）

当該事業にかかる費用は、発送作業のみならず、回答の集計、二次予防事業対象者に対するフォローアップ、二次予防事業（教室）通所希望者に対する生活機能検査等に関連して発生する。回答者数や二次予防事業通所希望者数等により実績額が変動し、また、予算額については、機械的に保険給付費に一定率を乗じた金額とするため、事業費の予算と決算実績とが乖離しやすいとのことである。

しかしながら、平成 24 年度より 3 年間をかけて基本チェックリストの全件送付を実施するのであれば、平成 25 年度の回答回収率等は平成 24 年度の実績をもって、より信憑性の高い予測が可能と思われるが、平成 25 年度の予算額を機械的に保険給付費に一定率を乗じた金額としたため、決算実績の乖離は、平成 24 年度と同様に多額となっている。

予算数値に基づき介護保険料の負担額が確定するため、予算数値は各年度の行動計画を具体的な数値で表すものでなければならない。予算と決算実績に乖離がある場合、予算数値自体が実施不可能な数値となっていないかを検証し、翌年度の計画数値に加味すべきである。また予算数値に問題がないと判断された場合には、計画と実績との比較を行い、改善すべき点がないかを検討することが必要である。

④事業の運営内容の改善（意見 10）

二次予防事業対象者把握事業において特定された教室参加者は、通所型介護予防事業において適切なプログラムを受講することとなるが、二次予防事業対象者として把握した 4,494 名の内、実際に教室に通った高齢者は対象者全体のわずか 0.4%の 136 人であった。これは、対象者のプログラム参加への意識も影響していると考えられるが、より魅力的なプログラムの開講や、高齢者の二次予防に対する意識調査の実施の検討等、より効果的な事業の運営を行うべきである。

【平成 25 年度 二次予防事業対象者の把握における各段階人数】

項目	人数		割合
基本チェックリスト 発送者数	28,213 人	(A)	100.0%
基本チェックリスト 回収者数	18,164 人	(B)	(B)/(A)=64.3%
二次予防事業対象者数	4,494 人	(C)	(C)/(A)=15.9% ((C)/(B))=24.7%
二次予防事業（教室） 通所者数	136 人	(D)	(D)/(A)=0.4% ((D)/(C))=3.0%

(4) 保険料徴収業務

①介護保険料の滞納者に対する徴収業務

ア) 介護保険料の納付方法

介護保険料は以下の方法で支払われる。

【介護保険料の納付】

対象者		納付方法
第1号被保険者 (65歳以上)	特別徴収 (年金保険者から公的年金を年間18万円以上受給している旨の通知が本市にあった方)	年金の定期支払(年6回)の際に、あらかじめ保険料を引き去る。
	普通徴収 (上記以外)	保険料を納付通知書または口座振替で納付する。市が、毎年6月に保険料額を決定し、納付通知書を送付し、4月から翌年3月までの1年分を6月から翌年3月までの毎月1期(1回)ずつ計10回に分けて納付する。
第2号被保険者 (40～64歳まで)		加入している医療保険に介護分も含めて医療保険料として納付する。なお、医療保険者は、介護分として徴収した金額を社会保険診療報酬支払基金に納付し、当該基金が全国の介護保険者(市町村)に交付する。

イ) 滞納者に対する措置

介護サービスの利用者負担は、通常は生じた費用の1割であるが、災害等の特別な事情なく保険料納付を滞納した場合、滞納期間に応じて次のような措置が取られる。

【保険料滞納者に対する措置】

滞納期間	措置
1年以上	介護費用の全額を一旦利用者が負担し、申請により後日保険給付分(9割)が支払われる。
1年6か月以上	介護費用の払い戻し(保険給付分の9割)が一時差し止めになり、その後、差し止め額は滞納保険料に充当される。
2年以上	介護サービス利用時の利用者負担額が3割になる(通常1割)。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給は受けられない。なお、滞納期間は過去10年までさかのぼる。

ウ) 滞納者に対する保険料請求業務

普通徴収の被保険者については、納期を過ぎて未納の場合、翌月20日頃に督促状を送付する。その後も未納の場合、翌年度の5月に催告書を送付する。

現年度分の滞納が未納のまま翌年度に繰り越された（滞納繰越）場合、翌年度の 10 月と 1 月に催告書を送付し、かつ 5 月もしくは 12 月に訪問徴収を実施する。

滞納期間が 2 年間に超過すると、市民税課税者分については債権回収課に移管される。

以下は、平成 24 年度の第 1 期分（平成 24 年 6 月納期分）以降未納となった場合の徴収業務のスケジュールである。

平成 24 年度										平成 25 年度										平成 26 年度							
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
納付通知書発送	現年度分督促（納期限の翌月に発送）									徴収	現年度分催告、訪問					滞納繰越分催告			訪問徴収	滞納繰越分催告					訪問徴収		債権回収課への移管

エ) 保険料の調定額・収納額・滞納額・収納率の推移

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて保険料納付期限を 2 年超経過し不納欠損処理された金額は、毎年約 60 百万円程度で推移している。

【介護保険料調定額・収納額・滞納額・収納率】

①現年度分

（単位：百万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	4,615	4,727	4,843	5,588	5,888
収納額	4,532	4,650	4,764	5,501	5,797
収納率	98.2%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%

②滞納繰越分

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	172	175	165	163	176
収納額	17	23	21	22	24
収納率	9.8%	13.1%	12.8%	13.4%	13.7%

③合計（①+②）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	4,787	4,902	5,008	5,752	6,064
収納額	4,548	4,673	4,785	5,523	5,821
収納率	95.0%	95.3%	95.5%	96.0%	96.0%

④不納欠損額

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
不納欠損額	63	64	60	57	57

（出典：枚方市 高齢社会室より提供）

②介護保険料滞納者に対する徴収（意見 11）

平成 26 年 5 月の訪問徴収は、5 月下旬の 2 日間で実施しており、訪問対象者は、①平成 26 年 5 月特定日付現在において、平成 24 年度第 1 期（平成 24 年 6 月）から平成 25 年度第 10 期（平成 26 年 3 月）までに滞納があり、②平成 27 年 1 月以降に介護認定の有効期間が終了する受給者で、③特定の者（段階区分が第 1 段階の者（生活保護受給者等）、納付誓約者、応対履歴がある者、直近で入金があった者、住所地特例対象者、平成 26 年 5 月中に催告書が送付される者）を除いた、34 名であった。

項目	人数
① 平成 26 年 5 月 9 日現在、平成 24 年度、平成 25 年度ともに第 1 期から第 10 期が未納の者	約 2,900 名
② ①のうち、平成 27 年 1 月以降に介護認定の有効期間が終了する受給者	約 100 名
③ ②から特定の者を除いた結果、訪問徴収の対象者となった者	34 名

なお、③の特定の者のうち、平成 26 年度中に催告書送付予定の者 52 名については、滞納時期によって訪問徴収が行われず、催告書の送付のみの対応となり、滞納期間が 2 年経過した場合には不納欠損が発生することとなる。

訪問徴収の結果は、以下のとおりである。

平成 26 年 5 月 26 日（月）・27 日（火）

徴収員数	訪問件数計	留守件数	入金件数	入金額	応対件数	その他
2 名 1 組	34 件	23 件	0 件	0 円	11 件	0 件

また、過去 2 回分の訪問徴収の結果は、以下のとおりである。

平成 25 年 12 月 18 日（水）・24 日（火）

徴収員数	訪問件数計	留守件数	入金件数	入金額	応対件数	その他
2 名 1 組	12 件	7 件	0 件	0 円	5 件	0 件
3 名 1 組	14 件	8 件	1 件	32,900 円	5 件	0 件
合計	26 件	15 件	1 件	32,900 円	10 件	0 件

平成 25 年 5 月 27 日（月）・28 日（火）

徴収員数	訪問件数計	留守件数	入金件数	入金額	応対件数	その他
2 名 1 組	12 件	9 件	0 件	0 円	3 件	0 件
2 名 1 組	6 件	3 件	0 件	0 円	3 件	0 件
合計	18 件	12 件	0 件	0 円	6 件	0 件

訪問徴収を行う目的は、滞納者本人と直接面談し、回収もしくは納付意識を高めることにあると思われるが、事前連絡なしに訪問しているため、半数以上が留守宅となっており、本来の目的が達成できていない。

訪問徴収の結果、被保険者が在宅の場合については、何らかの回答を得られたという記録が残っていたが、事前連絡なしの訪問であるため、不在の場合は訪問記録書の投函のみの対応となり、その後に再訪問は実施していない。

滞納者に対する徴収を徹底するため、訪問徴収の対象者に事前に訪問日時を通知し、都合が悪い場合には別の日時を設定する等、本人と必ず面談できるような方策が必要である。

また、留守宅に対しては訪問記録書の投函で終わることなく、訪問日またはそれ以降の日に電話連絡する旨を訪問記録書に記載しておき、電話での督促または再訪問することが必要である。

(5) 介護施設

①介護老人福祉施設の待機者数

ア) 市における待機者数の現状

「福祉計画 21」第 6 章 地域包括ケアシステムの整備推進において、下記のように記載されている。

(ひらかた高齢者保健福祉計画 21 より)

国において作成された「地域包括ケア研究会」報告書では、「地域包括ケアシステム」について、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義されました。

本市では第 4 期計画期間より日常生活圏域を 13 に再編し、それぞれの圏域に高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンターを設置することで、高齢者サポート窓口の拡充を図りました。

今後は高齢者の住まいの確保を前提とした上で、介護サービス、医療サービス、生活支援サービス、地域自治活動やボランティア活動、さらには高齢者自身のセルフケアの取り組みも含め、それぞれの役割分担を踏まえつつ、有機的に連動して提供される体制を構築していきます。

上記で特筆すべきは、包括ケアシステムの整備推進において、“高齢者の住まい確保”を大前提としている点である。

下記の表は市が公表している、介護老人福祉施設（以下、“特養”という。）に対する待機者数である。

市内の介護保険施設情報

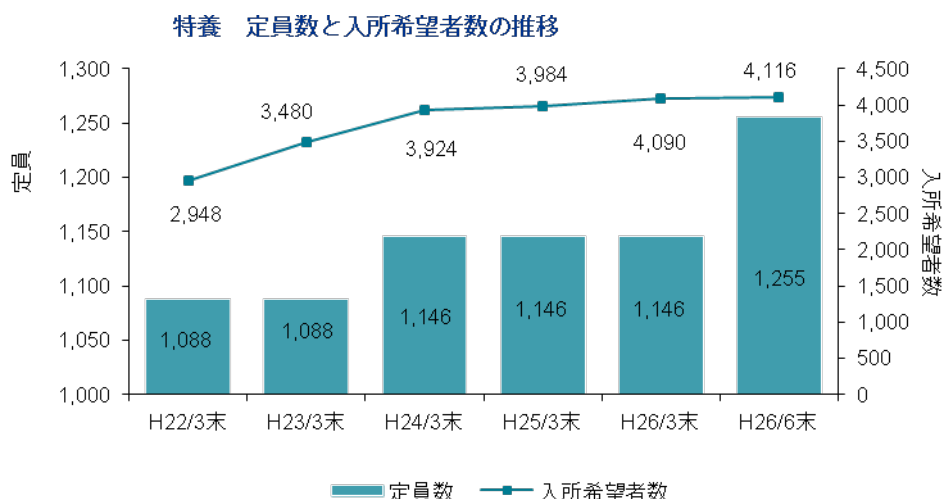
(平成 26 年 6 月末現在)

介護老人福祉施設	名 称	定員(人)	入所希望者数
	特別養護老人ホーム安心苑	56	197 人
	特別養護老人ホーム悠々の苑	30	242 人
	枚方市立特別養護老人ホーム	50	307 人
	ひらかた聖徳園	120	126 人
	特別養護老人ホーム香里いちよう園	56	458 人
	アイリス	86	469 人
	特別養護老人ホーム津田荘	100	151 人
	ピープルハウス枚方	50	78 人
	特別養護老人ホーム里仁館	80	177 人
	特別養護老人ホーム美郷	70	393 人
	特別養護老人ホームしらかばホール	70	157 人
	特別養護老人ホーム御殿山カーム	70	349 人
	特別養護老人ホームサール・ナート	70	150 人
	特別養護老人ホーム夢心	60	104 人
	特別養護老人ホームいこいの里	60	216 人
	特別養護老人ホームうぐいすの里	60	164 人
特別養護老人ホームのぞみの杜	80	57 人	
合計	1,168	3,795 人	

地域密着型介護老人福祉施設	名 称	定員(人)	入所希望者数
	小規模特別養護老人ホームくずは美郷	29	144 人
	小規模特別養護老人ホームのぞみ	29	70 人
	サテライトいこいの里	29	107 人
合計	87	321 人	

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

施設数（特養及び地域密着型特養）全体の定員数と入所希望者数の推移は以下のとおりである。



(出典：枚方市高齢社会室より入手したデータを監査人が加工)

高齢者の住まいとして、今後も整備が予定されている介護老人福祉施設の現場視察を実施し、施設担当者にヒアリングを行った。



【サンポエムひらかた（市立特別養護老人ホーム所在地）】

枚方市立特別養護老人ホーム	
所在地	枚方市交北3丁目1-52 1階及び2階部分（サンポエム枚方の一部）
開所年度	平成4年度
敷地面積	4,452.23 m ²
建物延べ面積	1,901.64 m ²
事業内容	（枚方市立特別養護老人ホーム条例より） ホームは次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法に規定する短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (2) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設サービス (3) 障害者総合支援法に規定する短期入所事業
サービス提供対象者	【特別養護老人ホーム】 要介護1から要介護5の方 【ショートステイ】 要支援1・2、要介護1～5 障害支援区分が区分1以上である障害者
施設概要	【特別養護老人ホーム】 [居室] 50床 4人部屋 9室(36床) 2人部屋 4室(8床) 個室 6室(6床) 【ショートステイ】 [居室] 10床 2人部屋 3室(6床) 個室 4室(4床)

実際に往査した市立特養においては、平成 26 年 6 月末現在で、定員 50 名に対して入所希望者数が 307 名となっている。市立特養の担当者にヒアリングを実施したところ、各施設の待機者リストには、下記のような者が含まれており、直ちに市立特養への入所を希望している者の数を表しているわけではないため、待機者リストを基に新たな入所者を決定するまでに 10 人以上に連絡を取らなければならない場合もあるとのことであった。

- ・すでに他の施設に入所している者
- ・入院中の者
- ・亡くなった者
- ・要介護認定を受けているため、念のために施設への申し込みを行っている者

イ) 待機者数の把握体制（意見 12）

待機者数の実態についてのヒアリングの実施は、市立特養の担当者に対してのみであるが、他の施設についても同様の状況であることが推測される。

公表している待機者数には、上記のような者が含まれていることを市は認識しており、市独自に被保険者番号をもとに、市在住で既に死亡や転出により資格を喪失した者及び他の施設に入所している者（2 ヶ月遅れで把握可能）の人数は把握しているが、当該情報が市から各施設に報告されていない。

各施設での入所希望者への連絡における非効率な対応を排除するためにも、入所希望者等の情報共有体制の整備に努める必要がある。

また、市は地域包括ケアシステムの整備推進においては、高齢者の住まい確保を大前提としており、今後は有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備が進むと思われる。住民ニーズに合った適切な施設の設置のためには、正確な各施設への入所希望者数を算出することが重要であり、より一層精緻な待機者数の把握が必要である。

②厚生労働省による調査の結果

ア) 調査の概要

サービス付高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームについて、監督権限を持つ都道府県、政令市、中核市の計 110 自治体に対し、厚生労働省による「介護漬け」「介護渋り」「囲い込み」等に関する調査「高齢者向け住まいと外付けサービスとの関係に関するアンケート調査」が平成 26 年 7 月から 8 月に行われている。

「介護漬け」とは、入居者に家事援助などの回数を一律に義務付け、必要以上にサービス提供することや、支給限度額いっぱいの利用を一律に設定することをさす。

「介護渋り」とは、定額サービスであるにも関わらず、サービス内容を絞ることをさす。

「囲い込み」とは、自社の介護サービスを利用させることで、家賃の割引を行ったり、契約書等により特定の介護事業所の利用を条件にサービス提供することをさす。

イ) 全国自治体の調査結果の状況

調査結果によると、「介護漬け」や「介護渋り」が起きていると答えた自治体は 52% であり、「囲い込み」に関し、課題があると回答した自治体は 54% であった。

ウ) 市の回答の状況

各アンケート項目に対する市の回答内容（一部抜粋し要約）は、以下のとおりであった。

項目	質問内容	回答内容
Ⅰ. 報告・立入検査の実施状況	サービス付き高齢者向け住宅の事業者からの報告	定期的に報告を求めている
	住宅型有料老人ホームの事業者からの報告	定期的に報告を求めている
Ⅱ. 介護保険サービス利用を誘導する囲い込みの防止について	入居者によるケアマネジャー選択の自由が阻害されているという課題が疑いも含め起きているか	起きていると思っていない
	入居者による介護保険サービス事業者選択の自由が阻害されているという課題が疑いも含めて起きているか	起きていると思っていない
	同一法人が運営する介護事業所を利用すると、家賃の割引があるという課題の有無	生じていない
	同一法人が運営する介護事業所を利用すると、他費用(サービス費用等)の割引があるという課題の有無	生じていない
Ⅲ. 過剰・過小な介護保険サービスの提供の防止(適正サービスの確保)について	入居者本人の状況に即したケアプランが作成されず、過剰・過小なサービスが提供されている課題が疑いも含めて起きているか	起きていると思っていない

IV. 高齢者向け住まいの運営業者が提供するサービス（基本サービス、介護サービス等）と介護保険サービスの切り分けについて	入居者に対し、高齢者向け住まいの運営業者が提供するサービスと介護保険サービスの切り分けが適切に行われていないという課題が疑いも含めて起きているか	起きていると思っている
	①運営業者が提供するサービスと同一法人が提供する介護保険サービスの切り分けがあいまいな状態となっているという課題の有無 ②指導等の実施状況 ③指導等の対象者 ④指導等の実施方法 ⑤指導等の具体内容	①生じている ②実施している ③訪問介護等の居宅サービス事業者 ④口頭または書面による行政指導 ⑤居宅サービス事業所と併設している場合、施設職員としての勤務なのか、訪問介護事務所の職員としての勤務なのか切り分けができていないため、どちらの職員としての勤務なのかを明確にすべき
V. その他	地域ケア会議が行われていることを把握しているか	把握している
	地域ケア会議で高齢者向け住まいの入居者へのケアプランの作成方法、サービスの適正化についての議論等が行われているか	行われていない
	第6期計画における特定施設入居者生活介護指定の見込み量について、「サービス付き高齢者向け」の場合、第5期計画での見込み量に比べてどのように設定していく方針であるか	未定（現在検討中）
	自由意見等	市は平成26年の中核市移行に伴い、大阪府よりサービス付き高齢者向け住宅の立入検査の権限移譲を受けました。市としてはサービス付き高齢者向け住宅に対する立入検査は未実施であり、高齢者向け住まいの運営業者が提供するサービスの切り分けの課題事項については訪問介護事務所への実地指導時に口頭指導をしたもの。

エ) 市の回答の状況（意見13）

市の回答内容を確認する限りにおいては、他の自治体で生じている課題事項は発生していないと捉えることができ、各種モニタリングや実地指導の結果とも捉えることができる。なお、サービス付き高齢者向け住宅の立入検査が未実施となっているが、これは調査時点で立入検査の対象となる施設に該当がなかったことによるものである。

ただし、アンケートはあくまでも把握しているかどうかという内容であり、実際に全く生じていないことを保証するものではないため、引き続きこうした課題事項が生じていないかどうか、モニタリング等に注力していくことが求められる。仮に疑いのある事象が発見された場合には、指導等を通じて迅速に対応すると同時に、他にも同様の事象が生じていないかどうか調査することが求められる。

また、サービス付き高齢者向け住宅への立入検査は平成 27 年 1 月以降での実施が予定されているため、他の自治体での課題事項を踏まえ、適切なモニタリングの実施が求められる。

③指定管理者制度

ア) 指定管理者の選定方法（意見 14）

公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条によれば、指定管理者は、原則として公募しなければならないとされており、非公募によることができる場合としては、施設の管理運営上緊急性を要するとき、及びその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときに限定されている。

市においては、高齢社会室所管の公の施設 6 施設のうち、4 施設（対象は 2 法人）について、指定管理者制度を導入しており、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により利用料金を収入として収受する利用料金制を採用している。

市は指定管理者制度を採用する 4 施設全てにおいて、募集方法は非公募としている。非公募の理由としては、指定管理者が利用料金を収入として収受しているが、この利用料金は介護保険法等で定められた介護報酬等による利用者負担額を収受しているもので、法改正以外の料金改定はできないことから公募による競争原理が働かないこと、また、介護サービス等は主に人的サービスであり、利用者にとって人的関係は短期間での構築が難しいため、公募により指定管理者が変更となった場合、安心してサービスを受けられない状況が発生する恐れがあることを挙げている。

しかしながら、利用料金制であるため、指定管理料との差額精算等はなく、効率的な運営による費用削減やサービス向上の努力等により施設の運営から得られた利益については、法人の利益となり、一定の利益が得られるという面では、少なからず競争原理は働くといえる。また、現在の指定管理者と同等水準のサービスを提供できる事業者を公募により募ることで、介護サービスの品質向上が期待でき、利用者にとって満足の得られるサービスを提供できうるとも考えられる。

以上のことから、現在の指定管理者と同等水準のサービスを提供できる事業者の存在を確認し、原則どおりの公募を行うべきである。

イ) 建物の無償貸与（意見 15）

上記の指定管理者制度を導入している 4 施設について、その施設使用料は収受せず、無償貸与が継続的に行われている。平成 17 年度の指定管理者制度導入時の資料を閲覧し、当時の無償貸与に至った経緯を確認したところ、施設使用料に関する検討資料がなかったが、公の施設の設置目的を達成するために効果的かつ効率的に民間事業者に代行させるといふ考え方のもと、施設使用料を徴収することがなじみにくいとの判断が行われたとのことであった。

利用料金制とする場合、その事業から得られる収益は指定管理者のものとなり、必要となる費用は指定管理者が負担することが原則となるため、本来であれば、施設使用料や維持管理費等は指定管理者が負担すべきものとする。また、指定管理料制を採用した場合、施設使用料をあらかじめ考慮した金額を指定管理料として支払うことができるため、利用料金制を採用するか指定管理料制を採用するかにより、市の負担額に相違が生じることは望ましくない。

報告されている事業実績報告書の正確性については、制度として外部の第三者による監査等が行われていないため、保証はできないが、平成 25 年度の各施設の事業実績報告書を確認したところ、指定管理の対象となる事業の利益金額はそれほど多額ではないため、今すぐ施設使用料を課すことは難しいと思われる。

現在の指定管理者の指定期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間であり、次回の指定管理者（平成 27 年度から平成 29 年度）も既に選定済ではあるが、将来の大規模修繕等のための起債原資を確保するためにも、他の制度の重疊的な適用の可能性も考慮した上で、施設の使用料の有償化や指定管理者で発生した利益の一部を還元させる方法等の是非を慎重に検討し、対応を図るべきである。

ウ) 資金収支計算書の取扱い (意見 16)

指定管理者が年 1 回、市に提出する事業実績報告書の収支状況は、資金収支計算書 (社会福祉法人会計の財務諸表) に基づいて記載されている。

資金収支計算書とは、その会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を表示する財務諸表 (社会福祉法人会計基準第 2 章 資金収支計算書第 1 項) であり、資金収支計算書の資金の範囲とされている支払資金とは、流動資産 (※1) と流動負債 (※2) の差額のことである (同章第 2 項)。すなわち、資金収支計算書は、1 年以内の資金が増加したか、減少したかどうかを表す財務諸表である。

【支払資金の概念】

貸借対照表 (抜粋)

流動資産 (※1)	流動負債 (※2)
	支払資金

※1: 流動資産とは、原則として 1 年以内に回収される資産

※2: 流動負債とは、原則として 1 年以内に支払期限が到来する負債

(出典: 社会福祉法人会計の実務ガイド)

【第 2. 5. (6) ①で記載した財務状況】 (再掲)

枚方市立特別養護老人ホーム

【収支状況】

歳入

(単位: 千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	-	-	-	-	-
利用収入	229,864	223,573	224,528	223,767	226,583
その他	8,473	※1 56,615	19,952	21,598	11,154
小計 a	238,337	280,188	244,480	245,365	237,737

歳出

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人件費	142,149	134,701	151,492	146,821	145,765
委託費	20,900	24,477	24,866	24,518	21,465
光熱水費	19,531	20,601	19,114	18,977	21,235
内訳 電気	5,863	5,782	5,956	6,141	7,310
ガス	6,530	8,185	7,117	7,304	8,787
水道	7,139	6,634	6,041	5,532	5,138
修繕費	2,797	2,331	2,882	3,137	1,859
備品購入費	2,166	1,748	116	457	260
その他	39,536	35,089	42,537	49,567	48,873
小計 b	227,079	218,947	241,006	243,476	239,457

合計 a-b	11,258	61,241	3,473	1,889	-1,721
--------	--------	--------	-------	-------	--------

(出典: 枚方市 HP 「指定管理者運営評価表 (平成 25 年度実績)」)

【財政状況】

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
流動資産	93,933	95,094	105,855	105,171	98,509
固定資産	18,417	17,257	16,937	15,940	14,282
流動負債	70,801	※1 10,722	18,010	15,437	10,496
固定負債	6,847	※1 54,018	52,154	43,774	35,152
純資産	34,701	47,611	52,628	61,900	67,142

(出典：枚方市高齢社会室より提供)

※1：短期運営資金借入金から長期運営資金借入金への費目振替 47,420 千円による歳入の増加

市に指定管理者の財務状況をどのようにモニタリングしているかを聴取したところ、第 2. 5. (6) 指定管理者対象施設の概要で記載した各施設の収支状況「合計 a-b」(資金収支計算書上の当期支払資金合計額)を確認することにより、指定管理者の収支状況を検証しているとのことであった。

しかし、支払資金の増減は、収支状況の把握として適切とは言えない場合もある。例えば、市立特養及び市立デイ(上記再掲は、市立特養のみを抜粋)の平成 22 年度「合計 a-b」をみると、支払資金が他の年度に比べ増加しており、収支が改善されているように見えるが、上記再掲の※1に記載したとおり、実際には運営資金の短期から長期への科目振替を実施したのみであり(通常想定されないが、他の科目との整合性の観点から修正した影響)、なんら利用収入が増加したわけではない。にもかかわらず、あたかも収支が改善したような状況となっている。

市に対して、事業実績報告書だけでなく、添付資料として貸借対照表、資金収支計算書の他、事業活動収支計算書(新基準では事業活動計算書)も提出されている。この事業活動収支計算書の収支合計は、一般的な損益(利益・損失)の状況を表すものであるため、指定管理者の運営状況の検証の際には、事業活動収支計算書も活用し、施設の損益状況についてモニタリングすることが望まれる。

エ) 利用者満足度調査の集計結果（意見 17）

各指定管理者は施設ごとに、利用者満足度調査のためのアンケートを実施しており、その結果を集計し、市に報告している。市は指定管理者のモニタリングの実施時期にアンケート結果並びにその結果に基づく改善状況を確認しているとのことであったが、市のモニタリング項目には含まれていないため、適切なモニタリングが実施されているかどうか確認することができなかった。

施設のサービス向上に資するため、各指定管理者がアンケート結果に基づいた、PDCA サイクルを実践すること、また、その実施状況を市がモニタリングすることは非常に重要である。

今後、モニタリング項目に含めた上で、適切に実施するべきである。

オ) 月次報告書・事業実績報告書

A. 月次報告書の提出遅延（結果 4）

協定書上、各月の月次報告書は、月末後 30 日以内に市へ提出しなければならないとされているが、平成 25 年 5 月分から平成 26 年 4 月分の月次報告書ファイルを閲覧したところ、3 施設を管理運営している（福）大阪府母子寡婦連合会から提出された、全ての報告書（経過日数が把握できない月を除く）が 30 日を超過して提出されており、中には、60 日を超過している月もあった。

【1 年間の月次報告書の提出状況（（福）大阪府母子寡婦福祉連合会）】

対象月	市受理日	経過日数	対象月	市受理日	経過日数
平成 25 年 5 月分	7 月 25 日	55 日	平成 25 年 11 月分	受理印なし	-
平成 25 年 6 月分	8 月 15 日	45 日	平成 25 年 12 月分	受理印なし	-
平成 25 年 7 月分	9 月 17 日	48 日	平成 26 年 1 月分	3 月 18 日	46 日
平成 25 年 8 月分	10 月 11 日	41 日	平成 26 年 2 月分	4 月 15 日	46 日
平成 25 年 9 月分	11 月 8 日	39 日	平成 26 年 3 月分	5 月 22 日	52 日
平成 25 年 10 月分	12 月 17 日	47 日	平成 26 年 4 月分	7 月 15 日	76 日

月次報告書は、市が指定管理者の運営状態を適時適切に把握するための重要な資料であり、提出期限を遵守するよう指導すべきである。

B. 実績報告書の不備（結果 5）

（福）大阪府母子寡婦連合会が管理運営している市立特養及び市立デイの実績報告書に記載されている 4 件の委託業務の内 2 件について、委託業者との契約金額（市が保管している契約書ないし覚書のコピー）が、市への報告金額と相違しているケースが見受けられた。

施設名	業務委託名	市の保管する契約書等の委託金額	事業実績報告書上の委託金額	不一致理由
市立特別養護老人ホーム及び市立デイサービスセンター	ビル管理業務委託	443,000 円/月	482,125 円/月	実績報告書の記載誤り
	給食業務委託	食数に応じて算出	1,643,000 円/月	市は古い覚書を保管していた

指定管理者の正確な収支状況を把握するためにも、実績報告書の契約金額は指定管理者と委託業者との委託契約書に基づく正確な金額が記載されるべきである。

ビル管理業務委託に係る不一致の理由は担当者の記載誤りとのことであるが、実績報告書では、過年度から同額が記載されていたため、指定管理者は報告書提出前に委託契約額が正確かどうかを確認した上で提出すべきであり、市は実績報告書の検証を十分に実施すべきである。

一方で、給食業務委託に係る不一致の理由は、市が保管している覚書が契約当初の覚書のままになっていたことにあり、実際の覚書は実績報告書上の委託金額と一致していた。実績報告書自体には問題ないが、市が実績報告書上の金額の検証を実施していれば、覚書が更新されていることに気付いたはずである。

今後は、指定管理者から提出された実績報告書の検証を適切に実施すべきである。

C. 備品の管理状況の報告漏れ（結果 6）

指定管理者基本協定書において、指定管理者は“備品について備品台帳を整え、適正に保管する”旨記載されており、また、“毎年度の事業報告書を取りまとめ、市に提出しなければならない”項目として“備品の管理状況”が記載されている。

しかしながら、平成 25 年度の指定管理者制度を採用する全 4 施設の事業報告書には、備品の管理状況についての記載がなかった。

指定管理者協定書に基づき市が指定管理者に報告を求める事項は、事業報告書等において漏れなく提出されるよう、事業報告書の形式を整え、指定管理者に指導すべきである。

カ) 施設往査

今回の監査では、(福)大阪府母子寡婦連合会がサンポエムひらかた内で運営している市立特養と市立デイへ現地往査を実施し、発見された項目について、下記に記載する。

A. 収支計算書の修正 (意見 18)

過去に市に提出された月次報告書の元となる収支計算書の金額について、金額が少額ということを理由に、管理責任者に報告することなく、担当者の独自の判断で金額修正が行われていた事例があった。収支計算書は市に提出する月次報告書及び事業実績報告書の元となる重要な財務諸表であるため、金額が少額という理由のみで管理責任者の承認を得ずに修正すべきではない。

今後は、修正すべき事項が発生した場合には、適時に管理責任者に報告し、承認を得た上で修正すべきである。

B. 備品管理

a. 現物実査の結果 (結果 7)

備品の管理状況についてヒアリングを行った結果、定期的な現物調査は実施されていなかったことが判明した。

このため、備品の管理状況を確認するため、監査人が任意の備品数点の現物調査を行った結果、以下のとおりであった。

【管理簿から任意にサンプルを抽出し、現物と照合した結果】

備品番号	品名	金額	現物の確認
102008	清拭車	135,960 円	無
103005	クリーンロッカー	24,308 円	照合不可 (複数のロッカー (現物) が存在したが、備品番号シールが貼付されていないため、管理簿との照合ができなかった)
105004	ホワイトボード	26,780 円	無 (なお、既に廃棄処理され管理簿には記載されていない、備品番号 105003 のシールが貼付されたホワイトボードの現物は有)
107015	新聞掛け	44,857 円	有
201212	裁断機	61,079 円	有

【現物から任意にサンプル抽出し、管理簿と照合した結果】

備品番号	品名	備品台帳記載の有無
101002	事務用デスク	無
501027	平行棒	有
102007	レストランチェア	有
501029	マットプラットホーム	現物にはくずは北デイサービスセンターのシールの貼付があった

現物と管理簿との不一致は、現物廃棄時または当初管理していた所管からの移管時に、管理簿の更新手続が適切に行われなかったこと等が要因として考えられる。

現物調査を行う中で、備品番号を特定する現物シールが特定の備品に貼付されていないため、現物と管理簿とが照合できないものも存在した。

指定管理者は、市の管理資産か指定管理者の管理資産かを問わず、すべての備品について現物調査を実施し、管理シールの貼付を行い、現物と管理簿を一致させておく必要がある。

また、市は、適切な備品管理のために、定期的に現物と管理簿とを照合するよう、指導する必要がある。

b. 指定管理者運営評価（結果8）

指定管理者のモニタリングとして、毎年、指定管理者自身が一次評価者として、市が指定した各項目の評価を行い（一次評価）、その結果を踏まえて市が指定管理者を訪問し、再評価（二次評価）する方法で指定管理者管理運営評価を実施している。

そのモニタリングの項目の一つに、“施設内にある備品について、市の備品と指定管理者の備品との区別がなされているか、また、定期的に備品の所在・数量・故障の有無の確認と修繕対応等が行えているか”という項目が存在する。

平成 25 年度に指定管理者に対して実施したモニタリングの結果は、以下のとおりであった。

一次評価結果 (指定管理者による自己 評価)	当施設の備品の多くは市の所有であることを職員に周知し、日常の適切な使用・管理に留意するとともに、修理不能で廃棄する場合には必ず市の廃棄許可を受けて処理するなど適切な管理に努めた。
二次評価結果 (市が実施する評価)	市所有の備品の所在については、施設内の部屋レベルで把握していて、適正な管理が行えている。

今回、備品の現物調査を行った結果、指定管理者管理運営評価の結果と実態には乖離があった。実際には、重要物品以外の備品については検証は行われておらず、ヒアリングや視察のみのモニタリングとなっている。

市は、指定管理者の備品現物調査結果を確認した上で、その妥当性を検証するため、一部の備品について独自で確認する等、事実に基づいたモニタリング評価が必要である。

C. 現金管理・金庫管理

以下の現金等の管理に関する3件については、財産管理に係る内部統制上の不備事項であり、本来、“結果”とすべきであるが、財産の帰属が指定管理者にあり、市としては指導に留まることから“意見”として記載している。

a. 現金・切手の管理（意見19）

【市立特別養護老人ホーム】

小口現金の残高管理について、毎日、担当者が実査を実施しているが、別の担当者による確認、いわゆるダブルチェックの体制がとられていなかった。また、切手についても、担当者の月次照合のみであり、ダブルチェックが実施されていなかった。さらに、現金及び切手ともに責任者の承認行為が行われていなかった。

担当者は日々、ダブルチェックを実施するとともに、職責の明確化の観点から、責任者においても現金及び切手の定期的な確認・承認行為を行い、適正な残高管理を行うべきである。

【市立デイサービスセンター】

小口現金の日々の残高管理については、実査表（金種チェック表）を用いて管理すべきところ、使用の都度、付箋に残高を記入し、現金出納帳に記帳するのみであった。

実査表を用いて、日々残高照合を実施するとともに、ダブルチェック及び責任者の承認行為を行うべきである。

b. 小金庫の管理（意見20）

主に現金を保管している持ち運び可能な小金庫については、日中、事務所の入り口付近で玄関からも確認できる位置に置かれているが、事務所入り口付近には、介護職員等のタイムカードが設置されている関係上、事務職員以外の出入りも頻繁にあり、管理上、好ましい保管状況ではない。

関係者しか把握していない場所で管理保管するなど、日中の小金庫の設置場所について検討すべきである。

c. 通帳管理（意見 21）

普通預金通帳については、ダイヤル式の大金庫に保管されているが、銀行印と一緒に保管されていた。金庫のダイヤル暗証番号は管理責任者以外の一部の担当者も知っており、管理上、好ましい保管状況ではない。

銀行印については、別の場所で責任者が保管するなどの対応を図るべきである。

5. 一般会計（高齢者施策）

（1）一般会計の概要

平成 23 年度から平成 25 年度の一般会計の予算及び決算金額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

高齢者施策	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額	予算	決算	差額
福祉入浴事業	1,188	1,404	216	-	-	-	-	-	-
老人福祉電話事業	132	104	-27	132	101	-30	132	86	-45
老人クラブ育成事業	26,535	25,229	-1,305	26,576	25,285	-1,290	26,729	25,408	-1,320
老人ホーム入所者緊急法外援護事業	960	720	-240	720	510	-210	600	240	-360
在日外国人特別給付金支給事業	600	590	-10	600	480	-120	480	420	-60
シルバー人材センター補助事業	19,063	18,336	-726	18,478	18,477	-1	17,791	13,160	-4,630
楽寿荘管理運営事業	12,554	11,052	-1,501	16,306	15,538	-767	13,321	12,017	-1,303
敬老事業	2,428	2,365	-62	2,551	2,279	-271	2,797	2,380	-416
敬老記念品配付事業	1,257	985	-271	1,320	1,031	-288	1,716	1,225	-490
高齢者鍼灸マッサージ事業	6,086	4,183	-1,902	5,474	4,637	-836	4,775	5,462	687
高齢者福祉タクシー基本料金助成事業	577	372	-204	537	493	-43	517	630	113
日常生活用具給付事業	1,220	1,742	522	1,428	394	-1,033	714	185	-528
緊急通報システム事業	45,397	40,204	-5,192	46,382	40,184	-6,197	47,112	40,481	-6,630
高齢者外出支援カード事業	28,748	22,107	-6,640	28,939	23,514	-5,424	29,411	25,802	-3,608
訪問利美容サービス事業	960	570	-390	960	720	-240	960	638	-322
街かどデイハウス事業	30,500	22,581	-7,918	39,500	26,005	-13,494	39,500	34,479	-5,021
在宅生活援助事業	2,374	912	-1,461	1,763	606	-1,156	1,239	653	-585
介護保険円滑実施特別対策事業	1,116	247	-869	949	186	-763	888	202	-686
介護老人福祉施設入所者水道基本料金助成事業	2,751	1,842	-908	2,458	1,602	-855	2,109	1,420	-688
お達者基金実施事業	800	758	-41	800	721	-78	800	635	-164
公的介護施設等整備事業	40,736	27,520	-13,216	-	-	-	150,685	139,424	11,261
要介護（支援）認定調査員育成事業	14,988	3,197	-11,790	-	-	-	-	-	-
合計	240,970	187,030	-53,939	195,873	162,770	-33,102	342,276	304,953	-37,322

①一般会計予算実績比較

上記の予算金額と実績金額の乖離が大きい事業について、ヒアリングを実施したところ、以下の回答を得ている。

事業名	対象年度	ヒアリング回答内容
福祉入浴事業	平成 24 年度	平成 23 年度末で事業廃止のため、平成 23 年度に実績があるが、平成 24 年度は予算が計上されていない。
日常生活用具給付事業	平成 24 年度	平成 23 年度は、平成 23 年 6 月までの火災警報器設置の義務化に伴い、申請数が例年より多かった。平成 24 年度の予算は、平成 23 年度（火災警報器 240 台分）ほどの増加は見込めないと、平成 23 年度ではなく平成 22 年度の実績（同 159 台分）をベースに予算を確保（同 155 台分）したが、実績が 16 台に留まったことが乖離理由である。
高齢者外出支援カード事業	平成 23 年度	平成 21 年度までバスカード専用購入券を 4 枚配付していたところ、平成 22 年度より、購入券 4 枚のうち 1 枚を K カードも購入できる共通購入券に変更している。K カードの購入分について、平成 22 年度の実績がでないタイミングにおいて、平成 23 年度の予算要求を行った結果、当初の見込みより K カードの購入が伸びず（予算 720 万円に対し実績 384 万円）、このことが乖離した主な理由と考えられる。
街かどデイハウス事業	平成 23 年度	日常生活圏域に 1 箇所ずつ設置することを目標としているため、予算については、既存 9 箇所分の運営補助 2,700 万円（300 万円×9 か所分）、及び新規開設分 350 万円（初度開設経費 50 万円、運営補助経費 300 万円）の合計 3,050 万円の予算を確保していた。しかし、新規開設した秋桜の開設時期が年度後半であったため、運営補助の執行に至らなかったこと、また、既存 9 施設のうち 1 施設（ひまわり）が休止の末、年度後半で廃止し、運営補助を執行することがなくなったことが、乖離した主な理由と考えられる。
	平成 24 年度	平成 24 年度から、食事の提供や見守り訪問活動加算などの加算項目を加え補助上限額を 400 万円とした。平成 23 年度同様、予算については、既存 9 箇所分と新規開設 1 箇所分を確保したが、予算要求事務が終了した平成 23 年度後半で既存 1 施設（ひまわり）が廃止となったこと、また、秋桜の運営補助が低額（48 万円）であったこと、さらには、新規開設した「てくてく高田」の開設時期が年度後半であり、運営補助の執行に至らなかったことが、乖離した主な理由と考えられる。
在宅生活援助事業	平成 24 年度	要介護認定非該当者及び要支援・要介護認定者で一人暮らしの高齢者に対し、軽易な日常生活上の家事援助を行う生活支援を行う事業である。延べ 864 時間分の予算を確保したが、実際は延べ 139 時間にとどまったことが、乖離理由である。
公的介護施設等整備事業	平成 23 年度	消防法施行令の改正により平成 23 年度末までに 275 ㎡以上 1000 ㎡未満のグループホームについて、スプリンクラーの設置が義務付けられ、275 ㎡未満のグループホームについても、設置することが推奨されたため予算を確保していたが、設置義務のないグループホームからの辞退が多く寄せられたため、執行額が低く推移し、このことが乖離した主な理由と考えられる。
	平成 24 年度	平成 24 年度は、介護施設整備事業者の選定のみであり、工事は着工されていないため、施設整備完成時に支払う本事業は予算計上の必要がなく、平成 23 年度には実績があるが、平成 24 年度は予算が計上されていない。
要介護（支援）認定調査員育成事業	平成 23 年度	介護保険にかかる事業の担い手が不足する中、介護支援専門員の資格を有しながら未経験で就労に結びついていない未就労者を直接雇用し、要介護（支援）認定調査事務を通じて、介護支援専門員としての知識や経験を養う事業である。当初、雇用（研修）人数は、1 年間を通して 5 人を予定していたが、延べ 3 名を雇用するにとどまり、このことが乖離した主な理由と考えられる。
	平成 24 年度	平成 23 年度限りの実施事業のため、平成 23 年度に実績があるが、平成 24 年度は予算が計上されていない。

(2) 枚方市老人福祉センター楽寿荘

①概要

事業名称	楽寿荘維持管理事業				
事業実施期間	平成 12 年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	老人福祉法第 15 条第 5 項 枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例				
事業の目的	地域の高齢者・市民の憩いの場である老人福祉センター楽寿荘の施設維持管理を行う。				
活動の概要	施設の管理は、平成 18 年 4 月より直営。受付業務、屋外清掃等業務はシルバー人材センターに委託。 利用時間は、午前 10 時から午後 8 時 30 分（毎週木曜日及び年末年始は休館）。 23 年 4 月 1 日にリニューアルオープン。				
補助金の有無	無				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の総数（人）	職員数 （うち非正規職員数）	1.6 人 （1.0 人）	1.6 人 （1.0 人）	1.5 人 （1.0 人）	
収支の推移 （千円）	総収入額	2,649	3,003	2,730	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	8,752	8,494	8,458	
	人件費②	8,304	8,271	7,184	
	その他③	2,300	7,044	3,022	
	合計（①+②+③）	19,356	23,809	18,664	
指標の説明	年間延べ利用者数				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	年間延べ利用者数（人）	計画①	21,000	15,000	20,000
		実績②	13,210	19,187	20,019
	率②/①	62.9%	127.9%	100.1%	
今後の方向性	現状のまま継続				
財源 （千円）	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	792	0	0	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	2,649	3,003	2,730	
	その他	234	473	537	
	一般財源	16,474	20,334	15,934	

枚方市立老人福祉センター楽寿荘（以下、「楽寿荘」という。）は、京阪本線光善寺駅から徒歩約 5 分の高台に位置し、老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センターとして、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための事業、老人クラブ活動に対する援助並びに市民の活動の場として利用されている。

楽寿荘は、昭和 35 年に大阪府民の憩いの施設（大阪府の施設）として開所され、その後、平成 12 年 4 月には市に建物が無償譲渡され、平成 12 年 8 月には市立老人福祉センターとして開所した。平成 21 年には敷地も無償譲渡され、平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月のリニューアル工事の後、平成 23 年 4 月にリニューアルオープンした。

施設内には大小併せて 9 室のスペースがあり、1 時間単位で利用することができる。庭園・中庭には、桜を筆頭に約 130 種の草花が植えられ、ビールや日本酒等のアルコールを含む飲み物も提供され、カラオケセットの貸出し（1 回 1,000 円）も行っているため、春には多くの花見客が宴会を行うことができる。また、その他にも、陶芸、オカリナ、太極拳等の研修に利用され、平成 26 年度からは週 3 日（火曜日・水曜日・金曜日）、多目的室を活用して、在宅で子育てする保護者と乳幼児を対象とする子育て支援室による地域子育て支援拠点事業を実施している。



枚方市立老人福祉センター楽寿荘	
所在地	北中振 2 丁目 3 番 44 号 (京阪光善寺駅徒歩 5 分)
開所年度	昭和 35 年度大阪府開設、平成 12 年枚方市へ移管、平成 23 年 4 月リニューアルオープン
敷地面積	7,315.53 m ²
建物延べ面積	899.33 m ²
事業内容	(枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例第 8 条より) 楽寿荘は、次に掲げる事業を行う。 (1) 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための事業 (2) 老人クラブ活動に対する援助 (3) 楽寿荘の施設及び附属設備の市民の活動の場への提供 (4) その他、市長が必要と認める事業
サービス提供対象者	市民及びそれ以外
施設概要	[貸し部屋]大・中・小集会室各 1 室、和室 4 室、多目的室 1 室、多目的ホール 1 ホール等 [利用時間]午前 10 時から午後 8 時 30 分 [駐車場]18 台 [休館日]毎週木曜日と 12 月 29 日～1 月 3 日までの年末年始

②利用率

楽寿荘の利用状況は以下のとおりである。

	平成 21 年度 (改修前)	平成 23 年度 (改修後)	平成 24 年度 (改修後)	平成 25 年度 (改修後)
利用時間数	-	3,738 時間	4,409 時間	4,450 時間
利用率 (※)	-	-	17.0%	15.1%
使用料収入	-	2,649 千円	3,003 千円	2,730 千円
利用者数	17,788 人	13,210 人	19,187 人	20,019 人
利用者数増減率	(基準) 100%	74.3%	107.9%	112.6%
事業費 (維持管理費用)	11,005 千円	11,845 千円	15,539 千円	12,017 千円

※年間利用時間数/年間貸室時間枠合計。なお、利用時間数には、使用料収入を徴収しない市開催の教養講座等の開催時間数も含まれている。

平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月まで、部屋の増設や一部の和室を洋室に変更する等の大型改修 (140,789 千円) を行うため、全面的に休館した。

利用人数の推移については、平成 23 年度は改修前の平成 21 年度と比較して減少しているが、平成 24 年度及び平成 25 年度については少しずつ増加しており、これは、リニューアル工事による部屋の増設、教養講座や介護予防教室などの拡充、広報やホームページやパンフレットなどで周知を進める等の理由によるものである。

リニューアルにより利用者数は増加しているものの、利用率は平成 25 年度で 15.1%と依然として低い。

区分	室数	定員 (単位：人)	金額 (単位：円/時間)	年間利用時間数 (単位：時間)	利用率 (※) (単位：%)
和室	4 室	12	400	919	7.0
大集会室	1 室	120	800	1,070	32.7
中集会室	1 室	40	600	775	23.7
小集会室	1 室	25	500	769	23.5
多目的ホール	1 ホール	60	800	549	16.8
多目的室	1 室	40	600	368	11.2
			合計	4,450	15.1

※利用率＝年間利用時間数÷年間貸室時間枠



和室の一室



多目的ホール

利用率が低い原因として、市は以下を理由に挙げている。

- ・最寄駅からの最短コースは急な坂道や階段があり足の不自由な高齢者には利用し辛い。
- ・認知度が低い。
- ・高齢者以外の利用も促進しているが、施設名称に“老人福祉センター”と表記されているため、老人ホーム等の福祉施設と間違われ易く、特に高齢者以外の認知度が低い。

③認知度アンケートの結果

平成 25 年度に市の政策企画部市民相談課が実施した市政モニター報告書によれば、各年代別の楽寿荘の施設認知度及び施設利用経験者の割合は以下のとおりであった。

回答者属性	回答者数 (単位：人)	認知度	利用経験者の 割合
20 歳未満	5	0.0%	0.0%
20 歳代	24	4.2%	0.0%
30 歳代	40	30.0%	5.0%
40 歳代	43	32.6%	16.3%
50 歳代	31	29.0%	0.0%
60 歳代	53	56.6%	9.4%
70 歳代	41	78.0%	46.3%
80 歳代	3	33.3%	0.0%
無回答	4	25.0%	25.0%
合計	244	41.0%	13.9%

当該報告書によれば、回答者の認知度は全体で 41.0%、特に 50 歳代以下はおよそ 30% 以下と低い。また、回答者の内、施設利用経験者は全体で 13.9%と低かった。60 歳代の回答者については、認知度は 56.6%と比較的高かったものの、利用経験者数は 9.4%と低く、利用率の低さは認知度以外の要因によっても影響を受けていることがわかる。

④利用率改善に向けて（意見 22）

平成 22 年度における大型改修に係る多額の投資や、毎期発生する維持管理費用に鑑みれば、20%を下回る利用率を今後改善していく必要がある。

改善に向けて、まず条例の設置目的に沿って、高齢者に如何に利用してもらうかを検討すべきである。平成 23 年度に実施した「要介護認定を受けていない高齢者向けアンケート」では、生きがいや楽しみとして「仲間と行う趣味や娯楽」が 41.8%と最も高くなっていることから、高齢者が集う場所の提供が重要であり、街かどデイハウスや老人クラブの活動の場として提供することも考えられる。また、市の事業である、生きがい創造学園（パソコン講座や料理教室などの 60 歳以上の市民を対象とした有料の講座）では毎年定員を大きく上回る応募があり、これに参加することができない高齢者のために類似の講座を設ける等、高齢者のためにどのような事業を行えば施設の利用を推進できるかを具体的に検討する必要がある。

現在では高齢者以外でも利用可能となっていることから、市内の学校の課外活動の場として提供する等、高齢者以外の利用推進を図ることや、市の他の施設（下表は例）との連携を図り、予約受付の一元化や施設利用率向上のための協力体制を構築することも有用と考える。また、老人福祉センター楽寿荘という名称であるため、高齢者以外のものが利用できないと誤解されていることも考えられ、施設名称を変更し、高齢者以外の者にも利用しやすい印象を与えることも検討すべきである。

施設名	所管部署	所在地
枚方市立総合福祉会館	福祉部福祉総務課	枚方市新町 2-1-35
枚方市立市民交流センター	市民安全部市民活動課	枚方市牧野北町 11-1
枚方市立メセナひらかた会館	市民安全部市民活動課	枚方市新町 2-1-5
枚方市市民会館	地域振興部文化振興課	枚方市岡東町 8-33

なお、高齢社会室で行う高齢者施策をメインとした利用では、利用率の向上の促進が困難と判断される場合には、市の他部署に移管する等、施設の有効な活用方法を広く検討する必要がある。

(3) 街かどデイハウス

①街かどデイハウス補助事業の概要

事業名称	街かどデイハウス補助事業				
事業実施期間	平成 10 年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	街かどデイハウス事業補助金交付要綱				
事業の目的	街かどデイハウス事業を運営する団体に対し補助金を交付することにより、当該団体の活動を支援するとともに、高齢者等の生活支援の基盤整備を図り、高齢者等の閉じこもり予防及び社会参加の促進を図る。				
活動の概要	要綱に基づき、街かどデイハウス運営事業者からの申請、事業計画等を受け補助金を交付し、年度末に実績報告を受け補助金確定、精算する。				
補助金の有無	有				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の総数(人)	職員数 (うち非正規職員数)	0.65 人 (0.05 人)	0.58 人 (0.05 人)	0.58 人 (0.05 人)	
収支の推移 (千円)	総収入額	11,583	15,145	15,854	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	0	0	0	
	人件費②	4,943	4,367	4,335	
	その他③	22,081	25,505	34,480	
	合計(①+②+③)	27,024	29,872	38,815	
指標の説明	年度末時点の街かどデイハウス運営数+新規開設を目標に、年度末運営の街かどデイハウス数を実績とする。				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	街かどデイハウス数	計画①	10	10	10
		実績②	8	9	10
	率②/①	80.0%	90.0%	100.0%	
今後の方向性	現状のまま継続				
財源 (千円)	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	11,583	15,145	15,854	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	10,498	10,360	18,626	

街かどデイハウスとは「介護保険制度下で自立の高齢者等に対する介護予防を図る観点から、地域で高齢者の自立生活を支えられるよう、既存施設を活用し、住民参加による柔軟できめ細やかなサービスを提供する住民参加型非営利団体等を市町村とともに支援する。」ことを目的に、平成 10 年度より大阪府によって開始された事業である。

平成 22 年度に大阪府の補助金交付要綱が廃止されたことに伴い、当該事業を市の独自事業として引き継ぎ、大阪府から交付金を受ける形で継続している。現在は、平成 26 年 4 月 1 日に、市が中核市に移行したことに伴い、大阪府からの交付金はなくなり、市独自の補助事業として実施している。

市は、「福祉計画 21」（第 5 期）において、街かどデイハウス事業の内容を以下のとおり記載している。

「高齢者の介護予防や社会参加を促進するため、住民参加によるきめ細やかな日帰りサービス（街かどデイハウス事業）を提供している住民参加型非営利団体等を支援します。

「街かどデイハウス事業」は、住民参加型で高齢者を支援する地域に根付いた住民手作りの地域福祉活動です。」

当該事業規模は以下のとおりである。

【事業費推移（交付確定額ベース）】

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費	23,538	22,204	22,081	25,505	34,480

（出典：回議書 件名：平成 21～25 年度 街かどデイハウス事業補助金の確定について）

②街かどデイハウスの現状理解

ア) 街かどデイハウスの整備（意見 23）

「福祉計画 21」によれば「身近な地域で住民参加型の福祉活動を行うデイハウスは、現在市内に 8 か所があり、地域の高齢者のふれあいを実感できる場所として、その役割を果たしてきました。今後は、毎年 1 か所を目途に増設し、13 の日常生活圏域全てにおいて整備できるようにしていきます。また、平成 21 年度からは、地域の介護予防拠点としての機能も担うようになりましたが、より地域に密着しつつ、効果的できめ細やかな取り組みが行われるように支援します。」と記載されている。

当該計画に対して、平成 26 年 3 月 31 日時点では、全 13 の日常生活圏域中 10 の日常生活圏域で街かどデイハウスが整備されており、計画策定時より毎年 1 か所ずつの整備が行われてきている。平成 21 年度からの街かどデイハウスの整備状況は以下のとおりである。

	第4期			第5期	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
圏域1	整備	整備	整備	整備	整備
圏域2					
圏域3	整備	整備	整備	整備	整備
圏域4	整備	整備	整備	整備	整備
圏域5					
圏域6		整備	整備	整備	整備
圏域7	整備	整備			整備
圏域8	整備※1	整備※1	整備※1	整備	整備
圏域9	整備	整備	整備	整備	整備
圏域10					整備
圏域11					
圏域12	整備	整備	整備	整備	整備
圏域13				整備	整備
合計数	8	9	8	8	10
設置目標	19	19	19	13	13

※1:同一圏域に複数の事業所がある

※整備 :各年度の期末日(3月31日)に、街かどデイハウスが存在する

記載なし :各年度の期末日(3月31日)に、街かどデイハウスが存在しない

※街かどデイハウスの整備目標を各日常生活圏域に1か所としたのは、第5期計画からであり、それまでは、中学校区の19圏域ごとに1か所の整備を目標としていた。

市は、全ての日常生活圏域で街かどデイハウスを整備することを目標としているが、その実現は各日常生活圏域において、街かどデイハウスの代表者として立候補する市民が現れるか否かにより大きく左右される状況にある。実際に、地域(中学校区及び日常生活圏域)によっては、長年にわたって街かどデイハウスが整備されていないところも存在している。街かどデイハウスは、異なる日常生活圏域の住民であっても利用可能ではあるが、同じ市民として納税しているにも関わらず、近隣に街かどデイハウスが存在せず、サービスが享受できないということは、不平等である。

また、市の担当者へのヒアリング等により、高齢者虐待を受けている者及び自宅で生活しにくい高齢者(高齢者虐待ではない)も、街かどデイハウスを利用していることを把握した。街かどデイハウスの本来の整備趣旨からすれば、高齢者虐待を受けている者の受入は予定されておらず、自宅で生活しにくい高齢者のよりどころとなることも、本来の整備趣旨では想定されていない。一方で、街かどデイハウスは、他の老人クラブとは異なり、利用料さえ支払えば毎日通うことができるという利便性があるため、高齢者虐待を受けている者や自宅で生活しにくい高齢者が集まりやすい特性がある。このような高齢者を街かどデイハウスで受け入れることは、本来の整備趣旨とは異なるものの、高齢者福祉施策として果たしている役割は非常に大きい。

仮に、街かどデイハウスのような、社会的疎外感を感じている高齢者が、救い、憩いを求める場所がない場合には、このような高齢者が行き場を失ってしまう可能性がある。

市は、方針決裁の元、毎年 1 か所を目途として街かどデイハウスの整備を計画しているが、本来であれば全ての日常生活圏域に 1 か所ずつ存在すべきであることを考えると、毎年 1 か所ずつの整備ではなく、早急に全ての日常生活圏域で、街かどデイハウスが整備されるように努めるべきである。そのためには、各日常生活圏域から街かどデイハウスの代表者となる市民が現われるのを待つのではなく、市として具体的な施策を打ち出し、全ての日常生活圏域ごとに街かどデイハウスが整備されるように積極的に取り組むべきである。

今後、13 の日常生活圏域に 1 か所ずつの整備が完了したとしても、高齢者の利用の利便性を考慮すると十分とはいえないが、全ての高齢者が無理なく通える範囲に街かどデイハウスの整備を行っていくことは、市の財源負担を考えると実現困難である。

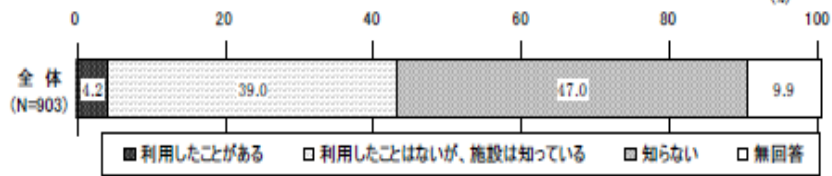
そのため、より多くの高齢者が街かどデイハウスを利用し、地域で生き生きと活動できるようにするためには、当該事業自体の見直しについても検討する余地がある。

イ) 街かどデイハウスの利用促進（意見 24）

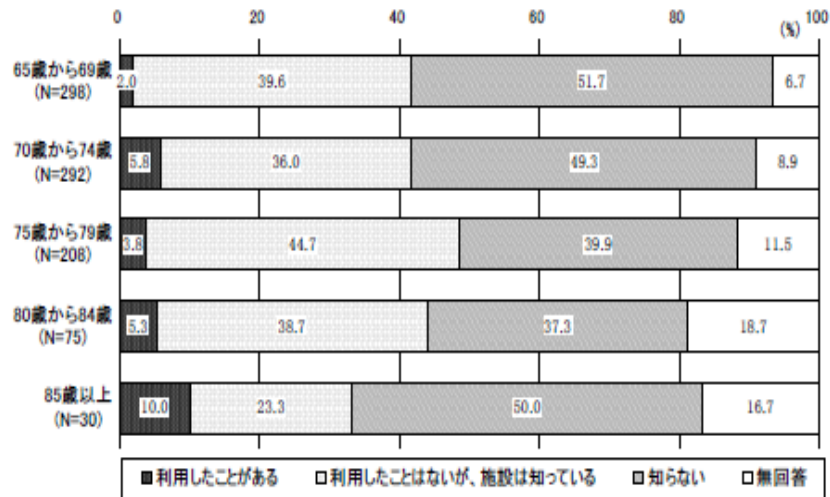
下記のアンケート結果が示しているように、アンケート対象者（平成 26 年 8 月 1 日現在、要介護認定を受けていない 65 歳以上の方）の約半数は街かどデイハウスの存在について知らない状況である。

第 5 期計画策定時と第 6 期計画（現在、策定中）策定時では、街かどデイハウス自体の認知度はやや向上している（前は「利用したことがある」が 3.2%、「制度は知っている」が 33.1%）。これは、市が発行する広報への掲載、街かどデイハウスをふれあいスペースとして開放したこと及び地域活動への参加（清掃活動やこども見守り隊）などの施策によるものだと考えられるが、それでもまだ半数近い者が知らない状況である。今後は、より一層認知度の向上に努めるだけでなく、街かどデイハウスの活動を理解してもらい、参加を促進するような取組みも実施すべきである。

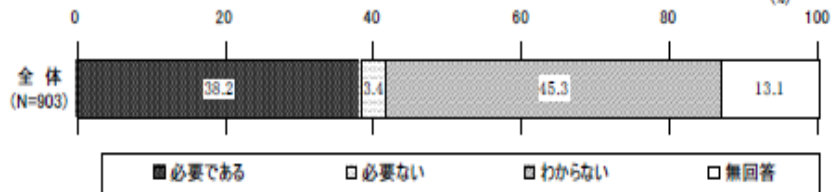
【街かどデイハウスの利用経験】



【街かどデイハウスの利用経験】



【街かどデイハウスの充実の必要性】



③収支状況

ア) 各事業所における収支状況

平成 25 年度収支決算書の主な数値は以下のとおりである。

(単位：千円)

	事業所 A	事業所 B	事業所 C	事業所 D	事業所 E	事業所 F	事業所 G	事業所 H	事業所 I	事業所 J
①街デイ事業分										
基本分	3,128	3,384	3,032	3,096	2,616	2,936	3,352	2,596	3,384	1,032
食事の提供	217	263	194	245	177	219	254	13	297	79
見守り訪問	-	-	-	275	300	300	-	100	-	-
買い物支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域活動協力	360	-	-	360	360	360	360	270	300	120
②初期設備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500
③利用料	868	1,230	483	1,409	1,385	1,184	1,653	527	1,283	224
④食事代	439	1,471	754	1,643	966	1,596	1,034	181	1,388	276
⑤寄付	172	1	136	45	1	867	216	411	-	33
⑥その他	30	-	0	1,670	0	63	-	-	1,240	10
地域支援事業分	-	795	-	1,755	2,445	1,880	885	-	-	-
収入合計 (A)	5,214	7,144	4,599	10,498	8,250	9,405	7,755	4,098	7,892	2,274

①家賃	576	1,320	1,200	1,248	720	840	960	500	1,050	200
②光熱水費等	357	375	297	685	299	655	333	309	633	215
③人件費	3,124	3,381	2,231	4,581	3,180	3,414	4,561	2,091	3,828	941
④手当 (交通費)	-	12	-	84	-	294	126	655	331	-
⑤旅費	-	1	7	-	-	-	-	5	-	6
⑥需用費	607	1,142	795	1,588	1,397	1,637	684	322	1,694	351
⑦修繕料	51	-	-	-	-	10	-	23	-	37
⑧役務費	3	36	42	28	8	13	116	77	257	12
⑨保険料	-	50	24	40	69	34	27	-	43	6
⑩使用料及び賃貸料	266	3	3	470	132	217	63	-	55	-
⑪研修費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
⑫備品購入費	230	30	-	-	-	337	-	116	-	-
⑬地域支援分	-	795	-	1,775	2,445	1,955	885	-	-	-
初期設備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500
総事業費合計 (B)	5,214	7,144	4,599	10,498	8,250	9,405	7,755	4,098	7,892	2,274

《収入合計に対する割合》

寄付金	3.3%	0.0%	3.0%	0.4%	0.0%	9.2%	2.8%	10.0%	-	1.5%
人件費	59.9%	47.3%	48.5%	43.6%	38.5%	36.3%	58.8%	51.0%	48.5%	41.4%
手当	-	0.2%	-	0.8%	-	3.1%	1.6%	16.0%	4.2%	-

(出典：平成 25 年度収支計算書及び事業実績報告)

A. 収支状況に係る街かどデイハウス事業の問題点

a. 寄付金の拠出 (意見 25)

収支状況の査閲の結果、以下の事項が検出された。

ほぼ全ての事業所で事業の代表者又は利用者から寄付が行われており、一部の事業所では、多額の寄付が行われ、団体間での寄付金額の相違に伴う負担度合いが差が生じている。

上記の表が示しているとおおり、一部の事業所では、総収入に対する寄付金額の割合が10%程度となっており、寄付金なしでは事業が存続できない状況にあることを意味している。街かどデイハウス事業自体が、住民参加型非営利団体等の支援をすることを目的にしているため、各事業所において、一定程度の寄付が行われることは理解できるが、事業の存続が寄付金に依存している現状は適切であるとは言えない。事業存続のためにも、市として「事業実績報告書」等を精査し、事業が存続できる運営状況への移行を指導すべきである。

b. 人件費及び手当（意見 26）

収支状況の査閲の結果、以下の事項が検出された。

- ・総収入に対する人件費率が各団体間で大きく異なっている。
- ・一部の事業所では、交通費手当の支給まで行っており、かつ、総収入に対する交通費手当の割合が非常に高い事業所も存在する。

総収入に対する人件費及び手当（交通費）の割合が各団体間で大きく異なっていることは、代表者やスタッフの給料をある程度賄えている事業所と賄えていない事業所が存在していることを意味する。相対的に総収入に対する人件費比率の低い事業所は、他の事業所より代表者及びスタッフ個人のボランティアに依存する割合が高いことを意味する。

市が支援する事業としては、各事業所の規模及び利用人数等に応じて、人件費を個別に算定し、支給する方針等を検討すべきであり、団体への経済的負担が過度なものとならないように管理する必要がある。

また一方で、人件費は、収入に余剰が生じた際の調整項目として名目的に使用されやすい。そのため、人件費については、月次での報告を実施させ、年度末に遡及的な調整が行われることがないよう管理する必要がある。

c. 建物の賃貸借契約（意見 27）

各事業所で、建物の賃貸借契約書を閲覧した結果、以下の事項が検出された。

- ・契約書の名義が古い者となっており、更新されていない。
- ・団体が親族と建物賃貸借契約を締結している。

市は建物賃貸借契約を適切に確認し、更新漏れ等の形式的な不備については、直ちに対応させる必要がある。また、団体が街かどデイハウスに使用する物件を親族から賃借している場合には、近隣の同規模設備の賃借料等の比較を実施し、賃借料が妥当であることを検証した上で、その内容を書面等に残しておくべきである。

④視察結果

街かどデイハウスの事業所運営の実態を確認するため、2つの事業所を訪問した。

【多・宝・夢「ひろば」】



街かどデイハウス多・宝・夢「ひろば」	
所在地	池之宮 2 丁目 8 番 10 号
開所年度	平成 22 年度
敷地面積	92.74 m ² （有効利用面積：82.45 m ² ）
建物延べ面積	—
事業内容	地域でいつまでも自立した生活を送れるよう、介護予防や社会参加の促進を図るため、健康チェック・軽体操・レクリエーション等の日帰りサービスの提供を行う。
サービス提供対象者	おおむね 65 歳以上の市民
施設概要	<p>[建物構造]</p> 木造 2 階建（街かどデイハウス使用部分 1・2 階） 1 階：トイレ、食堂、ふれあいスペース、（浴室） 2 階：4 室 <p>[利用時間]</p> 午前 10 時から午後 4 時 <p>[休館日]</p> 土・日・祝日と年末年始

【人と木】



街かどデイハウス人と木	
所在地	北中振 1 丁目 19 番 28 号
開所年度	平成 25 年度
敷地面積	139.86 m ² (有効利用面積 : 110 m ²)
建物延べ面積	—
事業内容	地域でいつまでも自立した生活を送れるよう、介護予防や社会参加の促進を図るため、健康チェック・軽体操・レクリエーション等の日帰りサービスの提供を行う。
サービス提供対象者	おおむね 65 歳以上の市民
施設概要	[建物構造] 木造 2 階建 (街かどデイハウス使用部分 1 階) 1 階 : トイレ、食堂、3 室、(浴室、脱衣所、事務所) [利用時間] 午前 10 時から午後 4 時 [休館日] 土・日と年末年始

両事業所とも、事業所を利用している高齢者は生き生きと活動している様子が伺え、当該事業の目的である「地域の高齢者のふれあいを実感できる場所」として機能していることを確認することができた。

一方で、代表者への質問を通じて、以下の課題事項を認識した。

ア) 街かどデイハウスの名称 (意見 28)

当該事業名は大阪府独自の事業として実施していた「街かどデイハウス」事業を、そのままの名称で引き継いでいる。事業名に「デイ」という文字が含まれるため、「デイサービス」や「デイケア」などの介護保険事業と事業内容を混同している市民がいるとのことであった。事業内容を混同することで、本来であれば、利用対象者となるはずの 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない市民が、街かどデイハウスに対する興味を失ってしまう懸念がある。また、このような名称による事業内容の分かりにくさが、街かどデイハウスの認知度向上につながらない要因の一つでもあると考えられる。

市は街かどデイハウスの内容が適切に市民に伝わるように取り組む必要があり、それでも市民の認知度が上がらない場合には、街かどデイハウスの名称そのものの変更も検討すべきである。

イ) 後継者問題 (意見 29)

代表者への質問を通じて、街かどデイハウスを継続的に運営することの難しさを認識した。現在の代表者は当該事業に対して情熱をもって取り組んでおり、その生活は、街かどデイハウスが中心となっている。また、街かどデイハウスの運営そのものが代表者の個性及び裁量に大きく依存しているとの印象を受けた。代表者は、時間的にも経済的にも負担を強いられるため、現在の代表者からの交代が円滑に行われるかどうかについては、疑念を抱いてしまう。

市としては、上述の寄付金の拠出や人件費等の負担に関する問題を解消することで、代表者が円滑に交代できる体制を構築する必要がある。

(4) 緊急通報システム事業

①事業概要

事業名称	緊急通報システム事業				
事業実施期間	平成7年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	枚方市緊急通報体制整備事業実施要綱				
事業の目的	ひとり暮らし等の高齢者の居宅に設置した緊急通報装置を利用した緊急通報体制を整備することにより、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応及び深夜帯等における臨時的な介添え行為を確保するとともに、ひとり暮らし等におけるそれらの不安感の解消を図る。				
活動の概要	市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の健康に不安のあるひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報装置を設置（貸与）する。				
補助金の有無	無				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の総数（人）	職員数※ （うち非正規職員数）	2.27 人 （1.10 人）	2.13 人 （1.10 人）	2.13 人 （1.10 人）	
収支の推移 （千円）	総収入額	558	527	591	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	40,202	40,175	40,480	
	人件費②※	11,422	9,179	11,664	
	その他③	3	9	2	
	合計（①+②+③）	51,627	49,363	52,146	
指標の説明	高齢者人口の伸び等を勘案した緊急通報装置利用人数を目標に設定し、当該年度末の緊急通報装置利用者数を実績値とする。				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	緊急通報装置の 利用者数	計画①	2,925	3,052	3,227
		実績②	2,991	2,962	2,963
	率②/①	102.3%	97.1%	91.8%	
今後の方向性	現状のまま継続				
財源 （千円）	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	558	527	591	
	その他	39,644	39,649	39,889	
	一般財源	3	9	2	

※在宅福祉サービス事業分の積算人数及び金額を記載している。

健康に不安を感じているひとり暮らし等の高齢者を対象として、緊急時に緊急ボタンもしくはペンダントのボタンを押せば、自動的に消防署に通報するシステムを利用した事業であり、また、相談ボタンを押すことで、保健師または看護師が対応するコールセンター（24 時間対応）につながり、健康上の問題等の相談ができる仕組みを支える事業である。平成 6 年度以前の緊急通報電話事業を前身として、平成 7 年度より開始している。

対象者は、以下のとおり、市に住所を有する概ね 65 歳以上かつ 1 人で一定時間以上自宅にて待機する者としており、装置設置時に新規設置料 1,500 円を市に支払えば、その後は緊急通報や保守通報の実費通信料以外の利用者負担が発生しない。

一方、事業の委託先に対する歳出については、利用者に対する装置の貸与期間に応じて市が負担する契約となっており、平成 25 年度は利用者 1 人あたり年間 14,364 円（下表装置(C)）の歳出を要する。利用台数は約 3 千台で推移しており、市の負担総額はおよそ年間 40 百万円となっている。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費（委託料）	40,202 千円	40,175 千円	40,479 千円
装置稼働台数	2,991 台	2,962 台	2,963 台
装置廃止台数	374 台	417 台	410 台
鍵保管利用者数	11 人	17 人	13 人
相談件数	把握していない	把握していない	2,418 件
出動件数	15 件	6 件	2 件

貸与される装置	(1) 横 31.8 cm, 縦 16.2 cm, 高さ 5.35 cm の本体（相談及び緊急ボタン付き） (2) ペンダント（緊急ボタン付き）
対象者	市に住所を有する概ね 65 歳以上で、次のいずれかに該当する方 (1) ひとり暮らしの方 (2) 家族の就労等により、1 日おおむね 6 時間以上かつ週 4 日以上ひとりになる方
利用料 （本人負担）	(1) 新規設置料 1,500 円 (2) 保守通報（動作確認のための自動通報等）にかかる電話代毎月 40～50 円程度 (3) 緊急通報時の電話代
事業委託料	合計 40 百万円 （主な内訳） 装置(A)利用分 420 円/月×延月数 1,588 月=666,960 円 装置(B)利用分 525 円/月×延月数 1,372 月=720,300 円 装置(C)利用分 1,197 円/月×延月数 32,577 月=38,994,669 円 鍵保管分 525 円/月×延月数 174 月=91,350 円 協力員代行出動業務分 3,150 円/回×延べ回数 2 回（※1）=6,300 円 ※1：緊急時は、コールセンターが対応し、連絡元の家族等に安否確認等の依頼連絡をするが、家族等の対応が出来ない場合や身寄りがない高齢者の場合、直接協力員が出動する。 ※：装置(A)(B)(C)は、装置の契約時期等によって契約金額が変更されているため、単価が異なる。

②事業内容の見直し（意見 30）

ひとり暮らしの高齢者が増加する中、市が高齢者の日常生活をサポートすることは重要である。また、平成 23 年度に行われたアンケート調査においても、充実してほしい高齢者福祉サービスとして緊急通報装置の貸与が 39.5%と市に対するニーズは大きい。

しかしながら、将来予測における高齢者数の増加に鑑みれば、今後、当該事業に係る財政負担の増加が予想され、現在の制度が維持できなくなる可能性がある。

なお、同事業の装置の貸与期間に係る利用者負担について、任意で抽出した他市（大阪市、高槻市、堺市、東大阪市、岸和田市、茨木市）ではいずれにおいても、所得税又は市町村民税非課税世帯もしくは生活保護受給世帯等の条件付き世帯以外は、一定金額の月額を利用者が負担する仕組みとなっている。

自治体	利用者月額負担 装置賃貸料	利用者負担金額ゼロの条件
大阪市	721 円/月	所得税非課税世帯
高槻市	1,020 円/月	市町村民税非課税世帯
堺市	700 円/月	生活保護受給世帯、所得税非課税世帯
東大阪市	820 円/月	
岸和田市	1,188 円/月	生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、中国残留邦人等の帰国の促進及び帰国後の自立支援のための支援給付受給世帯
茨木市	<ul style="list-style-type: none"> ● 2,000 円/月（本人が市町村民税納税者で前年の合計所得金額が200万円以上の場合） ● 1,000 円/月（上記の者以外で、免除者以外の者） 	

今後、より多くの高齢者に利用してもらうためにも、緊急通報システム事業の料金体系及び利用対象者の見直し等、市の財政状況を踏まえ、他の自治体も参考にし、定期的の実施すべきである。

(5) 高齢者外出支援カード配布事業

①事業概要

事業名称	高齢者外出支援カード配付事業				
事業実施期間	平成 15 年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	枚方市高齢者外出支援カード購入券配付事業実施要綱				
事業の目的	バスカード購入券を配付することで、高齢者が経済的事情で外出を控えがちとならないよう、外出を支援し、生きがいと社会参加を促進する。				
活動の概要	8 月末現在 69 歳以上の市民税本人非課税の高齢者を抽出し、9 月に高齢者バスカード購入券等を送付する。				
補助金の有無	無				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の 総数 (人)	職員数 (うち非正規職員数)	0.30 人 (0.05 人)	0.32 人 (0.10 人)	0.32 人 (0.10 人)	
収支の推移 (千円)	総収入額	0	0	0	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	0	0	0	
	人件費②	2,112	2,014	2,029	
	その他③	22,108	23,514	25,803	
	合計 (①+②+③)	24,220	25,528	27,832	
指標の説明	高齢者人口の伸び等を勘案したバスカードの販売枚数の対前年度比を目標に、当該年度中の販売枚数/前年度中の販売枚数×100 (%) を実績値としてみる。				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	バスカード販売 枚数の対前年度 比	計画①	102.0	104.0	106.0
		実績②	105.5	106.3	111.0
	率②/①	103.4%	102.2%	104.7%	
今後の方向性	現状のまま継続				
財源 (千円)	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	
	その他	0	10	11	
	一般財源	24,220	25,518	27,821	

事業の対象者となる高齢者は、平成 25 年 8 月 31 日現在、次のいずれにも該当するものである。

- ア) 市に住所を有し、かつ、69 歳以上である者
- イ) 平成 25 年度の市町村民税が非課税の者

上記の条件に該当する全ての対象者に、専用購入券 3 枚（高齢者バスカードのみ購入可）と共通購入券 1 枚（高齢者バスカードか高齢者スルッと KANSAI K カードのいずれかを購入可）を配付し、当該購入券を使用することで、3,300 円分の高齢者バスカードが 2,000 円で、3,000 円分の高齢者スルッと KANSAI K カードが 2,500 円で購入することができる事業である。

【カード 1 枚あたりの割引額】

カード名	1 枚あたりの割引額
高齢者バスカード	1,300 円
高齢者スルッと KANSAI K カード	500 円

②「スルッと KANSAI K カード」の対象者以外の利用可能性（意見 31）

購入した「バスカード」及び「スルッと KANSAI K カード」の利用は、本人に限り利用可能となっている。

「バスカード」については、対象者のバス乗車時にバスカードを利用するとともに、降車時に本人であることの証明である利用書の提示を必須としており、対象者以外の者に使用される可能性は低いと考えられる。一方、「スルッと KANSAI K カード」については、購入の際の身分証明書の提示や通常のカードとは異なるデザインカードを発行するなど、対象者以外の者に使用されないよう、未然の防止策を講じているものの、実際の利用は、鉄道の各駅の自動改札機であるため、対象者以外の者が使用しても発見が困難な状態となっている。

高齢者外出支援カード配布事業は、あくまでも高齢者本人が経済的事情で外出を控えがちとならないよう、外出を支援し、生きがいと社会参加を促進するための事業であり、対象者以外の者に不正利用される余地があることは問題であるため、解決するための改善策が必要である。

(6) 老人クラブ育成補助事業

①事業概要

事業名称	老人クラブ育成補助事業				
事業実施期間	昭和 38 年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	枚方市老人クラブ等活動事業等補助金交付要綱				
事業の目的	老人クラブ等が行う社会奉仕、健康増進等の諸活動にかかる経費を助成することにより、高齢者の生活を健全で豊かなものにする。				
活動の概要	各単位老人クラブ、老人クラブ連合会、ひとり暮らし老人会連絡会からの活動補助金申請等、老人クラブ連合会事務経費補助金申請等を受け、活動予定月数、会員数等に応じた補助金を交付し、年度末に各実績報告を受け、精算等を行う。また、府に対し、補助金申請を行い補助金の交付を受ける。				
補助金の有無	有				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の総数 (人)	職員数 (うち非正規職員数)	0.38 人 (0.05 人)	0.34 人 (0.05 人)	0.34 人 (0.05 人)	
収支の推移 (千円)	総収入額	0	0	0	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	0	0	0	
	人件費②	2,759	2,447	2,438	
	その他③	25,229	25,285	25,408	
	合計 (①+②+③)	27,988	27,732	27,846	
指標の説明	前年度実績を目標に、老人クラブ会員数の維持が図れているかを見る。				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	老人クラブ補助金申請時の会員数	計画①	14,448	14,487	14,421
		実績②	14,487	14,421	14,469
	率②/①	100.3%	99.5%	100.3%	
今後の方向性	現状のまま継続				
財源 (千円)	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	7,480	7,104	7,018	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	20,508	20,628	20,738	

補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

補助事業	平成 25 年度予算額	平成 25 年度確定額
老人クラブ活動事業 (単位クラブ)	17,965	16,939
老人クラブ連合会活動事業	3,699	3,408
老人クラブ連合会運営事業	4,365	4,361
一人暮らし老人会連絡会活動事業	700	700
合計額	26,729	25,408

②実績報告書の不備（結果 9）

老人クラブ連合会運営事業は、老人クラブ連合会の事務職員に対する人件費（臨時職員の賃金・交通費等）相当を補助する一つの補助事業である。

当該事業の補助金の精算を行う際、老人クラブ連合会から実績報告書として提出されていたのは、補助金の概算交付時に提出された出勤予定書と全く同じ書類であった。

当連合会は、実際の出勤に基づく実績報告書を市に提出すべきであり、市は、補助金精算の際に実績報告書として妥当なものであるかどうかを適切に検証すべきである。

③モニタリングの記録（意見 32）

高齢社会室は、補助金確定の際に、補助対象経費の報告が適切であるかどうかを確認するため、実際に現地往査し、モニタリングを実施している。しかしながら、当該 4 事業全てについて、モニタリング実施時の結果の記録が残されておらず、補助金確定額が適切であるかどうか、書類上、確認することができなかった。

今後、モニタリングを実施する場合には、モニタリング結果を記録として残し、補助対象経費の報告が適切であるかどうか、書類上明確にし、保管すべきである。

(7) シルバー人材センター事業費補助事業

①事業概要

事業名称	シルバー人材センター事業費補助事業				
事業実施期間	昭和 55 年度～				
会計種別	一般会計				
根拠法令等	シルバー人材センター運営補助金交付要綱				
事業の目的	枚方市シルバー人材センターの運営を補助することによって、高齢者に仕事を紹介することにより生きがいを提供し、支えていくというセンターの目標を支援する。				
活動の概要	枚方市補助金等交付規則及び社団法人枚方市シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。				
補助金の有無	有				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
職員配置の 総数 (人)	職員数 (うち非正規職員数)	0.20 人 (0.00 人)	0.20 人 (0.00 人)	0.20 人 (0.00 人)	
収支の推移 (千円)	総収入額	0	0	0	
	総支出額				
	経費				
	委託料①	0	0	0	
	人件費②	1,618	1,600	1,581	
	その他③	18,336	18,478	13,161	
	合計 (①+②+③)	19,954	20,078	14,742	
指標の説明	シルバー人材センターの各年度末時点の登録会員数				
指標推移	指標名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	登録会員数	計画①	3,200	3,300	3,100
		実績②	3,241	3,060	2,719
	率②/①	101.3%	92.7%	87.7%	
今後の方向性	改善				
財源 (千円)	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	市債	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	19,954	20,078	14,742	

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益 (千円)	1,042,592	1,013,199	990,306	966,951	949,134
経常費用 (千円)	1,040,131	1,013,921	984,156	972,480	950,977
当期経常増減額 (千円)	2,461	-722	6,150	-5,529	-1,844
契約高 (千円)	929,112	909,275	883,452	871,818	859,159
受注件数 (件)	4,487	4,555	4,579	4,692	4,999
平均契約金額 (千円)	207	200	193	186	172
登録会員数 (人)	3,097	3,272	3,241	3,060	2,719
就業会員数 (人)	2,206	2,101	2,091	2,105	2,025
割合	71.2%	64.2%	64.5%	68.8%	74.5%
1日平均就業人員 (人)	1,027	1,003	987	970	975
就業延人員 (人日)	248,616	244,800	241,904	238,717	237,806
就業延時間 (時間)	1,119,160	1,075,647	1,072,530	1,023,409	990,505
補助金	19,283	19,098	18,336	18,478	13,161
(内訳)					
人件費 (金額) (千円)	11,999	11,868	12,117	12,127	7,562
人件費 (人数)	3	3	3	3	2
賃借料 (千円)	2,007	2,007	0	0	0
保険料 (千円)	4,757	5,092	6,089	6,221	5,599
負担金 (千円)	520	130	130	130	0

公益社団法人シルバー人材センターは、高齢者に仕事を紹介することにより、生きがいを提供し、支えていくことを目的として運営されている。一般家庭、企業、事業所、行政機関等から庭木の手入れ、除草、植木の水やり、家事手伝い、簡単な大工仕事、和裁、宛名書、表彰状書、一般事務、経理事務、屋内外軽作業、屋内外清掃、各種施設管理等の仕事を受注し、シルバー登録会員に提供している。

シルバー作業所	
所在地	大垣内町 3 丁目 14-1
開所年度	平成 6 年度
敷地面積	372.76 m ²
建物延べ面積	644.42 m ²
事業内容	(枚方市シルバー作業所条例第 3 条より) シルバー作業所は次に掲げる事業を行う。 (1) 作業所の施設を高齢者の臨時的かつ短期的な就業に係る作業の用に供すること。 (2) 作業所の施設を高齢者の臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の習得の用に供すること。 (3) 作業所の施設を高齢者の研修、会議等の用に供すること。 (4) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。
施設概要	〔開所時間〕 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで 〔閉所日〕 日、祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日までの年末年始

②補助金交付要綱の整備（結果 10）

シルバー人材センター事業費補助事業においては、公益社団法人シルバー人材センターの運営を支援するため、補助金を交付している。

平成 25 年度は、枚方市補助金等交付規則及び社団法人枚方市シルバー人材センター運営補助金交付要綱（以下、「運営補助金交付要綱」という。）に基づき補助金を交付しているものの、補助金の交付対象となる経費は広範にわたり、交付額の上限も特に定められていない。なお、平成 25 年度の補助金は、一部の従業員に係る人件費及び傷害保険料を対象としており、これについては年度ごとに必要性を吟味し決裁している。

本来であれば自立した外郭団体であるシルバー人材センターに対し、運営支援として市から運営補助金を交付することは不適切であるため、事業活動に対する補助金として交付されるべきであるが、昭和 62 年度に制定された運営補助金交付要綱を平成 25 年度に至るまで使用している。これについては、前年度の包括外部監査においても同様の指摘があり、補助金交付要綱の見直しが検討され、従前の運営補助金交付要綱の廃止が積極的に進められているものの、平成 26 年度において未だ同要綱は廃止されていないため、即時に廃止する必要がある。

なお、市の取扱いとして、補助金交付要綱は、交付先が複数ある場合において補助基準を明確にするために要綱を設置するものとしており、当事業に係る補助金はシルバー人材センターのみに交付されるため、今後、これに代わる補助金交付要綱の制定の予定はないとのことであった。

第4. 総括意見

市においては、他都市と同様に65歳以上の高齢者人口が年々増加する状況にあり、今後、介護に関わる財政負担が一層増加すると予想される中、健康で心豊かな自立と共生のまちの実現に向けて、「福祉計画21」を策定し、長期的な視点に基づいた高齢者福祉施策への取り組みが行われている。

「福祉計画21」（第5期）は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えるシステムを作り上げていくための方向性をまとめたものとなっており、高齢者一人ひとりの状況に応じて、医療・介護や生活支援サービスを繋いでいくコーディネーターとしての役割を担う高齢者サポートセンターを全生活圏域に設ける等、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めているところである。

このような取り組みが行われている中、今年度の包括外部監査は高齢者福祉をテーマとして設定し、監査を実施した結果、以下のような検討が必要となる事項を把握した。

地域包括ケアシステムに関する課題事項は以下のとおりである。

（地域包括ケアシステムの実現）

地域包括ケアシステムの実現に向けての取り組みが行われている中、適切なPDCAサイクルを実践し、継続的な業務改善を行いながら、各種事業の実施に取り組むべきであり、その目標に対する達成度等を示すべきである【地域包括ケアシステムの実現 意見1】。

（認知度向上施策）

介護予防事業を普及させるにあたっては、市の取り組みに対する認知度向上のための施策に注力し、アンケート等により事業への参加者の増加につなげるための意見収集に取り組むべきである【認知度向上施策に係る対応状況 意見2】。

また、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う高齢者サポートセンターに関する課題事項は以下のとおりである。

（収支状況のモニタリング）

委託先の法人の収支状況のモニタリングにおいて、支出項目としての減価償却費が認められているか不明であるため、記載ルールを明確にすべきであった【収支報告書の不備事項（減価

償却費) 結果 1】。また、事業活動費と事業費支出のそれぞれに計上すべき取引内容が明確になっていなかった【収支報告書の不備事項(事業費支出) 結果 2】。さらに、介護予防支援委託費の計上区分の誤り等が 2 件確認された【収支報告書の不備事項(記載内容の誤り 結果 3】。そのため、これらの課題事項を踏まえて収支報告書のフォームの見直しを行うべきである【収支報告書のフォームの見直し 意見 3】。なお、モニタリングの結果が書面で残されておらず、不明瞭である。収支状況のモニタリングを実施するにあたっては、担当者の属人的なモニタリングとならないよう、チェックリスト等に基づいて実施すべきである【モニタリングの方法 意見 4】。

(業務モニタリング)

一方で、高齢者サポートセンターの事業所が行う自己評価において、一部の事業所では全てのチェック項目を満点とする評価が行われていたため、実態に見合った評価が行われるよう指導すべきである【自己評価票の記載 意見 5】。また、モニタリング当日に書面で行われている指摘のメモに関して、その内容が抽象的であるため、当日は口頭でのコメントとし、後日、書面にて詳細を報告すべきである【指摘メモの記載内容 意見 6】。なお、当日の指摘メモのない事業所も多く見受けられるため、指摘以外に助言等についても書面にて報告を行うべきである【指摘メモがない場合の対応 意見 7】。

介護保険制度に関する課題事項は以下のとおりである。

(介護保険特別会計予算実績比較)

介護保険制度に関して、その各種事業の予算実績比較及びその乖離金額の発生原因分析が正式な手続きとして行われていない。将来の事業計画の策定に資する有用な情報を把握するためにも、正式な手続きとして実施すべきである【予算数値と実績数値の比較分析 意見 8】。

(二次予防事業対象者把握事業)

介護保険特別会計の地域支援事業における、二次予防事業対象者把握事業(要介護認定者及び要支援者を除く 65 歳以上の者を対象に枚方市基本チェックリストの結果から二次予防事業対象者を抽出して、通所型介護予防事業等のプログラムに参加推奨する事業)に関して、その予算額は保険給付費に一定率を乗じた金額となっているため、実績額と著しく乖離しており、予算額が実現不可能な数値となっていないかどうか検証すべきである【適切な予算管理 意見 9】。また、二次予防事業対象者として把握された人数に対し、実際に予防教室等に参加し

た割合はわずか 0.4%程度であるため、より魅力的なプログラムの開講等に取り組むべきである【事業の運営内容の改善 意見 10】。

(保険料徴収業務)

介護保険制度は、被保険者からの適切な介護保険料の納付の基に成り立っており、その徴収管理は重要であるため、介護保険料の滞納者への徴収を徹底するための訪問徴収が行われているが、留守宅が多く、徴収金額はわずかである。事前に訪問日を通知し、また、留守宅には再訪問するなど、可能な限り回収のための方策を検討すべきである【介護保険料滞納者に対する徴収 意見 11】。

(介護施設 待機者数の把握)

介護老人福祉施設における定員に対し入所希望者数は大幅に超過している。特別養護老人ホームにおいて、把握している待機者数にはすでに施設に入所している者等も含まれているため、新たな入所者を確定するための連絡において、業務が非効率に行われており、市の保有する情報共有体制の整備に努めることが必要である。また、今後の適切な施設の設置のためにも、正確に各施設への入所希望者数を把握することが重要であり、より一層精緻な待機者数の把握が必要である【待機者数の把握体制 意見 12】。

(介護施設 厚生労働省による調査の結果)

サービス付高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームに関し、厚生労働省による「介護漬け」「介護渋り」「困り込み」等に関するアンケート調査が行われ、市は他の自治体で生じている課題事項は把握していないと回答しているが、今後も引き続きモニタリング等に注力していくことが求められる【市の回答の状況 意見 13】。

(介護施設 指定管理者制度)

市においては、高齢社会室所管の公の施設 6 施設のうち、4 施設について、指定管理者制度を導入しているが、指定管理者の募集を非公募としている。そのため、現在の指定管理者と同等水準のサービスを提供できる事業者の存在を確認し、原則どおりの公募による募集を行うべきである【指定管理者の選定方法 意見 14】。また、当該 4 施設において、使用料は収受せず、無償貸与が継続的に行われている。本来であれば、施設の使用料は指定管理者が負担すべきものと考えられ、指定管理料制を採用した場合とで市の負担額に相違が生じることは望ましくないため、有償化の是非を検討すべきである【建物の無償貸与 意見 15】。指定管理者が市に提出する資金収支計算書では、その資金の定義に伴って、収支状況の把握には限界がある。損益の状況を表す事業活動収支計算書と合わせてモニタリングを実施すべきである【資金収支

計算書の取扱い 意見 16】。施設利用者に対する満足度調査アンケートの結果が市に報告されているが、市はその結果に基づく改善状況をモニタリングしているかどうか確認できなかったため、モニタリング項目に含め実施すべきである【利用者満足度調査の集計結果 意見 17】。月末後 30 日以内に市へ提出しなければならない月次報告書について、3 施設を管理運営している母子寡婦連合会からの提出が遅延しているため、提出期限を遵守するよう指導すべきである【月次報告書の提出遅延 結果 4】。また、市に提出されている実績報告書に記載されている業務委託金額に誤りがあるため、正確な金額を記載させるべきであり、その正確性を適切に検証すべきである【実績報告書の不備 結果 5】。市に提出されている事業報告書において、備品の管理状況を報告することとなっているが、平成 25 年度の指定管理者全 4 施設の事業報告書には記載がなかったため、漏れなく報告されるよう、事業報告書の形式を整え、指定管理者に指導すべきである【備品の管理状況の報告漏れ 結果 6】。

施設往査を実施した市立特養と市立デイにおいて、市に提出している収支計算書の数値について、金額が僅少であるとの担当者の独自の判断により修正が行われていたが、責任者の承認を得た上で修正すべきである【収支計算書の修正 意見 18】。また、備品の管理について、指定管理者による定期的な現物調査は実施されておらず、備品の管理状況を確認するため、任意の備品数点の現物調査を行った結果、現物と管理簿との不一致等が見受けられた。指定管理者は、すべての備品について現物調査を実施し、現物と管理簿を一致させておく必要があり、市は定期的に現物と管理簿とを照合するよう、指導する必要がある【現物実査の結果 結果 7】。備品管理に関する市の指定管理者に対するモニタリング評価の結果と実際の管理状況に乖離があったため、指定管理者による備品現物調査結果を確認した上で、一部の備品については独自で確認する等、事実に基づいたモニタリング評価が必要である【指定管理者運営評価結果 8】。市立特養の現金及び切手の管理に関し、担当者以外の者による確認及び責任者の承認が行われていないため、適正な管理を実施すべきである。また、市立デイにおいて、小口現金の日々の残高管理は実査表を用いて行われていなかったため、実査表を用いて日々の残高照合を実施するとともに、ダブルチェック及び責任者の承認行為を行うべきである【現金・切手の管理 意見 19】。小金庫が事務所出入り口付近に置かれており、適切な管理状況ではないため、保管場所について検討すべきである【小金庫の管理 意見 20】。普通預金通帳が大金庫に保管されているが銀行印と一緒に保管されているため、銀行印については、別の場所で責任者が保管するなどの対応を図るべきである【通帳管理 意見 21】。

一般会計において実施される高齢者施策に関する課題事項は以下のとおりである。

(枚方市老人福祉センター楽寿荘)

直営施設である楽寿荘は、老人福祉センターとして、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための事業、老人クラブ活動に対する援助並びに市民の活動の場の提供等のために貸館事業を行っているが、利用率は 20%未満と低く、認知度も低いことから、利用促進を図ることを積極的に検討すべきである【利用率改善に向けて 意見 22】。

(街かどデイハウス)

身近な地域で住民参加型の福祉活動を行う街かどデイハウスは、現在 13 圏域中 10 圏域にしか存在せず、居住地によりサービスが享受できないことは不平等であるため、すべての圏域に整備されるよう積極的に取り組むべきである【街かどデイハウスの整備 意見 23】。また認知度が低いことから、その活動の理解を促し、参加を促進するような取組みを実施すべきである【街かどデイハウスの利用促進 意見 24】。一部の街かどデイハウスは、事業の存続が代表者や利用者による寄付金に大きく依存している状況にあるため、事業が安定的に運営できる状況への移行を指導すべきである【寄付金の拠出 意見 25】。総収入に対する人件費等の割合が事業者間で大きく異なり、ボランティアに大きく依存する街かどデイハウスもあることから、市が支援する事業として、事業者の経済的負担が過度にならないよう管理すべきである【人件費及び手当 意見 26】。事業者と親族との間で建物の賃貸借契約が締結されているケースもあるため、賃貸料の妥当性を検証し、書面で保管しておくべきである【建物の賃貸借契約 意見 27】。また、2 つの事業所を実際に訪問し、代表者への質問を通じて以下の問題点を認識した。「街かどデイハウス」という名称は、介護保険事業と混同されてしまう等のおそれがあるため、その事業内容が適切に理解されるよう、名称変更も含めより一層取り組むべきである【街かどデイハウスの名称 意見 28】。運営が代表者の裁量に大きく依存しており、後継者問題に対応するためにも、その体制作りが必要である【後継者問題 意見 29】。

(緊急通報システム事業)

緊急通報システム事業は、健康に不安を感じているひとり暮らし等の高齢者の居宅に緊急通報装置を設置する事業であり、装置を利用して、緊急時に消防署に通報、もしくは相談事項がある場合は、容易に保健師や看護師に 24 時間相談対応できることとなる。利用者は 1,500 円の新規設置料と通信料実費分のみ負担し、装置自体の月額負担等は全て市が負担しているが、将来の高齢者数の増加に伴う財政負担を考慮して、料金体系や利用対象者の見直し等検討が必要である【事業内容の見直し 意見 30】。

(高齢者外出支援カード配布事業)

高齢者外出支援カード配布事業では、69 歳以上の市民等を対象に、「バスカード」もしくは「スルッと KANSAI K カード」を割安で購入できる券を配布し、高齢者の外出を支援している。「スルッと KANSAI K カード」については、対象者以外の者により不正使用されないよう、改善策を検討すべきである【「スルッと KANSAI K カード」の対象者以外の利用可能性 意見 31】。

(老人クラブ育成補助事業)

老人クラブ連合会運営事業は、老人クラブ連合会の事務職員に対し人件費等相当を補助する補助事業であるが、補助金の精算に際し、適切な実績報告書が提出されていなかったため、指導すべきである【実績報告書の不備 結果 9】。また、老人クラブ育成事業に関し、補助金の確定の際に現地往査し、実績報告書をモニタリングしているが、書面での記録が残されておらず、補助金確定額の正確性が確認できなかったため、書面での記録を適切に保管すべきである【モニタリングの記録 意見 32】。

(シルバー人材センター事業費補助事業)

シルバー人材センター事業費補助事業については、昭和 62 年に制定された運営補助金交付要綱が平成 25 年度まで使用されており、未だ廃止が行われていないため、即時に廃止すべきである【補助金交付要綱の整備 結果 10】。

上記のとおり、不備事項が 10 項目、改善の余地があると認められた事項が 32 項目ある。

地域包括ケアシステムの目的を達成していくためにも、「福祉計画 21」で設定した計画の進捗状況をきっちりと把握し、分析することで、どのような取り組みが高齢者に求められ、また今後はどのように改善を図っていくべきであるか、高齢化が進むにあたり、その見極めが非常に重要となる。その地域包括ケアシステムの核となる高齢者サポートセンターにおいては、市によるモニタリングのより一層の充実を図り、利用者が安心して相談できるよう、指導を図っていく必要がある。

また、介護保険制度における予算の策定では、より現実的な数値となるよう対応を図るべきであり、特に二次予防事業においては、その策定方法の見直しを検討する必要がある。施設整備の面においては、高齢化が進むにあたり、特別養護老人ホームの待機者数の増加が予想されるため、その情報を正確に把握し、共有する体制を構築することにより、設備計画をより精緻に策定することができ、当該課題解決につなげていくことができると考えられる。なお、施設管理における指定管理者制度の運営においては、業者の選定から、モニタリングに至るまで多くの課題が見受けられたことから、より厳格な対応が必要である。

一般会計の高齢者施策として、楽寿荘については、その利用率の改善のための方策の検討を直ちに行い、施設の有効活用を図ることで、多くの市民にとっての憩いの場とすることが求められる。また、街かどデイハウスにおいては、その事業の在り方の根本的な見直しを検討し、高齢者にとってより身近な存在で、その事業の存続においても不安が残ることのないよう、取り組んでいく必要がある。

市としては、これらの事項を改善し、介護する側、される側の心のケアにも十分注意を払いながら「福祉計画 21」（第 6 期）に役立てていただければ幸いである。

以 上